

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年4月27日
【計算期間】	第13期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
【ファンド名】	サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]
【発行者名】	サムスン資産運用株式会社 (Samsung Asset Management Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表理事 沈 鍾極 (Shim Jongkeug)
【本店の所在の場所】	大韓民国ソウル特別市瑞草区瑞草大路74キル11(瑞草洞) (11, Seocho-daero 74-gil, Seocho-gu, Seoul, Korea)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 伊 東 啓
【代理人の住所又は所在地】	〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 山 本 明
【連絡場所】	〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	03-6250-6200
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- 注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、以下の語はそれぞれ以下の意味を有するものとします。
- ・ 「本ファンド」
サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]を意味します。
 - ・ 「資産運用会社」
サムスン資産運用株式会社を意味します。
 - ・ 「韓国」
大韓民国を意味します。
 - ・ 「営業日」
韓国取引所の開場日を意味します。
 - ・ 「受益者」
本ファンドの受益証券を保有する者を意味します。
 - ・ 「信託契約」
本ファンドの信託契約を意味します。
 - ・ 「払込資産構成内訳」
資産運用会社が本ファンドの設定又は交換のために、現金、構成銘柄株式等の内訳として韓国証券市場で公告するもの(Portfolio Deposit File)を意味します。
 - ・ 「HSBCソウル支店」
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, Seoul Branchを意味します。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ウォン」は韓国の法定通貨であるウォンを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ウォン=0.097円の換算率(2021年3月30日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、サムスングループ指数(エフエヌガイド(FnGuide)が提供するSamsung Group Indexで、以下「サムスングループ指数」という。)をベンチマークとして、1口当たり純資産価額の変動率をサムスングループ指数の変動率とほぼ等しくなるように投資信託財産を運用することを目的とします。

信託金の限度額

韓国証券取引所における本ファンドの受益証券の取引状況やトラッキング・エラー率等を考慮して資産運用会社が定めます。

ファンドの基本的性格

本ファンドは、サムスングループ指数をベンチマークとして、1口当たり純資産価額の変動率をサムスングループ指数の変動率とほぼ等しくなるように投資信託財産を運用することをその運用目的とし、韓国取引所(Korea Exchange)に上場されて取引される韓国資本市場と金融投資業に関する法律(以下「資本市場法」という。)第229条第1号による証券投資信託であり、資本市場法第234条による上場指数投資信託です。よって、本ファンドは証券上場指数投資信託に分類されます。

本ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

(イ) 受益証券を上場します。

本ファンドの受益証券は、下記の取引所で時価により株式と同様に売買することができます。

韓国取引所

東京証券取引所

韓国取引所における売買単位は1口ですが、東京証券取引所における売買単位は10口です。

取引方法は株式と同様です。売買手数料などについては、詳しくは証券会社等にお問い合わせください。

(ロ) 本ファンドは払込資産構成内訳によって設定されます。

本ファンドの設定は原則として払込資産構成内訳によって行います。

本ファンドは、指定参加者が資産運用会社に対して投資信託の当初設定あるいは追加設定を要請し、投資者から直接又は販売会社を通じて払い込まれた払込金等を、指定参加者が設定単位に相当する資産に変更して、資産運用会社の代わりに受託会社に払い込むことによって設定されます。

投資者が指定参加者に払込金等を払い込む場合、当該投資者は、指定参加者が投資信託の設定を要請する日(以下「設定要請日」という。)に、資産運用会社が韓国証券市場で公告する払込資産構成内訳と同じ内訳の払込金等を、設定要請日から3営業日目までに払い込まなければなりません。

本ファンドの設定単位は、100,000口です。

なお、本ファンドの設定は韓国においてのみ行われ、日本国内では設定できません。

(ハ) 受益証券の払戻しは払込資産構成内訳との交換により行われます。

受益者は、本ファンドの受益証券の販売会社又は指定参加者に対して、設定単位又は設定単位の倍数でのみ受益証券の交換を請求することができます。

受益者から受益証券の交換請求を受けた販売会社は、指定参加者に対して本ファンドの受益証券の交換を要求します。

なお、本ファンドの交換は韓国においてのみ行われ、日本国内では受益証券を払込資産構成内訳と交換することはできません。

ファンドの特色

(イ) 本ファンドは、サムスングループ指数をベンチマークとして、1口当たり純資産価額の変動率をサムスングループ指数の変動率とほぼ等しくなるように投資信託財産を運用することをその運用目的とします。

サムスングループ指数とは

() サムスングループ指数の概要

サムスングループ指数は、エフエヌガイド(FnGuide、ホームページ www.fnguide.com)が算出し、韓国取引所を通じて公表している指数で、韓国公正取引委員会の企業集団分類基準に基づいてサムスングループに含まれる韓国取引所上場企業のうち、定期見直し日現在の時価総額が1兆ウォン以上の銘柄を対象として算出している指数です。指数を構成する株式は最低10銘柄以上とし、個別銘柄の構成比率の上限は25%です。指数算出基準日は2001年1月2日で、同日の指数を1,000ポイントとして算出します。

() 指数算出方法

サムスングループ指数は、浮動株調整後の時価総額加重方式で算出します。

$$\text{サムスングループ指数} = \frac{\text{構成銘柄の比較時点の時価総額}}{\text{構成銘柄の基準時点の時価総額}} \times 100$$

個別銘柄は、市況によってその特性が時々刻々変化するので、サムスングループ指数が市況の変化をより適確に反映できるよう、個別銘柄の特性に合わせて構成銘柄を入れ替えます。定期入れ替えは、毎年6月と12月の第2営業日に始まり5営業日の期間をかけて行われます。また構成銘柄において、上場廃止、管理銘柄指定、合併等が発生した場合や、その他複数の専門家で構成される指数委員会が適切と認めた場合、特別変更により銘柄の入れ替えを行うことがあります。

() 指数に関する相殺情報

KODEX URL :

http://www.eng.kodex.com/product_view.do?fid=2ETF14

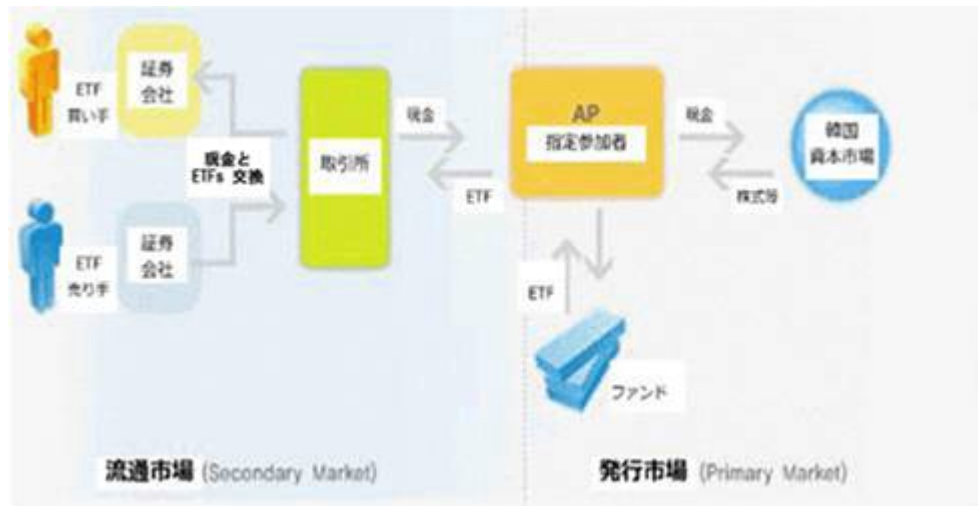
(ロ) 年5回(原則として1月、4月、7月及び10月の最終営業日並びに会計期間終了日。但し、会計期間終了日が営業日でない場合はその直前営業日)を分配基準日とします。但し、常に分配を行うわけではありません(後記「2 投資方針 (4) 分配方針」参照)。

(2) 【ファンドの沿革】

日時	沿革
2008年5月20日	信託契約締結、当初設定
2008年5月21日	韓国取引所上場
2013年8月6日	東京証券取引所上場

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



資産運用会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
サムスン資産運用株式会社	資産運用会社	2008年5月20日付でHSBCソウル支店との間で信託契約を締結しています。本ファンドの運用会社として、投資信託財産の価額がサムスングループ指数の収益率と連動するように投資信託財産を運用し、指定参加者の本ファンド設定及び交換の請求に対して承認の可否を決定し、設定及び交換に応じます。 なお、上記の信託契約は、資本市場法の施行に対応するため、2009年5月3日付で全面改訂されました。
HSBCソウル支店	受託会社	2008年5月20日付で資産運用会社との間で信託契約を締結しています。投資信託財産の保管・管理、資産運用会社の有価証券等の取得・売却等の運用指示に基づく有価証券等の購入代金の支払、有価証券等の売却による証券の引渡、投資有価証券等の利子及び配当の受領、受益証券の交換資産の支払等の業務を遂行します。 なお、上記の信託契約は、資本市場法の施行に対応するため、2009年5月3日付で全面改訂されました。
韓国預託決済院	一般事務 管理会社	2008年5月20日付で資産運用会社との間で事務管理契約を締結しています。資産運用会社から本ファンドの基準価格の算出、本ファンドの運営に関する事項の開示・公告業務の委託を受け、その業務を遂行します。
1. 未来アセット大宇株式会社	指定参加者 (Authorized Participant)	2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。その役割は、資産運用会社に対する投資信託の設定・交換要請業務及び投資信託の設定に際して、払込金等を設定単位に相当する資産に変更するための投資証券の売買又は委託売買業務等を遂行することです。
2. DB金融投資株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
3. ユアンタ証券株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
4. メリッツ総合金融証券株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
5. サムスン証券株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
6. シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社 ソウル支店		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
7. 新韓金融投資株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
8. ユジン投資証券株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
9. 韓国投資証券株式会社	指定参加者 (Authorized Participant)	2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
10. SK証券株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
11. ハイ投資証券株式会社		2009年7月1日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
12. 大信証券株式会社		2009年7月13日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
13. KB投資証券株式会社		2010年3月22日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
14. KTB投資証券株式会社		2012年2月6日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
15. NH投資証券株式会社		2012年5月14日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
16. キウム証券株式会社		2014年8月20日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。

資産運用会社の概況

(イ) 設立準拠法

韓国商法

(ロ) 会社の目的

資産運用会社は次の事業を営むことを目的とします。

1. 資本市場法に定める資産運用業(すべての種類の集合投資機構の集合投資業(資産運用業))
2. 投資諮問業務
3. 投資一任業務
4. 一般事務管理会社の業務
5. 勤労者退職給与保障法による退職年金事業者の業務
6. 不動産賃貸業務
7. 信託業
8. 不動産開発業務
9. 投資仲介業(投資信託証券の投資仲介に限る)
10. 投資売買業(投資信託証券の投資売買に限る)
11. ファンド又は証券に関連する資料の出版及び販売に関する業務
12. ファンド又は証券に関連する財産権、商標権等の権利行使に関する業務
13. ファンド又は証券に関連する電産サービス提供又はソフトウェアの貸与・販売業務
14. 資本市場法又はその他法令により認められている事業
15. 人事、財務、マーケティング、リスク管理、内部統制、一般事務管理などの用役提供
16. その他上記1～15に付随する一切の業務

(八) 資本金の額(2020年12月31日現在)

93,430,000,000ウォン(9,062,710,000円)

(二) 会社の沿革

日付	沿革
1998年9月15日	サムスン生命投資信託運用株式会社設立登記(払込資本金300億ウォン)
9月30日	証券投資信託運用業許可取得
10月1日	サムスン投資信託証券から営業権譲受(受託高合計8兆ウォン)
11月2日	営業開始
12月4日	サムスングループ系列社編入
1999年12月29日	旧サムスン投資信託運用と合併(払込資本金632億ウォン、管理資産20兆ウォン)
2000年3月3日	資本金300億ウォン有償増資(払込資本金932億ウォン)
3月30日	会社商号変更登記(サムスン生命投資信託運用 サムスン投資信託運用)
2002年10月14日	KODEX200 ETF 韓国取引所上場
2007年11月1日	香港現地法人設立
2010年4月1日	会社商号変更登記(サムスン投資信託運用 サムスン資産運用)
2011年8月29日	本店所在地変更登記(大韓民国ソウル特別市永登浦区汝矣島洞36-1 大韓民国ソウル特別市中区太平路2街150)
2014年7月21日	筆頭株主変更(サムスン証券 サムスン生命)
2015年2月1日	サムスン生命からニューヨーク現地法人を引受
11月30日	サムスン生命からロンドン現地法人を引受
2016年8月11日	北京諮問社設立(Samsung Asset Management (Beijing) Limited)
8月30日	本店所在地変更登記(大韓民国ソウル特別市中区太平路2街150 大韓民国ソウル特別市瑞草区瑞草大路74キル11(瑞草洞))
2017年1月2日	サムスンアクティブ資産運用(株)、サムスンヘッジ資産運用(株)の設立

(ホ) 大株主の状況

(2020年12月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
サムスン生命保険株式会社 (Samsung Life Insurance Co.,Ltd.)	大韓民国ソウル特別市瑞草区瑞草大路74キル11	18,686,000	100.00%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

以下に記載する法令は、全て本ファンドの設定国である韓国の法令をいいます。

資本市場法

2007年7月に国会で議決され、2009年2月4日から施行された資本市場法は、資本市場に関連する金融産業の競争と革新を推進し、資本市場における投資者保護制度を先進国並みに整備(以下「先進化」という。)する目的で制定されました。

資本市場法は、これまで資本市場を規律してきた15の法律のうち、証券取引法、先物取引法、間接投資資産運用業法、信託業法、総合金融会社に関する法律、韓国証券先物取引所法の6つの法律を統合し、その他の9つの法律については、関連規程を一括整備する等、資本市場関連法令・規制を改革したものです。

資本市場法の主な特徴は、金融投資商品概念の包括的規制、経済的実質による金融投資業の機能別規律、金融投資会社の業務範囲拡大、より厳格な投資勧誘規制の導入などによる投資者保護制度の先進化などです。

金融投資商品は、「1) 利益を得る、又は損失を回避する目的で、2) 現在又は将来のある時点において金銭等を支払うことを約定することにより取得することとなる権利で、3) 元本損失可能性(投資性)を負担するもの」と定義されます。従って、元本損失の可能性のある金融商品であれば、原則として金融投資商品に該当することになり、資本市場法が包括する金融投資商品の範囲が大幅に広がりました。資本市場法の施行に伴い、韓国の金融商品は、銀行預金などの貯金商品、災害や各種の事故発生時の経済的損失を補償する保険商品、金融投資商品に区分されます。

金融投資業は、金融投資商品の直接売買、又は第三者のための売買仲介など、投資者の金融投資商品取引をサポートする金融業です。資本市場法では、証券業、資産運用業、先物業、信託業など、これまで個々の法律により規制されていた資本市場関連金融業を「金融投資業」に統合し、金融投資業をその経済的機能により「投資売買業」、「投資仲介業」、「集合投資業(資産運用業)」、「信託業」、「投資諮問業」、「投資一任業」の6つに再分類しました。金融投資業の統合と機能別再分類により、これまで個々の法令による営業規制の結果生じていた規制差異が解消されるなど、合理的な規制体系となりました。

金融投資業を営む金融投資会社の営業範囲が大幅に拡大しました。これまで証券会社、資産運用会社は、それぞれ異なる法令により具体的に定められた証券業又は資産運用業のみを営むことができました。しかし、現在では、金融投資会社は機能別に再分類された6つの金融投資業の全てを兼営することができ、金融投資業を営むうえで関連のある新たな業務も開発して自由に営むことができます。このことは、金融投資商品の範囲拡大に伴い金融投資会社が多様な金融投資商品を開発し、投資者の需要に積極的に応じることができるようにしたものです。

金融投資商品を取引する投資者を保護するために、金融投資会社の金融投資商品に対する投資勧誘規制が大幅に強化されました。金融投資会社が投資者に金融投資商品を販売する際、投資者の投資目的と財産状況などを把握し(顧客情報・把握義務)、投資者に投資目的などに適合した商品を勧誘(適合性原則)しなければならず、商品の内容とリスクを十分に理解させる(説明義務)など、金融投資商品の取引手続きが法的に厳格に規制され、金融投資会社の損害賠償責任など法的責任が大幅に強化されました。

資本市場法は法律と大統領令、規定など下位法規で構成されており、関心事項について正確に理解するためには、法律と関連下位規定などを全て調べてみる必要があります。例えば、金融投資商品が法的にどのように定義されているのかを知りたい場合、金融投資商品を定義している資本市場法第3条を確認するだけでは不十分です。資本市場法が金融投資商品の概念定義に必要な具体的な事項を大統領令で別途定めるよう規定しているからです。

上記以外にも、資本市場法令が委任した範囲内で、金融委員会又は金融監督院が法令施行に必要な詳細事項を定めるようにする場合があり、韓国取引所と金融投資協会などの自主規制機関も法令の委任範囲内で商取引制度、投資勧誘方法など営業に関する詳細事項を定め運営しています。

(注) 2009年2月4日の資本市場法施行とともに、証券業協会、資産運用協会、韓国先物協会が統合して金融投資協会となりました。

商法等

資産運用会社は、商法上の株式会社又は一定の金融機関であることが求められ、金融監督当局の認可を得て金融投資業を営みます。商法の規定は、特に会社型集合投資機構に多く適用されます。資本市場法は、会社型集合投資機構に対して、同法が特別に定めたものを除いては、商法の規定が適用されるようにしています。また集合投資機構の合併及び解散等に関する事項は、商法の内容と集合投資機構という特性を勘案して商法の関連内容を準用しています。

この他にも、行為及び集合投資関連者に関する法律として株式会社の外部監査に関する法律、独占規制及び公正取引に関する法律等があります。

(5) 【開示制度の概要】

日本における開示

(イ) 金融商品取引法上の開示

日本において受益証券の募集又は売出しがなされないため、有価証券届出書は作成されません。同様に金融商品取引法に基づく目論見書も作成・交付されません。

資産運用会社は、本ファンドの財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、本ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者及びその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局又はEDINETにおいて閲覧することができます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

本ファンドの受益証券は、東京証券取引所に上場しているため、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」という。)に基づく届出は行われず、投信法に基づく運用報告書も作成されません。

(ハ) 東京証券取引所規則に基づく開示

下記 (ロ)と同様の開示が、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)を通じてなされません。

韓国における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

1. 営業報告書

- () 資産運用会社は投資信託財産に関する毎四半期の営業報告書を作成し、毎四半期終了後2ヶ月以内に金融委員会及び金融投資協会に提出します。
- () 資産運用会社は投資信託財産に関する営業報告書を下記のように区分して作成します。
 - 本ファンドの設定状況又は投資匿名組合の出資金の変動状況
 - 投資信託財産の運用状況と受益証券の基準価格表
 - 資本市場法第87条第8項第1号・第2号による議決権の具体的な行使内容及びその理由が記載された書類
 - 投資信託財産に含まれる資産のうち株式の売買回転率と資産の委託売買による各投資仲介業者の取引金額・手数料とその割合

2. 決算書類

資産運用会社は、本ファンドに次の事由が発生した時、その事由発生日から2ヶ月以内に決算書類を金融委員会及び金融投資協会に提出します。

- 本ファンドの会計期間終了
- 本ファンドの契約期間又は存続期間の終了
- 本ファンドの解約又は解散

(ロ) 受益者に対する開示

1. 資産保管・管理報告書

受託会社は本ファンドの会計期間の終了、本ファンドの契約期間又は存続期間の終了等、いずれかの事由が発生した日から2ヶ月以内に、次の事項が記載された資産保管・管理報告書を作成して、受益者に交付します。但し、受益者が随時変わるなど受益者の利益を害するおそれがない場合は、資産保管・管理報告書を受益者に交付しないこともあります。

- 信託契約の主要変更事項 / ファンドマネージャーの変更 / 受益者総会の決議内容等

2. 信託契約変更に関する開示

- () 資産運用会社は信託契約を変更する際、受託会社と変更契約を締結します。この時、信託契約のうち次の事項を変更するには受益者総会の決議が必要です。
 - 資産運用会社、受託会社等が受け取る報酬、その他の手数料の引き上げ
 - 受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場と金融投資業に関する法律施行令(以下「資本市場法施行令」という。)第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)
 - 信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)
 - 投資信託タイプの変更(投資信託を設定する時から、異なるタイプの投資信託に転換することが予定されている場合は除く。)
 - 主な投資対象資産の変更

- 資産運用会社の合併・分割・分割合併、金融委員会の措置又は命令による資産運用会社の変更に該当しない資産運用会社の変更
- 交約(交換)禁止型投資信託への変更
- 交約(交換)代金の支払い日の延期

- () 資産運用会社は信託契約を変更した場合は、ホームページ等を利用して開示しなければならず、受益者総会の決議により信託契約を変更した場合は、開示するとともに、これを受益者に通知しなければなりません。

3. 適時開示

次に定める事項が発生した時は、遅滞なく資産運用会社(www.samsungfund.com)販売会社及び金融投資協会(www.kofia.or.kr)のホームページに開示し、資産運用会社・販売会社の本店支店及び営業所に掲示するとともに、電子メールで受益者に通知しなければなりません。

- ファンドマネージャーが替わる場合、その事実と替わったファンドマネージャーの運用経歴(運用したファンドの名称、投資信託財産の規模と収益率を意味する。)
- 解約(交換)延期又は解約(交換)再開の決定及び事由
- 大統領令に定める不良資産が発生した時、その明細と償却率
- 受益者総会の決議内容
- 目論見書の変更(法令等の改正又は金融委員会の命令による変更や信託契約の変更に伴う目論見書の変更、簡単な文句修正等の軽微事項を変更する場合は除く。)
- 資産運用会社の合併、分割、分割合併又は営業の譲渡・譲受
- 資産運用会社又は一般事務管理会社が基準価格を誤って算定し、これを修正変更する時は、その内容
- 設定及び設立後1年目の日に元本額が50億ウォン未満の場合、その事実と本ファンドが資本市場法第192条第1項の但書に基づき解約されうるという事実(但し、存続期間中は追加設定(募集)できる投資信託に限る。)
- 設定及び設立から1年が経過した後、1月間続けて元本が50億ウォン未満の場合、その事実と本ファンドが資本市場法第192条第1項但書に基づき、解約されうるという事実(但し、存続期間中は追加設定(募集)できる投資信託に限る。)
- その他に受益者の投資判断に重大な影響を及ぼしうる事項として金融委員会が定める事項

4. 投資信託財産の議決権行使に関する開示

- () 資産運用会社は投資信託財産に属する株式の議決権行使の内容等を次の方法で開示します。

- 合併、営業の譲渡・譲受、役員任命、定款変更等、経営権の変更に関連する事項について議決権を行使する場合：議決権の具体的行使内容と事由
- 議決権開示対象法人について議決権を行使する場合：議決権の具体的な行使内容と事由
- 議決権開示対象法人について議決権を行使しない場合：議決権を行使しない具体的事由

- () 議決権行使に関する開示は次の方法で行います。

議決権を行使する株式を発行した法人が株券上場法人である場合は、株主総会日から5日以内に韓国取引所を通じて議決権行使の内容等を開示すること

5. 受益者に対する公告等

資産運用会社、受託会社又は販売会社が受益者に対して、日刊紙に公告する時は韓国において発行される毎日経済新聞に公告し、2紙以上の日刊紙に公告する時は韓国において発行される韓国経済新聞にも公告します。

(6) 【監督官庁の概要】

設立の経緯

金融監督院は金融監督機構の設置等に関する法律(1997年12月31日制定)によって銀行監督院、証券監督院、保険監督院、信用管理基金など4つの監督機関が統合して1999年1月2日に設立されました。

旧金融監督委員会(監督政策機能)と旧財政経済省(金融政策機能)が統合し、現在は政策を担当する金融委員会と執行機関である金融監督院に分離しています。

設立の目的

金融機関に対する検査及び監督業務などを行い、健全な信用秩序と公正な金融取引慣行を確立し、預金者及び投資者など金融需要者を保護することで国民経済の発展に寄与することです。

ファンド関連担当部署は資産運用監督室であり、資産運用監督室は資産運用会社の許認可及び監督、証券届出書の審査、ファンド関連の統計データの作成及び分析業務などを担当しています。また韓国取引所関連の担当部署は金融投資監督局であり、金融投資監督局は証券会社・先物会社の業務及び財務健全性の監督、設立などの許認可、韓国取引所・先物市場・債券市場の管理監督、外国人投資登録に係る事項などを担当しています。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

本ファンドの運営目的を達成するために資産運用会社は、サムスングループ指数構成銘柄の中から信用リスクを勘案したうえで投資可能な対象銘柄を構成し、当該投資可能対象銘柄の中でトラッキング・エラーを勘案して銘柄群をサンプリングします。資産運用会社は、このようにサンプリングされた銘柄群とサムスングループ指数の派生商品である株価指数先物等で投資信託財産を運用することをその運用方針とします。

ポートフォリオ構成

本ファンドは、サムスングループ指数を完全複製(レプリケーション)方式でポートフォリオを構成する予定です。必要に応じ、サムスングループ指数の構成銘柄のうち、不渡りの可能性、流動性等を考慮して投資対象銘柄群を構成し、投資対象銘柄群のうちトラッキング・エラー等を考慮に入れて標本抽出(サンプリング)方式も並行して構成する計画です。この場合、連動対象指数の構成銘柄に変更がある場合は、ベンチマーク指数に含まれない銘柄に投資する可能性もあります。また、トラッキング・エラーを減らす目的で、株式関連上場派生商品への投資、投資証券の貸付け等を、信託契約に定める範囲内で行うことがあります。

ポートフォリオ調整

() 本ファンドは、投資目的を達成するために、次のような株式市場を取り巻く環境の変化又は投資対象銘柄の環境の変化に対応して、随時又は定期的に信託財産における株式と株価指数先物の投資比率を調整したり、投資銘柄の入替え又は比率の調整をすることがあります。

- ・ 関連法令・規程の改正により株式現物投資比率の制限が緩和された場合
- ・ ベンチマーク指数構成銘柄の定期的又は随時の入替え時
- ・ ベンチマーク指数構成銘柄の有償増資又はCB転換等により、時価総額の比率が変動した時

- ・ 投資信託財産に含まれている構成銘柄の不渡り発生時
 - ・ 投資信託財産に含まれている構成銘柄の合併、分割等の事由発生時
- () 上記のようにポートフォリオを調整し続けることにより、本ファンドの投資収益率が連動対象指数の収益率と一致又はほぼ一致するよう、投資信託財産を運用します。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

資産運用会社は投資信託財産を下記の各号の投資対象及び投資方法で運用します。

- () 資本市場法第4条第4項に定める持分証券である株券(証券上場法人が発行したものと及び韓国国債市場で企業公開のために発行した公募株に限る。)(以下「株式」という。)
 - () 資本市場法第110条により受託者が発行した受益証券、同法第9条第21項に定める投資信託証券(以下「投資信託証券」という。)
 - () 資本市場法第5条第2項による上場派生商品(以下「派生商品」という。)
 - () 買戻条件付の売却
 - () 投資信託財産として保有している証券の貸付
 - () 資本市場法施行令第268条第4項の規定による受託会社の固有財産との取引
- 上記にかかわらず、資産運用会社は、交換を円滑にし、投資待機資金を効率的に運用するために必要な場合、次の方法で運用することができます。
- () 短期貸付(30日以内の金融機関間の短期資金取引による資金供与をいう。)
 - () 金融機関への預置(満期1年以内の商品に限る。)
 - () 買戻条件付の買収(その証券を一定期間後に売却することを条件とし買収する場合をいう。)

(3) 【運用体制】

本ファンドの運用は、資産運用会社により、本ファンドの運営に関する内部規則に従い、以下の体制で行われます。

指数データの確認と構成銘柄リサーチデータの収集

ポートフォリオ構築

完全複製法を原則とするが、必要に応じて最適化法を使用します。

)完全複製法：指数構成銘柄全体を指数比率に合わせて組入れ

)最適化法：個別銘柄のイベント又は経営破たんリスク等のリスク要因がある場合は、最適化法でポートフォリオを構成します。

売買の執行

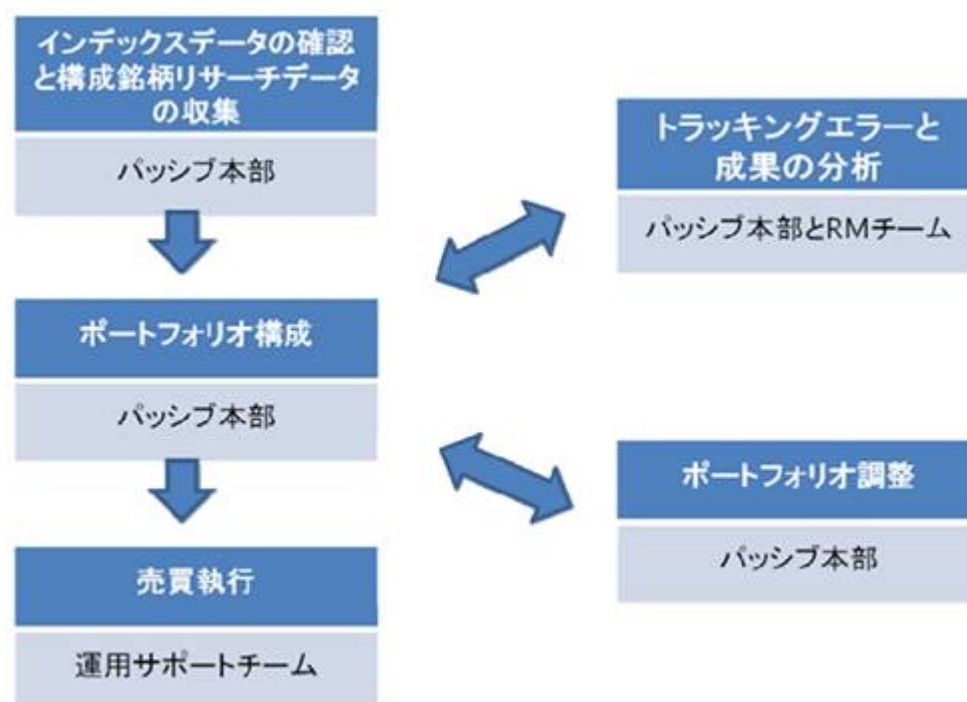
パッシブ本部は、具体的な投資銘柄を決定し、運用サポートチームが売買を実行します。売買が投資方針や投資制限に合致しているかについては、リスクマネジメントチーム(RMチーム)がモニタリングします。

トラッキング・エラーと成果分析

パッシブ本部とリスクマネジメントチームは、週ベース、月ベースでトラッキング・エラーと成果の分析を行います。

ポートフォリオ調整

成果分析の結果、トラッキング・エラーが限度以上に発生している場合、パッシブ本部はトラッキング・エラーを管理するためポートフォリオを調整します。



(4) 【分配方針】

資産運用会社は、信託財産の過度な金銭保有等の事由により発生するトラッキング・エラーを最小化する等のために、次に定める方法で投資信託分配金を支払うことがあります。この場合、資産運用会社は投資信託分配金の支払い基準日から起算して3営業日前までに投資信託分配金の支払いに関する具体的事項を韓国取引所に開示しなければなりません。

-) 支払基準日 : 1月、4月、7月及び10月の最終営業日並びに会計期間終了日。但し、会計期間終了日が営業日でない場合はその直前営業日。
-) 支払時期 : 支払基準日の翌営業日から7営業日以内
-) 対象受益者 : 支払基準日現在、本ファンドの受益証券を保有している受益者
-) 分配金 : 資産運用会社が定める分配率を基準に算出した金額
-) 支払場所 : 受益者の委託売買口座(分配金支払基準日に本ファンドの受益証券を保有している口座をいう。)が開設されている販売会社、指定参加者又は証券会社で投資信託分配金を支払います。

資産運用会社が投資信託分配金の支払いを受託会社に指示した場合、受託会社は直ちに当該投資信託分配金を韓国預託決済院に引き渡します。

上記 及び の規定により、投資信託分配金を支払う場合、販売会社又は指定参加者は、韓国預託決済院から受け取った投資信託分配金を直ちに受益者に支払います。

資産運用会社は次のいずれかに該当する利益金の分配を留保し、利益金が「0」より少ない場合も分配を留保します。

- a. 資本市場法第234条による上場指数投資信託が、ベンチマーク指数の構成銘柄の入れ替え又は派生商品への投資により計算される利益
- b. 資本市場法第238条により評価した投資信託財産の評価益

(5) 【投資制限】

投資制限

資産運用会社は、投資信託財産の運用に際して、次の行為を受託会社に指示することはできません。但し、法令及び規則で例外として認める場合は、この限りではありません(信託契約第36条)。

区分	投資制限の内容	例外
利害関係人との取引制限	本ファンドの資産総額の100分の10を超えて、資本市場法施行令第84条に定める資産運用会社の利害関係人と、投資信託財産を、以下のいずれかの方法で取引して運用する行為。但し、資産運用会社の大株主や系列会社とは、以下の方法で運用してはならない。 ア. 資本市場法第83条第4項による短期貸付 イ. 売戻条件付買付(証券を決められた期間後に売戻す条件で、買付けること。)	
同一銘柄への投資	本ファンドの資産総額の100分の30を超えて、同一銘柄の証券へ投資する行為。この場合、同一法人等が発行した証券のうち持分証券(その法人等が発行した持分証券に関連する証券預託証券を含む。)と持分証券を除いた証券はそれぞれ同一銘柄とみなす。	当初設定日から1ヶ月
派生商品売買	派生商品売買に伴うリスクの評価額が、本ファンドの資産総額の100分の10を超えるような投資をする行為	当初設定日から1ヶ月
同一法人等が発行した証券	本ファンドの資産総額で、同一法人等の発行した持分証券の総数の100分の20を超えて運用する行為	
投資信託証券への投資	本ファンドの資産総額の100分の20を超過して、同一ファンドの投資信託証券に投資する行為。但し、上場指数ファンドの投資信託証券にはこの投資信託資産総額の100分の30まで投資できる。	当初設定日から1ヶ月
同一の投資信託証券への投資	本ファンドの投資信託財産で同一ファンドの投資信託証券総数の100分の20を超過して投資する行為(この時、比率計算は投資する日を基準とする。)	
投資限度超過	次の事由でやむを得ず上記の投資限度(利害関係人との取引制限は除く。)を超えた場合、超過するようになった日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するよう是正しなければならない。但し、不渡り等により売却不可能な証券については売却が可能となる時期まで、投資限度に適合しているものとみなす。 ア. 投資信託財産に組み入れられている投資対象資産の価格変動 イ. 投資信託の一部解約 ウ. 担保権の実行等の権利行使 エ. 投資信託財産に組み入れた証券を発行した法人の合併又は分割合併 オ. その他、投資対象資産を追加取得しないで、投資限度を超過することになった場合	
銘柄構成制限	連動対象指数の構成銘柄数の100分の50未満に投資する行為	
連動対象制限	資本市場法施行令第251条の規定に基づき日々公告する払込資産構成内訳に含まれているもので、時価総額ベースで連動対象指数の100分の95以上を構成する銘柄に投資しない行為	
他の投資信託証券への投資	投資信託財産で資産総額の100分の40を超過して他の投資信託証券に投資しうるファンドの投資信託証券に投資する行為	
私募投資信託証券	私募ファンド(私募ファンドに相当する外国私募ファンドを含む。)の投資信託証券に投資信託資産総額の100分の5を超過して投資する行為	
投資信託証券の報酬と手数料等	この投資信託の受益証券を販売する投資売買会社又は投資仲介会社が受け取る販売手数料と販売報酬及び、このファンドが投資する他のファンドの投資信託証券を販売する投資売買会社(外国投資売買会社を含む。)又は投資仲介会社(外国投資仲介会社を含む。)が受け取る販売手数料と販売報酬の合計が、資本市場法施行令第77条第4項の限度を超過して投資信託証券に投資する行為	

注) 投資制限に関する詳細内容は資本市場法その他の韓国の法令及び信託契約をご覧ください。

投資限度(信託契約第35条)

投資対象	投資比率	投資対象の詳細説明
1) 株式	60%以上	資本市場法第4条第4項に定める持分証券の株券、新株引受権の表示されているもの、法律により直接設立された法人が発行した出資証券(証券上場法人が発行したものと及び韓国有価証券市場で企業公開のために発行した公募株に限る。)
2) 投資信託証券	30%以下	資本市場法第110条により信託会社が発行した受益証券、資本市場法第9条第21項に定める投資信託証券
3) 上場派生商品	-	資本市場法第5条第2項による上場派生商品 *本ファンドが投資する他の派生商品と合わせて、派生商品売買に伴うリスク評価額が、本ファンドの資産総額の100分の10以下になるようにする
4) 短期貸付、金融機関預置	-	買戻をスムーズに行い、投資待機資金を効率的に運用するために必要な場合、次の方法で運用することがある ア. 短期貸付(30日以内の金融機関間の短期資金取引による資金供与を意味) イ. 金融機関に預置(満期1年以内の商品に限る) ウ. 買戻条件付の買収(その証券を一定期間後に売却することを条件とし買収する場合を意味)
5) 買戻条件付の売却	50%以下	本ファンドが保有する証券総額の50%以内で売却できる
6) 証券貸付	50%以下	本ファンドが保有する証券の50%以内で証券を貸付できる
7) 受託会社の固有財産との取引	-	資本市場法施行令第268条第4項の規定による受託会社の固有財産との取引
<p>次の場合は表の1)、2)の投資比率を適用しない。但し、下の と の場合は、投資比率適用例外期間を15日以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本ファンドの当初設定日から1ヶ月 - 本ファンドの会計期間終了日以前の1ヶ月 - 本ファンドの契約期間終了日以前の1ヶ月 - 3営業日の間の累積追加設定請求額又は累積解約請求額が、それぞれ本ファンドの資産総額の10%を超える場合 - 投資信託財産である投資証券等の価格変動により表の1)、2)の規定に違反することになった場合 <p>次の事由でやむを得ず表の5)及び6)の投資限度を超過した場合、超過した日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するよう是正しなければならない。但し、不渡り等により売却不可能な証券については、売却が可能となる時期まで、投資限度に適合しているものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 投資信託財産に組み入れられている投資対象資産の価格変動 - 本ファンドの一部解約 - 担保権の実行等の権利行使 - 投資信託財産に組み入れた証券を発行した法人の合併又は分割合併 - その他、投資対象資産を追加取得しないで、投資限度を超過することになった場合 <p>注1)上の投資比率は、投資信託資産総額(派生商品の場合は派生商品売買に伴うリスク評価額が適用される)に占める、投資資産別の投資金額(派生商品の場合は商品別に別途適用)の比率で算出します。</p> <p>注2)投資対象に関する詳細内容については、法令及び信託契約によります。</p>		

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

一般リスク

区分	投資リスクの主な内容
株式等の 価格変動リスク	本ファンドは、韓国取引所に上場され、取引されている株式等に主に投資するため、同株式の価格変動による損失リスクがあります。また、投資信託財産の価値は投資対象株式の発行会社の営業環境、財政状況及び格付け引下げにより急変する可能性があります。
派生商品 投資リスク	派生商品は、少額の証拠金で巨額決済ができるレバレッジ効果により、原資産に直接投資する場合に比べリスクが非常に高くなる可能性があります。

特殊リスク

区分	投資リスクの主な内容
特定株式への 集中投資リスク	主に特定の産業(又はグループ)に属する株式に投資するため、韓国株式市場全体の成果とは大きく異なることがあり、一般的に韓国株式市場全体に投資する一般株式型投資信託に比べ、より高いリスクを負う可能性があります。
上場廃止リスク	韓国取引所有価証券市場上場規程第116条の上場廃止基準に該当する場合、又は公益と投資者保護の観点から、韓国取引所が本ファンドの受益証券の上場を廃止すべきと判断する場合、本ファンドは上場廃止しなければなりません。
個人受益者の 投資資金の回収 が困難になる リスク	個人受益者は、保有する受益証券を韓国取引所で売却する方法でのみ現金化できます。すなわち、個人投資者は、販売会社又は指定参加者に対して、保有受益証券の解約(交換)請求をすることはできません。その理由は、個人投資者が負担すべき課税標準を確認することができないからです。よって、韓国取引所で本ファンドの受益証券の取引が少なく、個人受益者が希望価格で希望数を売却できない場合、その個人受益者が保有する本ファンドの受益証券の現金化が困難になる可能性があり、これにより予想していなかった損失が発生する可能性もあります。 法人受益者は、保有する受益証券を韓国取引所で売却するか、本ファンドの受益証券を、設定単位又はその整数倍で販売会社又は指定参加者に解約(交換)請求をすれば、販売会社又は指定参加者で解約(交換)することができます。
指数算出方式の 大々的変更又は 中断のリスク	本ファンドの連動対象指数を管理する指数管理会社の事情により、その指数の算出方式が大きく変わり、資産運用会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、既存の投資戦略ではその後その指数に連動することが困難な状況に陥った場合、又は指数管理会社の事情又はその他避けられない事情により、指数の発表が中断される場合は、それにより本ファンドの運用が中断され、上場廃止及び本ファンドを全額解約する事態が発生する可能性もあります。そのような状況に陥った時、それにより受益者が予想していなかった損失が発生する可能性もあります。
トラッキング・エラー 発生リスク	本ファンドは、連動対象指数と同じ収益率を実現することを、その投資目的としていますが、投資信託報酬、委託売買手数料等の関連費用の支出等、現実的な制限により連動対象指数と同じ収益率を実現できない可能性があります。よって、本ファンドの収益率と連動対象指数の収益率が一致することを前提として投資した場合、当該トラッキング・エラーが原因で予想できない損失が生じる可能性があります。

その他の投資リスク

区分	投資リスクの主要内容
純資産価値変動リスク	解約(交換)請求日と解約(交換)日が異なるため、解約(交換)請求日から解約(交換)日までの間に投資信託財産の価値が変動するリスクがあります。
流動性リスク	投資信託財産で出来高の充分でない銘柄に投資した場合、投資対象銘柄の流動性不足により、換金性が制限されることがあり、これは投資信託財産の価値下落につながる可能性があります。
解約(交換)延期リスク	投資信託財産の売却ができず、事実上解約(交換)に応じることができない、もしくは解約(交換)に応じることが受益者の利益を阻害するおそれのある場合、又はこれに準ずる場合として韓国金融委員会が認める場合は、受益証券の解約(交換)が延期されることがあります。
投資信託規模の変動に伴うリスク	本ファンドの規模が解約(交換)等により一定水準以下に縮小した場合、スムーズな分散投資ができなくなることがあります。
投資信託解約(解散)リスク	本ファンドの当初設定後1年目となる日の元本額が50億ウォン未満の場合、当初設定日から1年経過後に1ヶ月続けて投資信託の元本額が50億ウォン未満の場合、本ファンドの全ての解約(交換)請求がある場合、資産運用会社は投資者の事前同意を受けることなく本ファンドを解約又は解散することができます。

(2) 投資リスクに対する管理体制

上記のリスクに対するファンドのリスク管理体制は以下の通りです。

価格変動リスク

本ファンドはインデックス・ファンドであるため、株価変動に対する別段のリスク管理体制はありません。ベンチマークであるサムングループ指数の変動率とほぼ等しくなるよう、運用会社は最善を尽くしています。

デリバティブ投資リスク

デリバティブ取引に伴うリスク評価額が本ファンドの資産総額の100分の10を超過するような投資行為は禁じられています。

トラッキング・エラー発生リスク

本ファンドはサムングループ指数に連動した収益率を目指して、完全複製法又は最適化法を用いてポートフォリオを構成しますが、現在は完全複製法を用いています。本ファンドの運用ガイドラインに定める一定の限度内で、トラッキング・エラーを管理することになっています。トラッキング・エラーが目標値から外れる場合、直ちにポートフォリオ調整(リバランシング)によりポートフォリオを再構成します。配当金及び超過収益によって発生するプラスのトラッキング・エラーは四半期投資分配金支払いのような方法で投資者に現金で支払うことによりトラッキング・エラーを縮小します。

上場廃止リスク

トラッキング・エラーに関しては、上記の通り、ポートフォリオ調整を行うことによってこれを縮小する体制を構築しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

該当事項はありません。

(3)【管理報酬等】

区分	対象会社	報酬算定(費用支払)基準
投資信託報酬	運用報酬	サムスン資産運用株式会社
	指定参加者報酬	未来アセット大宇株式会社 DB金融投資株式会社 ユアンタ証券株式会社 メリッツ総合金融証券株式会社 サムスン証券株式会社 シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社ソウル支店 新韓金融投資株式会社 ユジン投資証券株式会社 韓国投資証券株式会社 SK証券株式会社 ハイ投資証券株式会社 大信証券株式会社 KB投資証券株式会社 KTB投資証券株式会社 NH投資証券株式会社 キウム証券株式会社
	受託報酬	HSBCソウル支店
	一般事務報酬	韓国預託決済院
合計	投資信託財産の平均残高(注1)の年0.25%	

(注1) 毎日の本ファンドの純資産総額(直前日の貸借対照表上に計上された本ファンドの資産総額から負債総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。)を投資信託報酬の計算期間(以下「報酬計算期間」という。)の初日から報酬計上当日まで累積して合わせた金額を、報酬計算期間中の日数で割った金額をいいます。

(注2) 運用報酬率(運用報酬の投資信託財産の平均残高に対する比率)は、平成26年9月17日付で年0.35%から年0.215%に変更されました。

(注3) 指定参加者報酬率(指定参加者報酬の投資信託財産の平均残高に対する比率)は、平成26年9月17日付で年0.01%から年0.005%に変更されました。

(注4) 受託報酬率(受託報酬の投資信託財産の平均残高に対する比率)は、平成26年9月17日付で年0.02%から年0.01%に変更されました。

報酬計算期間は、本ファンドの分配金支払基準日(但し、会計期間終了日を除く。以下「分配金支払基準日」)を基準に算出しますが、具体的な報酬計算期間は、以下の通りです。資産運用会社は、報酬計算期間中、投資信託報酬を毎日投資信託勘定元帳に計上して、当該報酬期間が終了する時に、受託会社に当該投資信託報酬を投資信託財産から引き出すことを指示します。報酬計算期間中、発生した投資信託報酬は、投資信託分配金の支払日に支払われます。

- a. 当初設定日以後初めて到来する報酬計算期間：
当初設定日から当初設定日以後最初に到来する分配金支払基準日の次々回の分配金支払基準日まで
- b. 上記a.の報酬計算期間以後到来する報酬計算期間：
直前の報酬計算期間終了日の翌日から到来する毎分配金支払基準日まで
- c. 信託契約解約時の報酬計算期間：
上記a.又はb.の報酬計算期間終了日の翌日から信託契約の解約日まで

これらの投資信託報酬を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- a. 運用報酬：
ファンド運用に関する業務の対価として、管理会社に支払われます。
- b. 指定参加者報酬：
ファンドの設定/交換に関する業務の対価として、指定参加者に支払われます。
- c. 受託報酬：
ファンド財産の保管及び管理監督に関する業務の対価として、HSBCソウル支店に支払われます。
- d. 一般事務報酬：
ファンドの一般会計処理に関する業務の対価として、韓国預託決済院に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産の運用等にかかる費用は受益者が負担するものとし、資産運用会社の指示に従って受託会社が投資信託財産から引き出して支払います。

上記の「費用」とは投資信託財産に関連する次の費用を意味します。

- (1) 証券等の売買手数料
- (2) 証券等の預託及び決済費用
- (3) 投資信託財産の会計監査費用
- (4) 受益者名簿管理費用
- (5) 全受益者で構成される受益者総会関連費用
- (6) 投資信託財産に関する訴訟費用
- (7) 証券等の資産の価格情報費用
- (8) 投資信託財産の運用に必要な指数の使用料等の知的財産権費用
- (9) 上場手数料及び年賦課金等の受益証券の上場関連費用
- (10) 証券など資産の投資情報費用
- (11) その他これに準ずる費用で投資信託財産の運用等に要する費用
- (12) 推定NAV算出等の韓国取引所を通じた投資信託関連情報算出費用

(5) 【課税上の取扱い】

日本

本ファンドの日本の受益者に対する日本の税法上の課税については、以下のような取扱いとなります(本書提出日現在)。

- () 個人に支払われるファンドの分配金は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、分配金額にかかわらず申告不要とすることができます。また、確定申告する場合は、申告する上場株式等(公募株式投資信託を含み、以下同様。)の配当所得の金額の合計額について、申告分離課税とすることも総合課税とすることもできます。申告不要とした場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課され、その合計額の源泉徴収が行われます。
- () 法人(公共法人等を除く。)が分配金を受け取る場合は、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課され、その合計額の源泉徴収が行われます。法人の益金不算入の適用は認められません。
- () 個人が受益証券を譲渡した場合、受益証券は、その譲渡損益について税法上、上場株式等として扱われるため、その課税方法は以下の通りとなります。

受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額等(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得の金額となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税となります。

また、損失が生じた場合には、当該損失は、他の上場株式等の譲渡損益及び上場株式等の配当等との損益通算、損益通算後の損失を翌年以降3年間繰り越すことが可能となります。

源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。

また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されます。

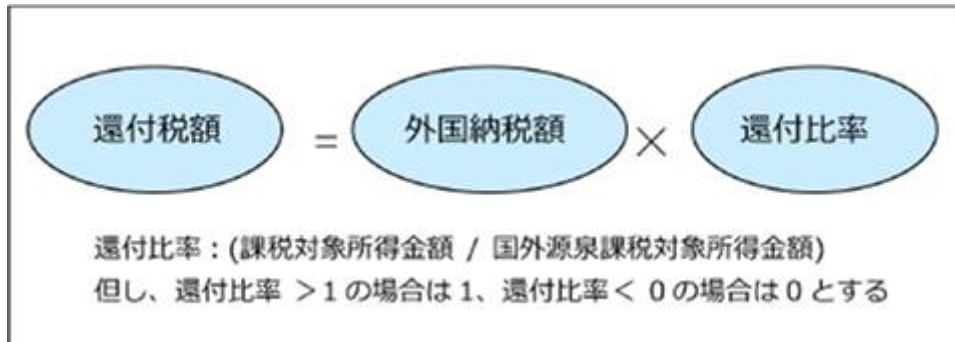
- () 分配金及び譲渡の対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

韓国

次の投資信託又は受益者に関連する税務事項の案内は、本書提出日現在の内容を参考用に提示するものであり、今後税法の改正及び政府の政策変更等の事由により、内容が変わることがあります。

(イ) 投資信託に対する課税：原則として別途の所得課税の負担なし

- () 投資所得に対する課税は、所得が発生する投資信託の段階での課税、受益者に利益を分配する段階での課税に分かれます。
- () 投資信託の段階では所得に対する別途の税金の負担はしないことを原則としており、外国源泉徴収税額は次の範囲を限度として還付を受けています。



- () 発生所得に対する税金の他に投資財産の購入、保有、処分等により発生する取得税、登録税、証券取引税及びその他税金については投資信託の費用として処理しています。

(ロ) 受益者に対する課税：源泉徴収の原則

- () 受益者はファンドから利益の支払いを受ける日(特約により元本に繰入れる日及び信託契約期間が延長される日を含む。)に課税利益に対する税金が源泉徴収されます。投資信託の受益証券を口座間の振替え、口座の名義変更、現物譲渡の方法で取引する場合も、保有期間中に発生した課税利益に対する税金を源泉徴収しています。但し、該当するファンドからの課税利益を計算する際、ファンドが投資する韓国取引所上場証券(債券及び外国投資信託証券等は除く。)及びこれを対象とする先物、ベンチャー企業の株式等で発生する売買・評価損益を分配する場合、当該売買・評価損益は課税対象となる配当所得金額から除いています。

上場指数投資信託(ETF)の保有期間課税の適用・施行

韓国所得税法施行規則第14条に基づき、2010年7月1日(以下「施行日」)以降、保有期間中に発生した利益について配当所得税が適用されています。保有期間の課税については下記の基準が適用されます。但し、韓国内株式型のETF(韓国取引所で取引される株式の価格のみを基準とする指数の変動にそのまま連動することを目指すETF)については、保有期間課税が適用されません。また、下記の基準は参考用として記載したものであり、各投資者のより詳細なETFの課税標準及び売買内訳の管理、源泉徴収に関する事項については、当該取引をなさる証券会社又は指定参加者(Authorized Participant)にお問い合わせください。

- a. 現金分配時：ETF決算時の分配金額について保有期間中の課税標準増加分を上限として、所得税が源泉徴収されます。
- 分配金額は、分配付課税標準基準価格から分配落課税標準基準価格を差引いた金額と現金分配金額のうち少ない金額です。
 - 課税標準増加分は分配課税標準基準価格から買付課税標準基準価格を差引いた金額です。
- b. 売却時：ETF売却、交換、解約及び解散時(以下「売却時点」という。)では保有期間中の課税標準増加分と売買差益を比較して少ない金額で課税標準額が計算され、課税留保金額がある場合は、課税標準増加分と売買差益の計算時にそれぞれ合算して計算します。
- 売買差益は、売却時点の課税標準基準価格から買付時点の課税標準基準価格を差引いた金額です。
 - 課税留保金額は、分配金額から決算時点の課税標準増加分を差引いた金額であり、金額が「0」より小さい場合は、「0」として計算します。
 - 韓国取引所で、一つの口座で同一のETFを2回以上買付けた場合、買付数量加重平均価格を算出して、買付課税標準基準価格を算定します。
- c. 買付課税標準基準価格の適用基準：保有期間課税を適用する際、施行日前に買付けて施行日以降に売却する場合は、施行日の課税標準基準価格を買付課税標準基準価格として適用します。但し、買付時の課税標準基準価格が施行日の課税標準基準価格より高い場合は、買付時の課税標準基準価格を適用します。

() 所得に対する課税率(韓国の居住者の場合)

個人、一般法人15.4%(地方所得税を含む)

居住者個人が受け取るファンドからの課税利益については15.4%(所得税14%、地方所得税1.4%)の税率で源泉徴収されます。この所得は、個人の年間金融所得の合計額(利子所得と配当所得)が利子所得等の総合課税基準額以下の場合は、分離課税として源泉徴収され納付義務は終了します。年間金融所得の合計額(利子所得と配当所得)が利子所得等の総合課税基準額を超過する場合は、利子所得等の総合課税基準額を超過する金額を、他の総合所得(不動産賃貸所得、事業所得、勤労所得、その他の所得)と合算して個人所得税率で総合課税されます。

韓国の国内法人が受取る投資信託の課税利益は15.4%(所得税14%、地方所得税1.4%)の税率で源泉徴収(金融機関等の場合は除く。)されます。この所得は、法人の決算時点で投資信託から受取る所得と法人の他の所得の全体を合算した所得に対して法人税率を適用して課税し、以前納付した源泉徴収税額は、納付済税額として控除を受けます。

() 日韓租税条約及び外国税額控除

日本の居住者たる実質受益者に対する分配金に係る所得については、いずれも所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約(以下「日韓租税条約」という。)の規定が適用されます。その結果、税率は15%が上限とされるため、日本の居住者である受益者の場合は15%の割合で源泉徴収されることとなります。

この源泉徴収については、日本国において外国税額控除の適用を受けることができる場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2020年12月31日現在)

資産の種類	国名(注1)	時価合計(ウォン)	投資比率(%) (注3)
株式	韓国	1,430,332,553,040 (138,742,257,645円)	98.48%
派生商品(注2)	韓国	0 (0円)	0.00%
現金及び現金同等物	韓国	3,894,878,094 (377,803,175円)	0.27%
その他の資産(負債控除後)		18,167,044,000 (1,762,203,268円)	1.25%
合計(純資産総額)		1,452,394,475,134 (140,882,264,088円)	100.00%

(注1) 株式及び派生商品については取引される取引所の所在地、現金及び現金同等物については所在地を記載しています。

(注2) 名目金額を記載しています。

(注3) 投資比率とは本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(イ) 評価額上位銘柄明細

< 株式 >

(2020年12月31日現在)

順位	銘柄	発行地	業種	数量 (株)	帳簿価額		時価		投資 比率 (%)
					単価	合計金額	単価	合計金額	
					(千ウォン)	(千ウォン)	(千ウォン)	(千ウォン)	
1	サムスンSDI	韓国	電気電子	525,576	628.0	330,061,728	628.0	330,061,728	23.08
2	サムスン物産	韓国	流通	1,004,304	138.0	138,593,952	138.0	138,593,952	9.69
3	サムスンバイオロジクス	韓国	医薬品	171,288	826.0	141,483,888	826.0	141,483,888	9.89
4	サムスン生命	韓国	保険	868,152	79.1	68,670,823	79.1	68,670,823	4.80
5	サムスンSDS	韓国	サービス	344,040	178.5	61,411,140	178.5	61,411,140	4.29
6	サムスンエンジニアリング	韓国	サービス	1,559,160	13.3	20,658,870	13.3	20,658,870	1.44
7	サムスン電機	韓国	電気電子	563,640	178.0	100,327,920	178.0	100,327,920	7.01
8	サムスン電子	韓国	電気電子	4,737,504	81.0	383,737,824	81.0	383,737,824	26.83
9	サムスン重工業	韓国	輸送装備	4,295,376	7.0	30,239,447	7.0	30,239,447	2.11
10	サムスン証券	韓国	証券	626,592	40.5	25,345,646	40.5	25,345,646	1.77
11	サムスンカード	韓国	金融	238,632	32.5	7,755,540	32.5	7,755,540	0.54
12	サムスン火災	韓国	保険	323,544	187.5	60,664,500	187.5	60,664,500	4.24
13	エスワン	韓国	サービス	247,416	85.0	21,030,360	85.0	21,030,360	1.47
14	第一企画	韓国	サービス	712,968	20.6	14,687,141	20.6	14,687,141	1.03
15	ホテル新羅	韓国	流通	311,832	82.3	25,663,774	82.3	25,663,774	1.79
	持分証券の合計			16,530,024		1,430,332,553		1,430,332,553	100.00

(注) 時価は、韓国取引所における2020年12月31日の終値を記載しています。

投資比率は、投資対象株式総額に対する比率を記載しています。

2020年12月31日時点の組入銘柄は15銘柄のみです。

(口) 種類別及び業種別の投資比率

(2020年12月31日現在)

種類別及び業種別	投資比率(%)
株式	
建設	0.00%
金融	0.54%
機械	0.00%
保険	9.04%
非金属鉱物	0.00%
サービス	8.23%
繊維・衣服	0.00%
輸送装備	2.11%
運輸倉庫	0.00%
流通業	11.48%
銀行	0.00%
食品・飲料	0.00%
医薬品	9.89%
電気・電子	56.92%
電力・ガス	0.00%
その他製造	0.00%
証券	1.77%
鉄鋼・金属	0.00%
通信	0.00%
化学	0.00%
未分類	0.00%
合計	100.00%

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

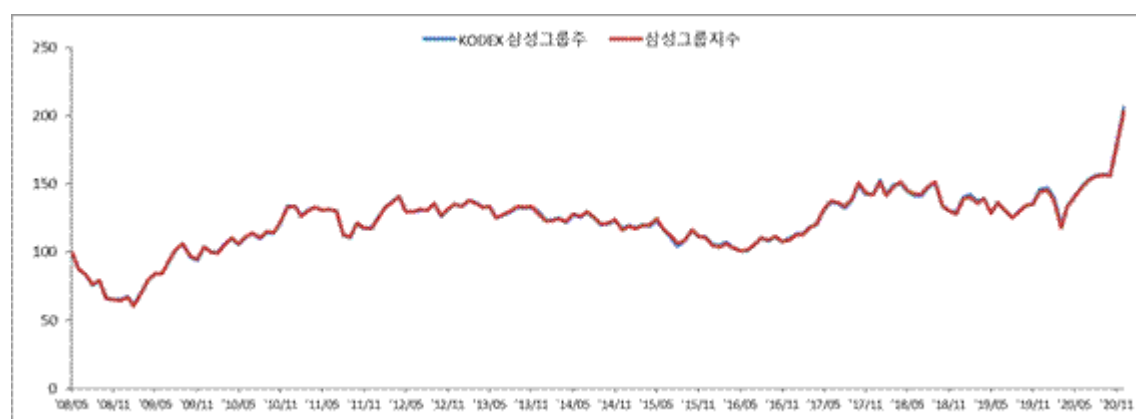
(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

本ファンドの純資産額の推移は以下の通りです。

期別	1口当たりの純資産額(ウォン)		純資産額(ウォン)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第11期末 (2018年12月31日)	6,220.64 (603.40円)	6,220.64 (603.40円)	1,004,010,885,989 (97,389,055,940.93円)	1,004,010,885,989 (97,389,055,940.93円)
第12期末 (2019年12月31日)	7,031.52 (682.06円)	7,031.52 (682.06円)	1,134,183,555,711 (110,015,804,903.97円)	1,134,183,555,711 (110,015,804,903.97円)
第13期末 (2020年12月31日)	9,920.50 (962.29円)	9,920.50 (962.29円)	1,452,361,263,320 (140,879,042,542.04円)	1,452,361,263,320 (140,879,042,542.04円)
2020年1月末日	7,070.80 (685.87円)	7,070.80 (685.87円)	1,727,395,358,567 (167,557,349,781.00円)	1,727,395,358,567 (167,557,349,781.00円)
2020年2月末日	-	6,754.57 (655.19円)	-	1,409,003,937,950 (136,673,381,981.15円)
2020年3月末日	-	5,773.39 (560.02円)	-	1,156,987,576,208 (112,227,794,892.18円)
2020年4月末日	6,343.84 (615.35円)	6,433.84 (624.08円)	933,178,663,631 (90,518,330,372.21円)	946,417,663,631 (91,802,513,372.21円)
2020年5月末日	-	6,794.15 (659.03円)	-	1,006,213,488,833 (97,602,708,416.80円)
2020年6月末日	-	7,117.92 (690.44円)	-	1,070,535,160,127 (103,841,910,532.32円)
2020年7月末日	7,359.21 (713.84円)	7,359.21 (713.84円)	1,206,174,591,341 (116,998,935,360.08円)	1,206,174,591,341 (116,998,935,360.08円)
2020年8月末日	-	7,492.93 (726.81円)	-	1,257,314,132,357 (121,959,470,838.63円)
2020年9月末日	-	7,548.86 (732.24円)	-	1,368,607,789,084 (132,754,955,541.15円)
2020年10月末日	7,533.47 (730.75円)	7,533.47 (730.75円)	1,531,554,702,812 (148,560,806,172.76円)	1,531,554,702,812 (148,560,806,172.76円)
2020年11月末日	-	8,658.60 (839.88円)	-	1,712,671,189,213 (166,129,105,353.66円)
2020年12月末日	9,920.50 (962.29円)	9,920.50 (962.29円)	1,452,361,263,320 (140,879,042,542.04円)	1,452,361,263,320 (140,879,042,542.04円)

サムスングループ指数と本ファンド



本ファンドの受益証券が上場する韓国取引所における、受益証券の取引価格の推移は以下の通りです。

期別	韓国取引所取引価格 (一口当たり終値)	
	ウォン	円
第11期末(2018年12月31日)	6,225	604
第12期末(2019年12月31日)	7,015	680
第13期末(2020年12月31日)	9,920	962
2020年1月末日	7,075	686
2020年2月末日	6,765	656
2020年3月末日	5,780	561
2020年4月末日	6,430	624
2020年5月末日	6,800	660
2020年6月末日	7,100	689
2020年7月末日	7,360	714
2020年8月末日	7,500	728
2020年9月末日	7,550	732
2020年10月末日	7,535	731
2020年11月末日	8,700	844
2020年12月末日	9,920	962

本ファンドの受益証券が上場する東京証券取引所における、受益証券の取引価格の推移は以下の通りです。

期別	東京証券取引所取引価格 (一口当たり終値)
	円
2020年1月末日	664
2020年2月末日	602
2020年3月末日	516
2020年4月末日	561
2020年5月末日	620
2020年6月末日	622
2020年7月末日	646
2020年8月末日	695
2020年9月末日	680
2020年10月末日	690
2020年11月末日	842
2020年12月末日	930

【分配の推移】

本ファンドの受益証券一口当たりの分配金の推移は以下の通りです。

期別	ウォン	円
第11期(2018年1月1日～2018年12月31日)	88	9
第12期(2019年1月1日～2019年12月31日)	93	9
第13期(2020年1月1日～2020年12月31日)	90	9

【収益率の推移】

本ファンドの収益率の推移は以下の通りです。

期別	収益率(%)
第11期(2018年1月1日～2018年12月31日)	-8.17%
第12期(2019年1月1日～2019年12月31日)	14.63%
第13期(2020年1月1日～2020年12月31日)	43.10%

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記計算期間中の販売及び買戻の実績並びに下記計算期間末現在の発行済口数は以下の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第11期(2018年1月1日～2018年12月31日)	20,800,000	25,500,000	161,400,000
第12期(2019年1月1日～2019年12月31日)	41,100,000	41,200,000	161,300,000
第13期(2020年1月1日～2020年12月31日)	213,100,000	228,000,000	146,400,000

(注) 本邦における販売・買戻はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

日本における販売手続等

日本国内において、本ファンドの設定の募集は一切行っておりません。東京証券取引所を通じて売買する方法で投資できます。下記は韓国における設定の方法について参考までに記載するものです。

海外(韓国)における販売手続等

- A. 本ファンドは、指定参加者が、資産運用会社に本ファンドの当初設定又は追加設定を要請し、投資者から直接払込を受けるか、販売会社を通じて投資者から払込を受けた払込金等を、設定単位に相当する資産に変更して資産運用会社を代理して受託会社に払い込むことによって設定されます。

*本ファンドの設定要請の効力等

投資信託の設定請求は、毎営業日の午後4時30分までとされています。この時刻を過ぎてから投資信託の設定を請求する場合、その設定請求は翌営業日に請求されたものとして手続きします。

本ファンドの設定は、投資者の設定要請によりその効力が発生するのではなく、かかる設定要請に対して資産運用会社が承認することによって設定要請の効力が発生します。

設定要請の取消は、設定要請日の午後4時30分までは可能です。この時刻を経過して設定要請を取り消す場合、かかる取消申請は、効力がないものとします。

- B. 上記A.により投資者が本ファンドの設定のために、指定参加者に払込金等を払い込む場合、当該投資者は、指定参加者が本ファンドの設定を要請する日に、資産運用会社が韓国証券市場で公告する払込資産構成内訳と同一の内訳の払込金等を、設定要請日から起算して3営業日目までに払い込まなければなりません。但し、払込金等の内訳が払込資産構成内訳の95%以上(資産の評価額を基準にして算出したものをいう。)と同じである場合で、資産運用会社がこれを承認する場合には、この限りではありません。
- C. 上記B.の但書の要件を満たす場合で、資産運用会社と指定参加者が合意する場合、投資者は、払込金等と払込資産構成内訳が一致しない資産(以下「未構成資産」という。)に代えて現金(以下「代納現金」という。)を払い込むことができます。この場合、資産運用会社は、次の事項と指定参加者契約に定められたところにより、指定参加者と当該代納現金を毎日精算します。

- ・ 代納現金の算出：

設定要請日の未構成資産の終値による評価額と、資産運用会社が代納現金をもって韓国取引所で未構成資産を買い付ける場合に発生する費用の合計額に、115%を掛けて算出します。

- ・ 代納現金の精算：

代納現金の割合が上記に規定する割合を下回る場合、資産運用会社は、同割合を満たすように指定参加者から現金を追加徴収します。

- ・ 代納現金から発生する利子等の収益の返還：

当該未構成資産を買い付ける期間中に代納現金から発生した利子等の収益がある場合、資産運用会社は、当該利子等の収益を指定参加者に返還します。

- D. 上記A.及びB.により投資者が、販売会社を經由して指定参加者に本ファンドの設定を要請した場合、又は、直接、指定参加者に本ファンドの設定を要請した場合、指定参加者は、資産運用会社に対して本ファンドの設定を要請します。
- E. 投資者が、上記B.の本文による払込資産構成内訳と異なる内訳の払込金等で本ファンドの設定を要請する場合、指定参加者は、当該払込金等が払込資産構成内訳と一致するように証券の売買(以下「払込金等の売買」という。)をして資産運用会社に本ファンドの設定を要請します。
- F. 指定参加者が、上記E.により払込金等を売買する場合は、投資者名義の委託売買口座又は金融投資業規程第7-29条第4項の規定による指定参加者名義の口座(以下「共同口座」という。)を使用することができます。但し、投資者が非居住者外国人である場合で、払込金等の売買をしなければならない場合には、共同口座を使用します。
- *払込金等の売買に関する注意事項
- 上記F.により、指定参加者は、投資者の利益を保護するために最善を尽くして払込金等の売買をします。しかし、払込金等の売買の結果が常に満足の行くものとは限らないので、投資者は、下記G.の事項に留意する必要があります。
- G. 上記E.及びF.により、指定参加者が払込金等の売買をする場合、投資者は払込金等の売買に関連する一切の事項(証券の売買時期、価格、数量等を意味する。)についての指定参加者の決定に異議を唱えず、払込金等の売買により発生する全ての損益を負担しなければなりません。
- H. 上記E.乃至G.により、指定参加者による払込金等の売買過程において、指定参加者の最善の努力にもかかわらず、払込資産構成内訳に含まれている証券の売買が不可能になる等の事由により払込金等の売買が終了しない場合、指定参加者は、直ちにその事由及び今後の計画等を具体的に明示して投資者に書面をもって通知し、本ファンドの設定を資産運用会社に要求しません。
- I. 指定参加者が上記H.により本ファンドの設定を要求しない場合、投資者が本ファンドの設定を取り消す場合、又は上記B.の但書により資産運用会社が本ファンドの設定を承認しない場合においては、指定参加者は、当該払込金等の売買の結果により形成された資産を現状そのまま、又は投資者が本ファンドの設定のために払い込んだ資産そのままを投資者に引き渡します。但し、次の条件を全て満たす場合、指定参加者は、上記資産を現金化して投資者に支払わなければなりません。この場合、指定参加者は、上記資産を全て現金化した後、直ちに当該投資者に返還します。かかる資産の現金化にかかる費用は当該投資者の負担とします。
- ・ 投資者が非居住者外国人の場合
 - ・ 指定参加者が上記E.記載の共同口座で上記の投資者の払込金等の売買をした場合
- J. 上記E.乃至G.による払込金等の売買の結果により形成された資産の売買価額と、資産運用会社が設定要請日に発表した払込資産構成内訳の評価価額が一致しない場合、投資者と指定参加者は、次に定めるところにより精算します。
- ・ 払込金等の売買の結果により形成された資産の売買価額が、払込資産構成内訳の評価価額より大きい場合：投資者が当該超過分に相当する現金又は証券を追加で納めるか、指定参加者が当該超過分に相当する証券を売却して精算します。
 - ・ 払込金等の売買の結果により形成された資産の売買価額が、払込資産構成内訳の評価価額より小さい場合：指定参加者が当該不足分に相当する現金又は証券を投資者に返還します。

- K. 上記A.乃至J.により投資者が指定参加者に納めた払込金等の設定要請日の終値を基準にした評価価額と、資産運用会社が設定要請日に投資信託財産の運用を終了した後作成した設定単位に該当する受益証券の純資産価額が一致しない場合、投資者は、当該差額を設定要請日から起算して3営業日目までに指定参加者を經由して払い込む必要があります。
- L. 上記A.乃至K.にかかわらず、次の場合、資産運用会社は、その定めるところによって、販売会社又は指定参加者に対して本ファンドの設定要請の受付を中止することを要求できます。この場合、販売会社又は指定参加者は、資産運用会社の要求を遵守しなければなりません。
- ・ サムングループ指数の指数算出機関が定期的にサムングループ指数構成銘柄を入れ替える場合：
銘柄入替日から起算して前後3営業日の間、設定要請の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、設定要請の受付の中止を開始する日から起算して3営業日前までに、かかる事項を韓国取引所に開示します。
 - ・ 本ファンドの純資産価額の1%を超過して保有中である株式の発行会社の不渡等の事由により、投資信託財産の保有株式の入替が必要な場合：
株式入替日(資産運用会社が株式の入替のために受託会社に運用指示書を発送した日をいう。)から3営業日の間、設定要請の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、設定要請の受付中止を開始する日の直前営業日までに、この内容を韓国取引所に開示します。
 - ・ 本ファンドの純資産価額の3%を超過して保有中の株式の発行会社の合併、分割等の事由により、当該株式が、一定期間の取引停止の後に新規銘柄として上場され、サムングループ指数の新規構成銘柄となる場合：
当該株式の取引停止日から起算して3営業日前から、新規銘柄のサムングループ指数採用日から起算して3営業日目の日まで、設定要請の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、設定要請の受付の中止を開始する日の直前営業日までに、この内容を韓国取引所に開示します。
 - ・ 上記にかかわらず、資産運用会社が必要であると判断する場合、資産運用会社は、上記に定める設定要請の受付中止期間及び開示時期を調整することができます。
 - ・ その他、資産運用会社が、サムングループ指数に対する本ファンドのトラッキング・エラー率を最小化するために必要であると判断する場合には、設定要請の受付を中止します。
- M. 上記L.にかかわらず、資産運用会社が設定要請の受付の中止を事前に韓国取引所に開示もせず、販売会社又は指定参加者を通して掲示もしない状態で、本ファンドの設定要請の受付を中止する場合、投資者は、当該設定要請受付中止以前に行った当日の設定要請を取り消すことができます。投資者が当該設定要請を取り消さなかった場合、資産運用会社は、当該設定要請受付中止期間が終了した後の最初の営業日に当該設定要請を受け付けたものとし、但し、その最初の営業日に発表する払込資産構成内訳と既に設定要請を受け付けた払込金等が一致しない場合、投資者は、当該差異を補正しなければなりません。

*日次別設定手続き

	T-1	T	T+1	T+2
投資者		指定参加者に 設定請求		精算金額がある 場合は精算、 受益証券を受領
指定参加者		資産運用会社に 設定要求	引渡・受渡明細の 確定及び受益者へ の通知 (資産運用会社は 韓国取引所に上場 申請)	受託会社に払込金 等を振替(韓国預託 決済院の口座に振 替え)
資産運用会社	払込資産構成 内訳通知 (韓国証券市場等)	設定内訳の確認 及び承認		受益証券発行 (韓国預託決済院の 一括預託によ る受益証券発行)
韓国預託決済院		設定内訳の とりまとめ 及び通知		確定した設定内訳の とりまとめ 及び通知
受託会社				払込金等の 払込確認

2【買戻し手続等】

日本における買戻し手続等

日本国内において、本ファンドの買戻の取扱は一切行っておりません。下記 は韓国における買戻について参考までに記載するものです。

韓国における買戻し手続等

- A. 受益者は、本ファンドの受益証券の販売会社又は指定参加者に対して、設定単位又は設定単位の倍数でのみ受益証券の交換を請求することができます。但し、販売会社が、解散、認可取消、業務停止、天災地変等による電算障害、その他これに準ずる事由により正常に業務を営むことが難しいと金融委員会が認める場合(以下「解散等」という。)により交換に応じられない場合には、指定参加者に対して交換を請求することができます。

*受益証券交換請求の効力等

受益証券の交換請求は、毎営業日午後4時30分までとされています。受益者がこの時刻を経過して受益証券の交換を請求する場合、当該交換請求は、その翌営業日に請求が行われたものとして扱われます。

交換請求の取消は、交換を請求した日(以下「交換請求日」という。)の午後4時30分までは可能です。この時刻を経過して交換請求を取り消す場合、かかる取消申請は効力がないものと扱われます。

- B. 上記A.の本文により受益者から受益証券の交換請求を受けた販売会社は、指定参加者に対して本ファンドの受益証券の交換を要求します。但し、指定参加者が解散等によって受益証券の交換に関する業務を遂行することができない場合には、資産運用会社に対して直接受益証券の交換に応じることを要求することができます。

- C. 受益者は、上記A.により本ファンドの受益証券の交換を請求しようとする指定参加者が、解散等によって受益証券の交換に関する業務を遂行することができない場合には、資産運用会社に対して直接受益証券の交換に応じることを要求することができます。
- D. 上記A.及びB.の本文により、本ファンドの受益証券の交換の請求又は要求を受けた指定参加者は、直ちに資産運用会社に対して交換に応じることを要求します。
- E. 上記B.乃至D.により、受益者、販売会社又は指定参加者が交換を請求又は要求する場合において、交換に応じなければならない資産運用会社が解散等によって交換に応じられない時には、受益者、販売会社又は指定参加者は、受託会社にこれを直接請求することができます。
- F. 上記B.乃至E.により、交換に応じることを要求された資産運用会社及び受託会社は、直ちに交換に応じます。
- G. 上記B.乃至F.により交換に応じなければならない資産運用会社又は受託会社は、指定参加者が資産運用会社に当該受益証券の交換請求日に、投資信託財産の運用が終わった後、その投資信託財産が保有している資産を基準に資産運用会社が発表する払込資産構成内訳に従い、交換請求日から3営業日目に、販売会社又は指定参加者の営業店舗で交換します。但し、交換請求日に資産運用会社が発表する払込資産構成内訳の交換請求日の終値基準の評価価額と、交換請求日の投資信託財産の運用が終わった後に算出した設定単位当たりの純資産価額が一致しない場合、資産運用会社は、当該差額部分を精算して交換します。
- H. 上記G.の本文にかかわらず、次の事由が発生する場合、資産運用会社は、その定めるところによって交換資産を別途支払うことができます。
- ・ 投資信託財産において証券で支払うことが困難な資産を保有している場合：
資産運用会社又は受託会社は、当該資産を現金に換算して交換に応じることができます。この場合、当該資産の評価は、交換請求日の終値を基準にします。
 - ・ 投資信託財産に交換資産として支払うべき現金が不足する場合：
資産運用会社又は受託会社は、現金に代えて証券で支払うことができます。この場合、当該証券の評価は、交換請求日の終値を基準にします。
- I. 上記G.により資産運用会社又は受託会社が受益証券の交換に応じる場合、資産運用会社又は受託会社は、投資信託財産の一部解約の方法で交換に応じます。
- J. 上記G.乃至I.にかかわらず、受益者が非居住者外国法人であって、交換資産として渡すべき資産の中に非居住者外国法人の取得が制限されて外国人の取得限度を超過している株式がある場合、指定参加者は、次に定める手続きに従って当該株式を売却して現金化し、外国人の取得限度が遵守されるようにします。この場合、当該株式の現金化に係る費用は、受益者の負担とします。
- ・ 指定参加者は、受益者が交換資産を受け取る日の証券取引終了時から指定参加者と受益者が合意した時点までに、当該株式を売却するよう誘導します。
 - ・ 受益者が上記により当該株式を自ら売却しなかった場合、指定参加者は、当該株式を売却して現金化し、受益者に支払います。この場合、当該受益者と指定参加者は、当該株式を指定参加者が任意処分することができるという約定を締結したものとみなし、当該株式の処分によって発生する損益は、受益者の負担とします。

- K. 上記A.乃至J.により、交換請求を受けた販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社が、天災地変及びその他これに準ずる事由(以下「交換不可事由」という。)により上記G.に定める日までに受益証券を交換することができなくなった場合、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社は、直ちにその事由及び今後の計画等を具体的に明示し、その交換を請求した受益者に書面をもって通知します。但し、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社が、解散等により上記G.で定める日まで受益証券を交換できなくなった場合は、資本市場法第237条に基づき交換を延期し、延期を受益者に通知します。
- L. 上記K.の交換不可事由が解消される場合、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社は、直ちに当該受益証券を交換します。この場合、当該受益証券の交換の際に適用する資産は、当該交換不可事由が解消され、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社が交換に応じる日に、資産運用会社が発表する払込資産構成内訳を基準にします。
- M. 上記A.乃至L.にかかわらず、次の場合、資産運用会社は、その定めるところによって販売会社又は指定参加者に対して本ファンドの交換請求の受付を中止することを要求することができます。この場合、販売会社又は指定参加者は、資産運用会社の要求を遵守しなければなりません。
- ・ サムスングループ指数の指数算出機関が定期的にサムスングループ指数構成銘柄を入れ替える場合：
銘柄入替日から起算して前後3営業日の間、受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付の中止を開始する日から起算して3営業日前までにこれを韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。
 - ・ 本ファンドの純資産価額の1%を超過して保有する株式の発行会社の不渡等の事由により、投資信託財産の保有株式の入替が必要な場合：
株式入替日(資産運用会社が株式の入替のために受託会社に株式の売買を指示した日をいう。)から3営業日の間、受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付中止を開始する日の直前営業日までに、これを韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。
 - ・ 本ファンドの純資産価額の3%を超過して保有中の株式の発行会社の合併、分割等の事由により、当該株式が、一定期間の取引停止後に新規銘柄として上場され、サムスングループ指数の新規構成銘柄となる場合：
当該株式の取引停止日から起算して3営業日前から、新規銘柄のサムスングループ指数採用日から起算して3営業日目の日まで受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付中止を開始する日の直前営業日までに、この内容を韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。
 - ・ 投資信託分配金を支払う場合：
分配金支払基準日から3営業日前に受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付中止日から起算して3営業日前までに、これを韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。
 - ・ 上記にかかわらず、資産運用会社が必要であると判断する場合、資産運用会社は、上記に定める交換請求の受付中止期間及び開示期間を調整することができます。

- ・ その他、資産運用会社が、サムングループ指数に対する本ファンドのトラッキング・エラー率を最小化するために必要であると判断する場合には、受益証券の交換請求の受付を中止します。

N. 上記M.にかかわらず、資産運用会社が、交換請求の受付の中止を事前に韓国取引所に開示もせず、販売会社又は指定参加者を通して掲示もしない状態で、受益証券の交換請求の受付を中止する場合、受益者は、当該交換請求の受付中止以前に行った当日の交換請求に受付分を取り消すことができます。受益者が当該交換請求の受付の取消をしなかった場合、資産運用会社は、当該交換請求の受付中止期間が終わった後、最初に到来する営業日に、当該交換請求を受け付けたものとみなします。

*日次別交換手続き

	T-1	T	T+1	T+2
受益者		指定参加者に 交換請求		受益証券の提出 及び交換 資産(株式及び現金) 受領
指定参加者		資産運用会社に 交換請求	引渡・受渡明細の 確定及び受益者へ の通知 (資産運用会社は 韓国取引所に変更 上場申請)	受益者口座における 受益証券引出し 及び資産入庫
資産運用会社	払込資産構成 内訳通知 (韓国証券市場等)	交換内訳の確認		投資信託の一部解約
韓国預託決済院		交換内訳の とりまとめ 及び通知		交換内訳の とりまとめ及び 通知
受託会社				指定参加者へ 資産振替(韓国預託 決済院の口座振替 による移管)及び 振替確認

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価格の算出

区分	内容
算定方法	当日公告される基準価格は、その直前日の貸借対照表上で計算された本ファンドの資産総額から負債総額を差引いた金額(以下「純資産総額」という。)を直前日の受益証券総口数で除し、1口単位で小数第2位まで求めます(小数第3位を四捨五入)。
算定周期	基準価格は日々算定します。
開示時期	算定された基準価格は毎日公告・掲示されます。
開示方法	1口単位でウォン未満3桁を四捨五入し、ウォン未満小数第2位まで計算して開示
開示場所	販売会社又は指定参加者の営業店舗、資産運用会社(www.samsungfund.com)・販売会社又は指定参加者・金融投資協会(www.kofia.or.kr)、韓国取引所のホームページ

注)韓国取引所の休場日は基準価格が開示されません。海外資産に投資する投資信託は、基準価格が算定・開示されない日でも海外市場の取引により、資産価格が変動し投資信託財産の価値が変動することがあります。

有価証券などの評価基準

対象資産	評価方法
上場債券	評価基準日が属する月の直前3ヶ月間続けて毎月10日以上韓国取引所で価格が形成された債券は、評価基準日に韓国取引所で取引された最終時価を基準として2つ以上の債券評価機関が提供する価格情報に基づく価格
非上場債券	2つ以上の債券評価機関が提供する価格情報に基づく価格
企業手形又は金融機関が発行した債務証券	2つ以上の債券評価機関が提供する価格情報に基づく価格
上場株式	評価基準日に韓国取引所で取引された最終時価
非上場株式	取得原価又は債券評価機関・韓国公認会計士法による会計法人が提供する価格情報に基づく価格
上場受益証券	評価基準日に韓国取引所で取引された最終時価
非上場受益証券	評価基準日に公告された基準価格により評価し、ファミリーファンド型のマザーファンドの投資信託証券は、評価基準日に算出された基準価格で評価
上場派生商品	評価基準日に、当該上場派生商品が取引される派生商品市場で公表される価格(外国の上場派生商品の場合は、評価基準日に把握しうる直近日の最終時価)で評価する
OTC派生商品	債券評価機関が提供する価格又は当該OTC派生商品の発行又は計算機関が提示する価格に基づいて投資信託財産評価委員会で決定した価格

投資信託財産評価委員会の構成及び業務

- 1)構成： 投資信託財産の評価業務担当役員、投資信託財産の運用業務担当役員、遵法監視人(コンプライアンスオフィサー)等
- 2)業務： 投資信託財産に対する評価を公正で正確なものにするために投資信託財産評価に関する必要事項を議決すること

基準価額の算出頻度と照会先

一般事務管理会社は、本ファンドの基準価格を毎日算定し資産運用会社に通知し、資産運用会社、販売会社及び指定参加者は、算定された基準価格を資産運用会社、販売会社、指定参加者の営業所及びインターネット上のホームページ並びに韓国取引所に掲示・公告します。したがって、受益者が基準価格を知るためには、資産運用会社、販売会社又は指定参加者を訪問して基準価格の開示を請求するか若しくはインターネット上のホームページを閲覧することにより、又は韓国取引所を通じて把握することができます。但し、資産運用会社は、資本市場法第254条による一般事務管理会社に基準価格の計算業務等を委託することができ、この場合、一般事務管理会社は、基準価格を販売会社若しくは指定参加者の営業店舗等に掲示・公告し、又は韓国取引所に公示します。

(2) 【保管】

受益証券の券面は発行されないため、該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの当初設定日(2008年5月20日)から信託契約の解約日までとします。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とします。但し、第1期から第4期については毎年5月20日から翌年5月19日までの1年間、第5期については2012年5月20日から2012年12月31日までの期間としており、また、信託契約の解約時には、本ファンドの会計期間初日から信託契約の解約日までとします。

(5) 【その他】

解約

(イ) 解約事由

- A. 投資信託を設定した資産運用会社は、金融委員会の承認を得てこの投資信託を解約することができます。但し、受益者の利益を害する恐れがなく、以下のいずれかに該当する場合は、金融委員会の承認を得ずにこの投資信託を解約することができ、この場合、資産運用会社はその解約の事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。
 - a. 受益者全員が同意した場合
 - b. 投資信託の受益証券全てについて解約請求を受け、信託契約を解約しようとする場合
 - c. 投資信託が最初に設定された後1年目となる日の元本額が50億ウォン未満の場合。但し、存続期間中に追加で設定(募集)が可能な投資信託に限ります。
 - d. 投資信託が最初に設定され1年が経過した後に、1ヶ月間続けて投資信託の元本額が50億ウォン未満の場合。但し、存続期間中に追加で設定(募集)が可能な投資信託に限ります。

- B. 投資信託を設定した資産運用会社は以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく投資信託を解約しなければなりません。この場合、資産運用会社はその解約事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。
- 信託契約に定める信託契約期間の終了
 - 受益者総会の投資信託解約決議
 - 投資信託の被吸収合併
 - 投資信託の登録取消し
 - この投資信託受益証券の上場が廃止される場合。この場合、資産運用会社は上場廃止日から10日以内にこの信託契約を解約しなければなりません。
- C. 上記A.のc.及びd.の規定によりこの投資信託を解約しようとする場合、資産運用会社は解約事由、解約日、償還金等の支払い方法及びその他解約関連事項を資産運用会社のインターネット・ホームページ等を利用して開示するか、韓国預託決済院を通じて受益者に通知すべきであり、上記B.e.の規定によりこの投資信託を解約しようとする場合、資産運用会社は信託契約の解約日から1ヶ月前に当該信託契約の解約事由、解約日、償還金等の支払い方法及びその他解約関連事項を韓国取引所に開示し、信託契約第48条の規定により公告しなければなりません。

(口) 償還金等の支払い

- A. 資産運用会社は、本ファンドを解約する場合、本ファンドの残存資産を処分して取得した現金で、解約基準日の本ファンドの受益証券全部のうち、各受益者が保有する受益証券の割合によって各受益者に投資信託元本の償還金及び利益金(以下「償還金等」という。)を支払います。この場合、資産運用会社は、当該償還金等を解約基準日から10営業日以内に、各受益者に支払わなければなりません。但し、残存資産の売却が遅延する等の事由によって償還金等の支払が困難な場合には、その事由が解消した後に支払うことができます。
- B. 資産運用会社が、償還金等の支払のために受託会社に償還金等の支払を指示する場合、受託会社は、資産運用会社を代理して、直ちに当該償還金等を韓国預託決済院(資産運用会社が、韓国預託決済院に引き渡すことを指示した場合に限る。)を経由して、販売会社又は指定参加者に引き渡します。
- C. A.及びB.の規定により償還金等を支払う場合、販売会社又は指定参加者(本ファンドの販売会社又は指定参加者でない、資本市場法による投資売買会社又は投資仲介会社が管理する口座に受益証券を保有している受益者がいる場合には、当該会社等を含む。以下本(口)において同じ。)は、受託会社から引き渡された償還金等を直ちに受益者に支払わなければなりません。
- D. 受益者が償還金等の支払を受ける時には、販売会社又は指定参加者に受益証券を提出しなければなりません。

信託契約の変更(信託契約参照)

- A. 資産運用会社が信託契約を変更しようとする場合は、受託会社と変更契約を締結します。この場合、信託契約中、次のいずれかに該当する事項を変更する場合は、あらかじめ受益者総会の決議を経なければなりません。
- a. 資産運用会社、受託会社等が受け取る報酬やその他の手数料の引上げ
 - b. 受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場法施行令第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)
 - c. 信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)
 - d. 本ファンドの種類の変更。但し、本ファンドを設定する時点から、他の種類のファンドに変更することが予定されている場合は除く。
 - e. 主な投資対象資産の変更
 - f. 資産運用会社の合併、分割若しくは分割合併又は金融委員会の措置若しくは命令以外の事由による資産運用会社の変更
 - g. 解約禁止型投資信託への変更
 - h. 交換資産支払日の延長
- B. 資産運用会社は、信託契約を変更した場合、その内容を次の方法で開示します。
- a. 受益者総会の決議により信託契約を変更した場合：インターネットのホームページ等を利用した開示又は全ての受益者への通知
 - b. 受益者総会の決議によらず信託契約を変更した場合：インターネットのホームページ等を通じた開示
- C. 信託契約に規定された事項のうち、法令等の変更によりその適用が義務化された場合には、その変更されたところに従います。

関係法人との契約の更改

(イ) 信託契約

契約期間は、信託契約の解約日までです。

資産運用会社が信託契約を変更しようとする場合は、両当事者の合意によって変更をすることができます。

解除に関する規定は定められておらず、関係法令に従います。

この契約は、韓国法に準拠します。

(ロ) 事務管理契約

契約期間は、本ファンドの清算日までです。

一方当事者が事務管理契約の変更を希望する場合、当事者が別途合意しない限り、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知する必要があります。

一方当事者が合意解約を希望する場合、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知する必要があります。相手方は、正当な理由のない限り解約を拒否することができません。契約終了後は、一般事務管理会社は、後任の事務管理会社に事務管理契約の業務を引き継ぐ義務があります。

この契約は、韓国法に準拠します。

(八) 指定参加者契約

契約期間は信託契約の解約日までです。

指定参加者が契約期間中に解約を希望する場合、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知する必要があります。相手方は、正当な理由のない限り解約を拒否することができません。

資産運用会社が契約期間中に解約を希望する場合、相手方に対して3ヶ月前までに書面で通知する必要があります。相手方は、正当な理由のない限り解約を拒否することができません。

資産運用会社が契約を解約する場合、契約終了後は、資産運用会社は、後任の資産運用会社に指定参加者契約の業務を引き継ぐ義務があります。

資産運用会社は年単位で指定参加者を評価し、契約解除の上記の解約手続きをとることができます。

契約当事者の一方又は双方の事情の変更により契約の変更が必要となった場合、資産運用会社と全ての指定参加者とで構成される本ファンドの運営委員会において、指定参加者の3分の2の同意を条件として、契約の変更をすることができます。

法律、関連規定、信託契約、投資信託説明書、協約書等の変更により、指定参加者契約が変更されるべき場合、別途の合意なしで指定参加者契約を変更したものとみなされ、変更後1ヶ月以内に書面で変更について通知されます。

資産運用会社は、指定参加者に対して、指定参加者契約により資産運用会社から作成供給される運用報告書等の報告書その他一切の運用業務に関連し、いかなる場合においても指定参加者の責任がないことを保証します。

この契約は、韓国法に準拠します。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が資産運用会社又は受託会社に対し受益権を直接行使するためには、本ファンドの名義人として登録されていなければなりません。

受益者の有する権利は次の通りです。

(a) 分配請求権

受益者は、資産運用会社が決定した本ファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有します。この請求権の消滅時効は5年です。

(b) 交換請求権

受益者は、本ファンドの受益証券の交換を請求しようとする指定参加者が、解散等によって受益証券の交換に関する業務を遂行することができない場合には、資産運用会社に対して本ファンドの受益証券の交換を請求することができます。

(c) 償還金支払い請求権

本ファンドが解約される場合、受益者は、その持分に応じて償還金及び利益金を請求する権利を有します。この請求権の消滅時効は5年です。

(d) 受益者総会に関する権利

後記「第一部 ファンド情報 第4 外国投資信託受益証券事務の概要 受益者総会」参照。

(e) 反対受益者の受益証券買取請求権

- A. 受益者は、次のいずれかの場合、資産運用会社に対し、受益証券の数を記載した書面をもって、自己の所有する受益証券の買取りを請求することができます。
- a. 資本市場法第188条第2項各号以外の部分(本文)の後段による信託契約の変更又は第193条第2項による投資信託の合併についての受益者総会決議への反対(受益者総会の前に、当該資産運用会社に対し、その決議に反対する意思を書面で通知した場合に限る。)は、受益者がその受益者総会の決議日から20日以内に受益証券の買取りを請求する場合
- b. 資本市場法第193条第2項各号以外の部分(本文)の但書による投資信託の合併に反対する受益者が、大統領令に定める方法で受益証券の買取りを請求する場合
- B. 資産運用会社は、上記A.による請求がある場合、当該受益者からの受益証券買取りにかかる手数料、その他の費用を、受益者に負担させることはできません。
- C. 資産運用会社は、上記A.の規定による受益証券の買取請求がある場合、買取請求期間の終了日に解約請求したものとみなし、信託契約第25条の規定に従いその受益証券を買取ります。但し、買取資金の不足により買取りに応じることができない場合は、金融監督院長の承認を得て受益証券の買取りを延期することができます。
- D. 資産運用会社は、上記C.の本文により受益証券を買取った場合、遅滞なくその受益証券を消却しなければなりません。

(f) 帳簿・書類の閲覧及び謄・抄本交付請求権

受益者は、資産運用会社、販売会社又は指定参加者に対して営業時間内に、当該受益者に関する投資信託財産の帳簿・書類の閲覧及び謄・抄本の交付を請求することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本ファンドの分配金等の送金に関して、韓国における外国為替管理上の制限はありません。但し、韓国政府は国家的非常事態が生じた時には、資本の流入及び送金を制限する可能性がないとは言えません。

(3) 【本邦における代理人】

継続開示に関する代理人は、以下の者です。

弁護士 伊東 啓
東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー
西村あさひ法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

受益者が訴訟を提起する時には、受益者の選択によって受益者の住所地又は受益者が取引する資産運用会社、受託会社、販売会社若しくは指定参加者の営業店舗の所在地を管轄する裁判所に提起することができます。但し、受益者が韓国外国為替取引法第3条第1項第15号の規定による非居住者である場合には、受益者が取引する資産運用会社、受託会社、販売会社又は指定参加者の営業店舗の所在地を管轄する裁判所に提起しなければなりません。

第3【ファンドの経理状況】

本ファンドの日本語の財務書類は、韓国における諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものです。

本ファンドの原文の財務書類は、韓国における独立監査人であるデジユ会計法人(Grant Thornton DAEJ00)の監査を受けており、別紙の通り監査報告書(訳文を含む。)を受領しています。

本ファンドの原文の財務書類はウォンで表示されています。日本語の財務書類には、2021年3月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売・買相場の仲値(1ウォン=0.097円)を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、円未満の金額は四捨五入されています。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

貸借対照表

第13期：2020年12月31日現在

第12期：2019年12月31日現在

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]

科 目	第13期		第12期	
	ウォン	円	ウォン	円
資 産				
・運用資産	1,434,227,431,134	139,120,060,820	1,120,120,678,543	108,651,705,819
(1)現金及び預置金	3,894,878,094	377,803,175	3,195,344,463	309,948,413
1.現金及び現金性資産	3,894,878,094	377,803,175	3,195,344,463	309,948,413
(2)有価証券	1,430,332,553,040	138,742,257,645	1,116,925,334,080	108,341,757,406
1.持分証券(注釈10)	1,430,332,553,040	138,742,257,645	1,116,925,334,080	108,341,757,406
・その他資産	18,975,070,947	1,840,581,882	14,651,106,834	1,421,157,363
1.未収利息	820,970	79,634	2,704,387	262,326
2.未収配当金	18,958,761,936	1,838,999,908	14,610,331,406	1,417,202,146
3.その他未収収益	15,488,041	1,502,340	38,071,041	3,692,891
資 産 合 計	1,453,202,502,081	140,960,642,702	1,134,771,785,377	110,072,863,182
負 債				
1.その他負債	808,026,947	78,378,614	579,913,662	56,251,625
1.未払報酬(注釈3、11)	646,942,785	62,753,450	463,294,618	44,939,578
2.その他未払費用	161,084,162	15,625,164	116,619,044	11,312,047
負 債 合 計	808,026,947	78,378,614	579,913,662	56,251,625

科 目	第13期		第12期	
	ウォン	円	ウォン	円
資 本				
・元本(注釈4)	713,821,512,000	69,240,686,664	786,471,379,000	76,287,723,763
(総口数 第13期：146,400,000口 第12期：161,300,000口) (一口当たり基準価格 第13期：9,920.73ウォン(962.31円) 第12期：7,031.57ウォン(682.06円))				
・利益剰余金	738,572,963,134	71,641,577,424	347,720,492,715	33,728,887,793
資 本 合 計	1,452,394,475,134	140,882,264,088	1,134,191,871,715	110,016,611,556
負 債 及 び 資 本 合 計	1,453,202,502,081	140,960,642,702	1,134,771,785,377	110,072,863,182

後記「財務書類に対する注釈」ご参照

(2) 【損益計算書】

損益計算書

第13期：2020年1月1日から2020年12月31日まで

第12期：2019年1月1日から2019年12月31日まで

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]

科 目	第13期		第12期	
	ウォン	円	ウォン	円
.運用利益	426,234,599,517	41,344,756,153	151,614,209,698	14,706,578,341
(1) 投資収益	25,615,057,270	2,484,660,555	22,536,438,174	2,186,034,503
1.受取利息	30,090,161	2,918,746	51,098,073	4,956,513
2.受取配当金	25,388,698,078	2,462,703,714	21,252,204,038	2,061,463,792
3.その他収益	196,269,031	19,038,096	1,233,136,063	119,614,198
(2) 売買利益及び評価利益	740,162,641,880	71,795,776,262	314,950,764,659	30,550,224,172
1.持分証券売買利益	740,162,629,737	71,795,775,084	314,950,737,216	30,550,221,510
2. 外国為替取引利益	12,143	1,178	27,443	2,662
(3) 売買損失及び評価損失	339,543,099,633	32,935,680,664	185,872,993,135	18,029,680,334
1.持分証券売買損失	339,542,793,277	32,935,650,948	185,206,038,696	17,964,985,754
2. 外国為替取引損失	306,356	29,717	49,639	4,815
3.その他損失	-	-	666,904,800	64,689,766
.運用費用	3,992,947,880	387,315,944	3,246,910,480	314,950,317
1.運用報酬(注釈3、11)	2,854,456,286	276,882,260	2,261,391,105	219,354,937
2.販売報酬(注釈3、11)	66,382,523	6,439,105	52,590,307	5,101,260
3.受託報酬(注釈3)	132,765,229	12,878,227	105,180,805	10,202,538
4.一般事務管理報酬(注釈3)	265,530,640	25,756,472	210,361,794	20,405,094
5.その他費用	673,813,203	65,359,881	617,386,469	59,886,487
.当期純利益(-)	422,241,651,637	40,957,440,209	148,367,299,218	14,391,628,024
.一口当たり純利益(注釈7)	2,342.35	227	913.43	89

後記「財務書類に対する注釈」ご参照

[次へ](#)

資本変動表

第13期：2020年1月1日から2020年12月31日まで

第12期：2019年1月1日から2019年12月31日まで

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]

(()はマイナスを意味)

区分	元本		利益剰余金		総計	
	ウォン	円	ウォン	円	ウォン	円
・ 前期首金額	786,958,962,000	76,335,019,314	217,055,854,017	21,054,417,840	1,004,014,816,017	97,389,437,154
追加募集	200,396,613,000	19,438,471,461			200,396,613,000	19,438,471,461
解約還付	(200,884,196,000)	(19,485,767,012)			(200,884,196,000)	(19,485,767,012)
当期純利益			148,367,299,218	14,391,628,024	148,367,299,218	14,391,628,024
設定調整金			67,570,106,305	6,554,300,312	67,570,106,305	6,554,300,312
解約調整金			(70,578,766,825)	(6,846,140,382)	(70,578,766,825)	(6,846,140,382)
現金分配金(注釈5)			(14,694,000,000)	(1,425,318,000)	(14,694,000,000)	(1,425,318,000)
(総口数: 161,300,000口 一口当たり基準価格: 7,031.57ウォン(682.06円))						
・ 前期末金額	786,471,379,000	76,287,723,763	347,720,492,715	33,728,887,793	1,134,191,871,715	110,016,611,556
・ 当期首金額	786,471,379,000	76,287,723,763	347,720,492,715	33,728,887,793	1,134,191,871,715	110,016,611,556
追加募集	1,039,039,373,000	100,786,819,181			1,039,039,373,000	100,786,819,181
解約還付	(1,111,689,240,000)	(107,833,856,280)			(1,111,689,240,000)	(107,833,856,280)
当期純利益			422,241,651,637	40,957,440,209	422,241,651,637	40,957,440,209
設定調整金			486,315,378,807	47,172,591,744	486,315,378,807	47,172,591,744
解約調整金			(504,465,560,025)	(48,933,159,322)	(504,465,560,025)	(48,933,159,322)
現金分配金(注釈5)			(13,239,000,000)	(1,284,183,000)	(13,239,000,000)	(1,284,183,000)
(総口数: 146,400,000口 一口当たり基準価格: 9,920.73ウォン(962.31円))						
・ 当期末金額	713,821,512,000	69,240,686,664	738,572,963,134	71,641,577,424	1,452,394,475,134	140,882,264,088

後記「財務書類に対する注釈」ご参照

[次へ](#)

財務書類に対する注釈

第13期：2020年1月1日から2020年12月31日まで

第12期：2019年1月1日から2019年12月31日まで

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]

1. 投資信託の概要

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式](以下「本ファンド」という。)は大韓民国「資本市場と金融投資業に関する法律」に基づき、資産運用会社はサムスン資産運用株式会社、受託会社は香港上海銀行ソウル支店にて、2008年5月20日に設定されました。本ファンドの契約期間は最初の設定日から信託契約の解約日までです。

本ファンドは株式、投資信託証券、場内派生商品等を投資対象とし、株式への投資は投資信託資産総額の60%以上、投資信託証券等への投資は投資信託資産総額の30%以下、証券の貸付は本ファンドが保有している証券総額の50%以下になるよう、投資信託財産を運用しています。

本ファンドは、韓国証券市場に上場され、取引される証券上場指数投資信託であり、資産運用会社は発行された受益証券を本ファンドの設定日から30日以内に韓国証券市場に上場しなければなりません。

2. 重要な会計処理方針

本ファンドは、公式の会計記録を韓国ウォンで保持し、法定財務書類は大韓民国で一般に公正妥当と認められた会計基準に準じ韓国語(ハングル)で作成します。大韓民国の会計基準及び会計原則に準じて本ファンドが採用した会計基準は、他国で一般に公正妥当と認められた会計基準として認識されません。それ故、これら財務書類は韓国の会計基準及び慣習を十分に理解する者によって使用されるべきです。財務書類は韓国語の財務書類を日本語に翻訳したものです。

本ファンドの財務書類は大韓民国の企業会計基準書第5003号「集合投資機構」に従って作成されており、本ファンドが採択している重要会計処理方針は以下の通りです。

2-1. 持分証券の評価

韓国有価証券市場やコスダック市場に上場している株式は、報告期間終了日現在に、韓国証券市場又はコスダック市場で取引された最終時価（外貨表示証券の場合、その証券を取得した国に所在する証券市場の最終時価）で評価しており、非上場株式は取得原価又は債券評価会社・公認会計士法による会計法人が提供する価格情報を基にした価格で評価しています。持分証券の評価による評価損益は持分証券売買利益又は持分証券売買損失の勘定科目に含めて認識しています。

2-2. 外貨資産・負債の評価

外貨取引は、取引時の為替レートでウォンに換算・記録しており、これら取引の結果として発生する外国為替取引損益は取引時の損益として認識しています。貨幣性外貨資産及び貨幣性外貨負債を換算する為替レートは、報告期間終了日現在の外国為替取引法による外国為替仲介会社で告示する最近の取引日の売買基準率又は最終時価とします。この場合、外国為替仲介会社が売買基準率又は最終時価を告示前に電子媒体等を利用して事前に告知した為替レートがある場合には、評価委員会で為替レートを参考にして評価することができます。当該換算により発生する為替損益は外国為替取引利益や外国為替取引損失の勘定科目に含めて認識しています。

2-3. 受取配当金及び受取利息

受取配当金は、配当金受取予定額を配当落日に計上し、配当金が確定した時点で配当金受取予定額と確定額の差額を受取配当金に加減しており、受取利息は発生主義によって計上しています。

2-4. 所得税等

信託財産の運用によって発生し、信託財産に帰属する所得に対する納税義務はなく、受益者に対する投資分配金の支払時に、所得税の源泉徴収義務のみがあります。

2-5. 会計期間

本ファンドの会計期間は、信託約款に基づき、最初の会計期間は、本ファンドの最初設定日から2008年12月31日までであり、以降は2009年1月1日から1年間とします。ただし、信託契約解約の際には、本ファンドの会計期間初日から契約の信託解約日までとなっています。

2-6. 設定調整金・解約調整金

投資信託を追加で設定したり、中途解約する場合には、追加設定又は中途解約日の基準価格を基に追加設定や中途解約金を算出して、元本に該当する金額は元本から加減し、追加設定又は中途解約金で元本該当額を差し引いた残りの金額は、設定調整金又は解約調整金の勘定科目で処理して処分可能剰余金に加減しています。

2-7. キャッシュフロー計算書の未作成

本ファンドの運用資産のほとんどは流動性が非常に高く、公正価値で評価され、負債が重要ではないため、キャッシュフロー計算書を作成していません。

3. 本ファンド報酬

信託契約に基づき、本ファンドが当期及び前期中に支払う報酬及び当期末及び前期末現在未払報酬の内容は次の通りです。（単位:ウォン）

区 分	支 払 先	当 期 末 (2020年12月31日)		前 期 末 (2019年12月31日)	
		報酬	未払報酬	報酬	未払報酬
資産運用会社	サムスン資産運用(株)	2,854,456,286	556,370,870	2,261,391,105	398,433,449
販売会社	サムスン証券(株)等	66,382,523	12,938,828	52,590,307	9,265,862
受託会社	香港上海銀行ソウル支店	132,765,229	25,877,686	105,180,805	18,531,759
一般事務管理会社	韓国預託決済院	265,530,640	51,755,401	210,361,794	37,063,548
合 計		132,765,229	646,942,785	2,629,524,011	463,294,618

本ファンドは、受託会社、販売会社、資産運用会社と一般事務管理会社に対して、次の該当の受益証券の報酬率に対応する受益証券の投資信託財産の平均価額（日々の投資信託財産の純資産総額を年間で累積して合算した後に、年間の日数で除した金額）に報酬計算期間の日数を乗じた金額を投資信託の設定日から3ヶ月ごとに報酬として支払わなければならない。上記により発生する費用は、それぞれ受託報酬、販売報酬、運用報酬、一般的な事務管理報酬として計上しています。

勘 定 科 目	会 社	報酬率
運用報酬	資産運用会社	年1,000分の2.15
販売報酬	販売会社	年1,000分の0.50
受託報酬	受託会社	年1,000分の0.10
一般事務管理報酬	一般事務管理会社	年1,000分の0.20

4. 元本

当期末（2020年12月31日）及び前期末（2019年12月31日）現在、本ファンドの発行口数はそれぞれ146,400,000口、161,300,000口であり、一口当たり発行価額は4,875.83ウォンで、元本はそれぞれ713,821,512,000ウォン、786,471,379,000ウォンです。

5. 現金分配金

当期末及び前期末現在の分配金は、全額が配当金として支給することになっており、資産運用会社は、本ファンドの運用に応じて発生する利益金を会計期間の終了日翌営業日に分配します。利益金が0よりも少ない場合や信託財産の評価利益又は収益調整金に対しては、分配を留保することができ、評価利益などは新たに発行される投資証券で分配することができます。本ファンドの当期と前期の現金分配金の算出内訳は、以下の通りです。

- 当期(ペンディング)

元本額 (千ウォン)	配当額 (千ウォン)	分配率 (%)	一口当たり分配金 (ウォン)	支払基準日	支払日
717,234,593	13,239,000	1.85	90	2020年4月29日	2020年5月6日

- 前期

元本額 (千ウォン)	配当額 (千ウォン)	分配率 (%)	一口当たり分配金 (ウォン)	支払基準日	支払日
770,381,140	14,694,000	1.91	93	2019年4月30日	2019年5月3日

6. 交換手数料

信託契約により受益者が受益証券の交換を請求する場合、交換請求日に資産運用会社が韓国証券市場で公告する払込資産構成内訳の交換請求日終値基準の評価価額を基準として交換して支払わなければならない、交換手数料は請求しません。

7. 一口当たり純損益

当期及び前期の一口当たり当期純利益の算出内訳は以下の通りです。（単位：ウォン）

	金 額	
	当 期	前 期
当期純利益	422,241,651,637	148,367,299,218
期中の加重平均口数	180,264,481口	162,429,315口
一口当たり純利益	2,342.35	913.43

8. 受益証券の基準価格

当期末及び前期末現在の本ファンドの受益証券の基準価格の計算内訳は以下の通りです。（単位：ウォン）

科 目	金 額	
	当 期 末 (2020年12月31日)	前 期 末 (2019年12月31日)
I. 貸借対照表の資産総額	1,453,202,502,081	1,134,771,785,377
II. 貸借対照表の負債総額	808,026,947	579,913,662
III. 信託財産の純資産総額	1,452,394,475,134	1,134,191,871,715
IV. 受益証券の総口数	146,400,000口	161,300,000口
V. 受益証券の基準価格（一口当たり）	9,920.73	7,031.57

9. 当期純損益に対する課税対象所得

当期及び前期の当期純損益に対する課税対象所得の内訳は以下の通りです。（単位：ウォン）

	金 額	
	当 期	前 期
当期純利益	422,241,651,637	148,367,299,218
課税収益	31,344,569,731	24,996,332,840
課税費用	9,783,059,813	6,520,570,148
課税対象所得	21,561,509,918	18,475,762,692

10. 運用資産別明細

当期末及び前期末現在、本ファンドの運用資産別の内訳は次の通りです。

10-1. 持分証券

- 当期末（2020年12月31日）（単位：千ウォン）

銘 柄	数 量	取得価額	帳簿価額	構成比（%）
韓国国債市場上場：				
サムスンSDI	525,576	154,258,112	330,061,728	23.08
サムスン物産	1,004,304	114,756,895	138,593,952	9.69
サムスンバイオロジクス	171,288	86,014,434	141,483,888	9.89
サムスン生命	868,152	64,086,470	68,670,823	4.80
サムスンSDS	344,040	65,524,011	61,411,140	4.29
サムスンエンジニアリング	1,559,160	24,371,734	20,658,870	1.44
サムスン電機	563,640	67,004,589	100,327,920	7.01
サムスン電子	4,737,504	241,421,636	383,737,824	26.83
サムスン重工業	4,295,376	31,248,769	30,239,447	2.11
サムスン証券	626,592	22,256,454	25,345,646	1.77
サムスンカード	238,632	8,219,819	7,755,540	0.54
サムスン火災	323,544	70,789,455	60,664,500	4.24
エスワン	247,416	21,942,712	21,030,360	1.47
第一企画	712,968	14,534,292	14,687,141	1.03
ホテル新羅	311,832	24,893,258	25,663,774	1.79
持分証券の合計	16,530,024	1,011,322,639	1,430,332,553	100.00

- 前期末(2019年12月31日)(単位:千ウォン)

銘柄	数量	取得価額	帳簿価額	構成比(%)
韓国国債証券市場上場:				
サムスンSDI	577,454	103,815,106	136,279,144	12.20
サムスン物産	1,121,035	144,168,623	121,632,298	10.89
サムスンバイオロジクス	187,108	58,698,452	81,017,764	7.25
サムスン生命	953,283	95,092,068	71,019,584	6.36
サムスンSDS	377,442	80,615,577	73,412,469	6.57
サムスンエンジニアリング	1,714,619	32,526,552	32,920,685	2.95
サムスン電機	619,392	57,225,287	77,424,000	6.93
サムスン電子	5,198,699	198,291,521	290,087,404	25.97
サムスン重工業	4,722,864	46,710,077	34,335,221	3.07
サムスン証券	690,364	27,653,866	26,648,050	2.39
サムスンカード	262,919	10,120,298	10,148,673	0.91
サムスン火災	354,860	92,539,453	86,408,410	7.74
エスワン	272,597	24,260,627	25,542,339	2.29
第一企画	783,918	16,061,522	18,853,228	1.69
ホテル新羅	343,569	25,490,765	31,196,065	2.79
持分証券の合計	18,180,123	1,013,269,794	1,116,925,334	100.00

11. 特殊関係者との取引

11-1. 当期及び前期中における本ファンドの資産運用会社及びその特殊関係者との重要な取引の内容は以下の通りです。(単位:千ウォン)

会社名	勘定科目	金額	
		当 期	前 期
サムスン資産運用(株)	運用報酬	2,854,456	2,261,391
サムスン証券(株)	販売報酬	3,376	8,341

11-2. 当期末及び前期末現在、本ファンドが保有していた資産運用会社及びその特殊関係者との債権・債務の内訳は以下の通りです。(単位:千ウォン)

会社名	勘定科目	金額	
		当 期 末 (2020年12月31日)	前 期 末 (2019年12月31日)
サムスン資産運用(株)	未払運用報酬	556,371	398,433
サムスン証券(株)	未払販売報酬	663	1,104

[前へ](#)

(3) 【投資有価証券明細表等】

上記「(2) 損益計算書 財務書類に対する注釈」の「10-1. 持分証券」以下をご参照下さい。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年12月31日現在)

資産総額	1,453,202,502,081ウォン (140,960,642,702円)
負債総額	808,026,947ウォン (78,378,614円)
純資産総額(-)	1,452,394,475,134ウォン (140,882,264,088円)
発行済口数	146,400,000口
1口当たり純資産額(/)	9,920.50ウォン (962.29円)

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

受益証券の韓国における名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 韓国預託決済院

取扱場所 大韓民国ソウル特別市永登浦区汝矣島洞 汝矣2ギル22-1

日本においては、株式会社証券保管振替機構(以下「振替機関」という。)又はそのノミニー名義となっている受益証券保有者に対する外国投資信託受益証券事務は、振替機関の規則に基づき受益証券事務取扱機関及び分配金支払取扱銀行として任命された三菱UFJ信託銀行株式会社がこれを取扱います。

取引所に上場される受益証券は、同一の証券会社の顧客間の決済については、各外国証券取引口座間の振替が行われ、又は異なる証券会社の顧客間決済については、決済会社に開設した各証券会社の口座間で振替が行われるので、韓国国内の保管機関の保管にかかる株式の株数は変化しません。受益証券が海外の投資者から購入され、又は海外の投資者へ売却される場合には、振替機関が本邦証券会社のために保管している当該証券会社名義の受益証券の口数は増減します。

受益者名簿の閉鎖の時期

本ファンドは、四半期ごとに投資分配金を支払うことができますが、常に年4回支払うわけではありません。投資分配金の支払いは、本ファンドに超過収益部分がある場合、トラッキング・エラーを減らすための目的で発生しますが、その場合の各四半期における分配落ち日(Ex-dividend day)、基準日(Record day)は次の通りです。

基準日	分配落ち日
1月の最終営業日	基準日の1営業日前
4月の最終営業日	
7月の最終営業日	
10月の最終営業日	

本ファンドは、ファンドの決算期にも投資分配金を支払うことができます。

基準日	分配落ち日
会計期間終了日 (12月31日) (但し、会計期間終了日が営業日 でない場合はその直前営業日)	基準日の1営業日前

(注) 分配落ち日は、韓国における分配落ち日を記載しています。日本における分配落ち日は、東京証券取引所の業務規定等に従います。

受益者総会

(イ) 議決事項

受益者は、受益者総会で次の事項を含む関連法令又は信託契約に定めた事項に関して決議することができません。

- () 資産運用会社、受託会社等が受け取る報酬やその他の手数料の引上げ、受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場法施行令第216条に定められた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)、信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)等、主な投資対象資産の変更、資産運用会社の変更(但し、合併、分割若しくは分割合併又は金融委員会の措置若しくは命令による場合を除く。)、解約禁止型投資信託への変更、及び交換資産支払日の延長に関する事項
- () 信託契約の変更
- () 投資信託の合併に関する事項

(ロ) 議決権

議決権に関する事項は、次の通りです。

- () 議決権は、受益証券1口当たり1個とします。
- () 受益者は、代理人にその議決権を行使させることができます。この場合、その代理人は、代理権を証明する書面を受益者総会に提出しなければなりません。

(ハ) 議決方法

受益者総会は、次のように総会議案を決議します。

- () 出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の4分の1以上の数をもって決議します。但し、法令に定める受益者総会の議決事項以外であり、信託契約で定める受益者総会の議決事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の5分の1以上の数をもって決議することができます。
- () 受益者は、受益者総会に出席せず、書面をもって議決権を行使することができます。但し、次の要件を全て満たす場合は、受益者総会に出席した受益者が所有する受益証券の総口数の決議内容に影響を与えないように議決権を行使(以下「みなし議決権行使」という。)したものとみなします。
 - a. 受益者のもとに、資本市場法施行令第221条第6項により、投資信託約款に記載されている内容を知らせる書面、電話・電信・ファックス、電子メール、又はこれに類する電子通信の方法で、議決権行使に関する通知があったものの、議決権が行使されていないこと
 - b. みなし議決権行使の方法が投資信託約款に記載されていること
 - c. 受益者総会で議決権を行使した受益証券の総口数が、発行済受益証券の総口数の10分の1以上であること
 - d. そのほか、受益者の利益保護と受益者総会決議の公正性などのために、みなし議決権行使の結果を、金融委員会が定め告示する方法で受益者に提供すること書面をもって議決権を行使しようとする受益者は、議決権行使書面に議決権行使の内容を記載して、受益者総会日の前日までに資産運用会社(又は下記(二)(i)但書の場合は、受益者総会を招集する受託会社若しくは発行された受益証券総数の5%以上を保有する受益者)に提出しなければなりません。

(二) 招集主体及び通知

- () 受益者総会は、資産運用会社が招集し、資産運用会社の本店所在地又はこれに隣接した地域に招集することができます。但し、受託会社又は発行された受益証券総数の5%以上を保有する受益者が、受益者総会の目的と招集の理由を記載した書面を提出して受益者総会の招集を資産運用会社に要請する場合、資産運用会社は、1ヶ月以内に受益者総会を招集しなければなりません。
- () 受益者総会を招集する場合、資産運用会社は、受益者総会日を決め、2週間前に各受益者に対して書面又は電磁的方法により通知しなければなりません。但し、その通知が受益者名簿又は実質受益者名簿上の住所に継続して3年間配達されない場合、資産運用会社は、当該受益者に受益者総会の招集を通知しないことができます。

(ホ) 受益者総会の延期

投資信託を設定した資産運用会社(資本市場法第190条第3項後段により受益者総会を招集する受託会社、又は発行済受益証券総口数の100分の5以上を所有する受益者を含む。)は、資本市場法第190条第5項による受益者総会の決議が成立しない場合、その日から2週間以内に延期された受益者総会(以下「延期受益者総会」という。)を招集しなければなりません。

延期受益者総会は、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の8分の1以上の数をもって決議します。但し、資本市場法に定める受益者総会の決議事項以外であり、信託契約に定める受益者総会の決議事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の10分の1以上の数をもって決議します。

受益者に対する特典、譲渡制限

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額等

	(2020年12月31日現在)
資本金の額	93,430,000,000ウォン (9,062,710,000円)
発行する株式の総数	48,000,000株
発行済株式総数	18,686,000株

(注) 過去5年間に於いて、資本金の増減はありません。

(2) 会社の機構

3名以上の理事が、株主総会において選任されます。理事の人数に上限はありません。理事の選任は、出席した株主の議決権の過半数かつ発行済み株式総数の4分の1の賛成をもってこれを行います。理事の過半数は社外理事である必要があります。社外理事は役員候補推薦委員会の推薦を受けた者の中から選任します。

理事の任期は、選任後3年を原則としますが、事業年度終了後当該事業年度に係る定時株主総会以前に任期が満了する場合、その任期は定時株主総会まで延長されます。

本書提出日現在、資産運用会社には2名の社内理事及び3名の社外理事がいます。また、理事には該当しない副社長が1名、専務が1名、常務が7名います。

理事会は、会社の業務執行を決定し、理事の職務の執行について監督します。その決議は、理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行います。

(3) 投資運用の意思決定機構

本部内会議

原則として毎週月曜日と水曜日にETF運用本部内の会議を開き、マーケットの状況や個別銘柄のイベント、指数変更等についての情報交換と議論を行います。

運用チーム・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、本部会議の議論を参考にし、各自が運用しているポートフォリオとベンチマーク指数とのトラッキング・エラーが最小限にとどまるよう、ポートフォリオ調整のための意思決定を行います。

投資判断は原則としてファンドマネージャーの専決事項ですが、ファンドの清算や運用ファンド間での資産の移動等の事項については、ETF運用本部長の決裁が必要です。

2【事業の内容及び営業の概況】

資産運用会社は、韓国において、投資信託を設定、管理及び運用することを目的とします。資産運用会社が運用を行っている投資信託は、以下の通りです。

(2020年12月31日現在)

国	種 類	ファンド本数	純資産額	
			ウォン	円
韓国	投資信託総合計	688 (214)	97,530,771,764,452 (50,201,324,365,302)	9,460,484,861,152 (4,869,528,463,434)
	株式投資信託	371 (54)	46,934,417,485,406 (14,187,390,396,841)	4,552,638,496,084 (1,376,176,868,494)
	単位型	49 (13)	1,005,064,240,946 (749,113,929,748)	97,491,231,372 (72,664,051,186)
	追加型	322 (41)	45,929,353,244,460 (13,438,276,467,093)	4,455,147,264,713 (1,303,512,817,308)
	公社債投資信託	317 (160)	50,596,354,279,046 (36,013,933,968,461)	4,907,846,365,067 (3,493,351,594,941)
	単位型	58 (54)	4,155,183,768,538 (4,070,247,495,573)	403,052,825,548 (394,814,007,071)
	追加型	259 (106)	46,441,170,510,508 (31,943,686,472,888)	4,504,793,539,519 (3,098,537,587,870)
	投資法人合計(諮問)	534	179,572,941,465,349	17,418,575,322,139

(注) ()内は私募投資信託分であり内書き表記しております。韓国法上、ELS専用投資ファンドは株式型として分類され、FOFs該当性は投資資産比率によって決まります。また、公社債の区分基準のうち混合型投資信託については60%以上株式に投資するものを株式型として分類し、その他は債券型として分類しています。

(注) 本資料は韓国金融投資協会に開示された資料を基準に作成したものです。

3【管理会社の経理状況】

資産運用会社の日本文の財務書類は韓国における諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものです。

資産運用会社の原文の財務書類は、韓国において、独立監査人である三逸会計法人(Samill PricewaterhouseCoopers)の監査を受けており、別紙の通り監査報告書を受領しています。

資産運用会社の原文の財務書類はウォンで表示されています。日本文の財務書類には、2021年3月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売・買相場の仲値(1ウォン=0.097円)を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

財務状態表

第23(当)期 2020年 12月 31日 現在

第22(前)期 2019年 12月 31日 現在

サムスン資産運用株式会社

科 目	注記	第23(当)期		第22(前)期	
		(単位:ウォン)	(単位:円)	(単位:ウォン)	(単位:円)
資 産					
・ 現金及び現金 性資産	6	10,421,360,303	1,010,871,949	6,618,590,652	642,003,293
・ 当期損益-公 正価値金融資産	5,7,32	219,862,492,451	21,326,661,768	165,821,505,558	16,084,686,039
・ その他包括損 益-公正価値金融 資産	5,8,32	1,246,880,250	120,947,384	1,610,904,510	156,257,737
・ 償却後原価金 融資産	5,9	84,028,397,793	8,150,754,586	172,135,351,721	16,697,129,117
・ 従属企業投資	10	267,274,712,829	25,925,647,144	259,239,876,200	25,146,267,991
・ 有形資産	11	2,244,936,064	217,758,798	1,820,824,855	176,620,011
・ 使用権資産	12	7,327,422,636	710,759,996	1,629,514,555	158,062,912
・ 無形資産	13	21,598,053,174	2,095,011,158	17,610,214,037	1,708,190,762
・ 純確定給付資 産	18	692,591,072	67,181,334	139,617,508	13,542,898
・ 繰延法人税資 産	28	2,627,698,831	254,886,787	3,153,080,496	305,848,808
・ その他資産	14	1,518,939,456	147,337,127	1,511,046,261	146,571,487
資 産 合 計		618,843,484,859	60,027,818,031	631,290,526,353	61,235,181,056
負 債					
・ 預かり負債	5,15	19,677,141,119	1,908,682,689	117,742,405,604	11,421,013,344
・ その他金融負 債	5,16	37,203,108,440	3,608,701,519	27,890,530,838	2,705,381,491
・ 引当負債	17	293,284,515	28,448,598	279,520,303	27,113,469
・ 当期法人税負 債		18,105,791,112	1,756,261,738	12,787,524,478	1,240,389,874
・ その他負債	19	2,847,478,180	276,205,383	1,845,221,972	178,986,531
負 債 合 計		78,126,803,366	7,578,299,927	160,545,203,195	15,572,884,710
資 本					
・ 資本金	21	93,430,000,000	9,062,710,000	93,430,000,000	9,062,710,000
・ 資本剰余金	21	51,087,628	4,955,500	51,087,628	4,955,500
・ その他包括損 益累計額	21	(6,956,730,669)	(674,802,875)	(6,390,811,778)	(619,908,742)
・ 利益剰余金	22	454,192,324,534	44,056,655,480	383,655,047,308	37,214,539,589
資 本 合 計		540,716,681,493	52,449,518,105	470,745,323,158	45,662,296,346
負債及び資本の合計		618,843,484,859	60,027,818,031	631,290,526,353	61,235,181,056

後記『財務書類に対する注記』ご参照

(2) 【損益計算書】

包括損益計算書

第23(当)期 2020年1月1日 ~ 2020年12月31日

第22(前)期 2019年1月1日 ~ 2019年12月31日

サムスン資産運用株式会社

(()はマイナスを意味)

科 目	注記	第23(当)期		第22(前)期	
		(単位:ウォン)	(単位:円)	(単位:ウォン)	(単位:円)
. 営業収益		224,323,629,243	21,759,392,037	195,712,738,395	18,984,135,624
1. 手数料収益	23	219,062,824,320	21,249,093,959	188,905,955,254	18,323,877,660
2. 有価証券評価及び 処分利益	23,27	1,861,340,777	180,550,055	3,125,489,297	303,172,462
3. 利子収益	23,27	660,138,586	64,033,443	1,254,426,264	121,679,348
4. 外国為替取引利益	23,27	358,845,835	34,808,046	176,149,735	17,086,524
5. 配当金収益	23,27	2,380,479,725	230,906,533	2,250,717,845	218,319,631
. 営業費用		129,497,297,583	12,561,237,866	120,873,532,976	11,724,732,699
1. 手数料費用	24	25,841,378,333	2,506,613,698	26,409,915,019	2,561,761,757
2. 有価証券評価及び 処分損失	24,27	2,815,874,041	273,139,782	744,231,846	72,190,489
3. 利子費用	24,27	429,807,926	41,691,369	832,464,574	80,749,064
4. 外国為替取引損失	24,27	222,861,087	21,617,525	167,351,427	16,233,088
5. 販売費	25	7,496,256,996	727,136,929	7,628,219,559	739,937,297
6. 一般管理費	25	92,685,545,636	8,990,497,927	85,085,216,307	8,253,265,982
7. その他費用	24	5,573,564	540,636	6,134,244	595,022
. 営業利益		94,826,331,660	9,198,154,171	74,839,205,419	7,259,402,926
. 営業外損失		748,570,367	72,611,326	(1,923,640,016)	(186,593,082)
1. 営業外収益	26	3,189,244,654	309,356,731	115,965,260	11,248,630
2. 営業外費用	26	2,440,674,287	236,745,406	2,039,605,276	197,841,712
. 法人税費用差引前 純利益		95,574,902,027	9,270,765,497	72,915,565,403	7,072,809,844
. 法人税費用	28	25,037,624,801	2,428,649,606	18,731,144,077	1,816,920,975
. 当期純利益		70,537,277,226	6,842,115,891	54,184,421,326	5,255,888,869
. その他包括損益	28	(565,918,891)	(54,894,132)	(1,740,784,363)	(168,856,083)
後続的に当期損益に再 分類しない項目		(565,918,891)	(54,894,132)	(1,740,784,363)	(168,856,083)
1. 確定給付制度の再 測定要素		(382,570,583)	(37,109,347)	(668,803,802)	(64,873,969)
2. その他包括損益-公 正価値金融資産評価損 益(持分商品)		(364,024,260)	(35,310,353)	(1,627,745,490)	(157,891,313)
3. 当期損益に再分類 しない項目の法人税		180,675,952	17,525,567	555,764,929	53,909,198
. 当期総包括利益		69,971,358,335	6,787,221,758	52,443,636,963	5,087,032,785
. 一株当たり純利益	30				
1. 基本一株当たり純 利益		3,775	366	2,900	281

後記『財務書類に対する注記』ご参照

(3) 【株主資本等変動計算書】

資本変動表

第23(当)期 2020年1月1日 ~ 2020年12月31日

第22(前)期 2019年1月1日 ~ 2019年12月31日

サムスン資産運用株式会社

(()はマイナスを意味)

科目	資本金		その他不組入資本		その他資本構成要素		利益剰余金		合計	
	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)
2019年1月1日(前期首)	93,430,000,000	9,062,710,000	51,087,628	4,955,500	(4,650,027,415)	(451,052,659)	329,470,625,982	31,958,650,720	418,301,686,195	40,575,263,500
総包括利益										
当期純利益	-	-	-	-	-	-	54,184,421,326	5,255,888,869	54,184,421,326	5,255,888,869
その他包括損益	-	-	-	-	(1,740,784,363)	(168,856,083)	-	-	(1,740,784,363)	(168,856,083)
確定給付制度再測定要素	-	-	-	-	(506,953,282)	(49,174,468)	-	-	(506,953,282)	(49,174,468)
その他包括損益 - 公正価値金融資産評価損益	-	-	-	-	(1,233,831,081)	(119,681,615)	-	-	(1,233,831,081)	(119,681,615)
2019年12月31日(前期末)	93,430,000,000	9,062,710,000	51,087,628	4,955,500	(6,390,811,778)	(619,908,742)	383,655,047,308	37,214,539,589	470,745,323,158	45,662,296,300
2020年1月1日(当期首)	93,430,000,000	9,062,710,000	51,087,628	4,955,500	(6,390,811,778)	(619,908,742)	383,655,047,308	37,214,539,589	470,745,323,158	45,662,296,300
総包括利益										

当期純利益	-	-	-	-	-	-	70,537,277,226	6,842,115,891	70,537,277,226	6,842,115,891
その他包括損益	-	-	-	-	(565,918,891)	(54,894,132)	-	-	(565,918,891)	(54,894,132)
確定給付制度再測定要素	-	-	-	-	(289,988,502)	(28,128,885)	-	-	(289,988,502)	(28,128,885)
その他包括損益 - 公正価値金融資産評価損益	-	-	-	-	(275,930,389)	(26,765,248)	-	-	(275,930,389)	(26,765,248)
2020年12月31日(当期末)	93,430,000,000	9,062,710,000	51,087,628	4,955,500	(6,956,730,669)	(674,802,875)	454,192,324,534	44,056,655,480	540,716,681,493	52,449,518,100

後記『財務書類に対する注記』ご参照

(4) 【キャッシュフロー計算書】

第23期 2020年1月1日 ~ 2020年12月31日

第22期 2019年1月1日 ~ 2019年12月31日

サムスン資産運用株式会社

(()はマイナスを意味)

科 目	注記	第23(当)期		第22(前)期	
		(単位:ウオン)	(単位:円)	(単位:ウオン)	(単位:円)
営業活動によるキャッシュフロー		56,304,275,121	5,461,514,687	68,416,666,996	6,636,416,699
1. 営業により創出したキャッシュフロー		74,341,151,454	7,211,091,691	86,313,728,467	8,372,431,661
当期純利益		70,537,277,226	6,842,115,891	54,184,421,326	5,255,888,869
利子費用		429,807,926	41,691,369	832,464,574	80,749,064
外貨換算損失		58,194,856	5,644,901	12,788,104	1,240,446
当期損益-公正価値金融資産評価損失		1,231,138,647	119,420,449	715,559,111	69,409,234
従属企業処分損失		2,150,865,783	208,633,981	430,055,519	41,715,385
退職給付		1,725,386,834	167,362,523	1,547,004,890	150,059,474
減価償却費		1,406,638,091	136,443,895	1,446,511,669	140,311,632
使用権資産償却費		5,638,852,942	546,968,735	4,861,918,378	471,606,083
無形資産償却費		2,620,899,845	254,227,285	2,792,624,312	270,884,558
復旧工事費		5,573,564	540,636	6,134,244	595,022
無形資産減損損失		-	-	1,103,929,810	107,081,192
法人税費用		25,037,624,801	2,428,649,606	18,731,144,077	1,816,920,975
利子収益		(660,138,586)	(64,033,443)	(1,254,426,264)	(121,679,348)
外貨換算利益		(152,742,998)	(14,816,071)	(62,020,571)	(6,015,995)
配当金収益		(2,380,479,725)	(230,906,533)	(2,250,717,845)	(218,319,631)
当期損益-公正価値金融資産評価利益		(1,028,765,420)	(99,790,246)	(1,994,080,970)	(193,425,854)
従属企業投資処分利益		(215,473,290)	(20,900,909)	(39,759,504)	(3,856,672)
従属企業投資配当収益		(2,149,537,364)	(208,505,124)	-	-
有形資産処分利益		(1,445,000)	(140,165)	(12,354,500)	(1,198,387)
無形資産処分利益		(65,501)	(6,354)	(51,900,000)	(5,034,300)
無形資産減損損失戻入		(811,920,632)	(78,756,301)	-	-
運転資本の変動		(29,100,540,545)	(2,822,752,433)	5,314,432,107	515,499,914
当期損益公正価値金融資産の増減		(22,671,931,814)	(2,199,177,386)	10,200,524,162	989,450,844
償却後原価金融資産の増減		89,770,619,923	8,707,750,133	(12,723,711,266)	(1,234,199,993)
その他資産の増減		52,106,805	5,054,360	63,531,638	6,162,569
預かり負債の増減		(98,065,264,485)	(9,512,330,655)	9,925,807,207	962,803,299
その他金融負債の増減		3,472,603,799	336,842,569	340,465,252	33,025,129
その他負債の増減		1,002,256,208	97,218,852	581,006,101	56,357,592
退職金の支払い		(2,660,930,981)	(258,110,305)	(3,073,190,987)	(298,099,526)
2. 利子収益の受取		604,096,496	58,597,360	1,215,011,891	117,856,153
3. 利子費用の支払い		(329,613,698)	(31,972,529)	(773,891,587)	(75,067,484)
4. 配当金の受取		701,941,419	68,088,318	801,551,858	77,750,530
5. 法人税の納付		(19,013,300,550)	(1,844,290,153)	(19,139,733,633)	(1,856,554,162)

科 目	注記	第23(当)期		第22(前)期	
		(単位:ウォン)	(単位:円)	(単位:ウォン)	(単位:円)
.投資活動によるキャッシュフロー		(46,842,535,071)	(4,543,725,902)	(67,036,420,234)	(6,502,532,763)
1.投資活動による現金流入		18,263,004,747	1,771,511,460	22,911,842,935	2,222,448,765
貸付金の減少		1,165,767,356	113,079,434	994,532,385	96,469,641
保証金の減少		5,408,648	524,639	706,747,753	68,554,532
従属企業投資の処分		17,086,418,242	1,657,382,569	20,624,208,297	2,000,548,205
有形資産の処分		1,445,000	140,165	12,354,500	1,198,387
無形資産の処分		3,965,501	384,654	574,000,000	55,678,000
2.投資活動による現金流出		(65,105,539,818)	(6,315,237,362)	(89,948,263,169)	(8,724,981,527)
貸付金の増加		(1,870,000,000)	(181,390,000)	(2,000,000,000)	(194,000,000)
保証金の増加		(1,051,225,518)	(101,968,875)	(50,031,120)	(4,853,019)
従属企業投資株式の取得		(54,800,000,000)	(5,315,600,000)	(77,086,292,332)	(7,477,370,356)
有形資産の取得		(1,523,595,950)	(147,788,807)	(839,357,020)	(81,417,631)
無形資産の取得		(5,860,718,350)	(568,489,680)	(9,972,582,697)	(967,340,522)
.財務活動によるキャッシュフロー		(5,601,077,000)	(543,304,469)	(4,726,963,000)	(458,515,411)
1.財務活動による現金流入		-	-	-	-
2.財務活動による現金流出		(5,601,077,000)	(543,304,469)	(4,726,963,000)	(458,515,411)
リース料の支払い		(5,601,077,000)	(543,304,469)	(4,726,963,000)	(458,515,411)
.現金及び現金性資産の増加(減少) (+ +)	34	3,860,663,050	374,484,316	(3,346,716,238)	(324,631,475)
.期首現金及び現金性資産	6	6,618,590,652	642,003,293	9,969,576,652	967,048,935
.外貨建現金及び現金性資産の為替 レート変動効果		(57,893,399)	(5,615,660)	(4,269,762)	(414,167)
.期末現金及び現金性資産	6	10,421,360,303	1,010,871,949	6,618,590,652	642,003,293

後記『財務書類に対する注記』ご参照

財務書類に対する注記

第23期 2020年1月1日～2020年12月31日

第22期 2019年1月1日～2019年12月31日

サムスン資産運用株式会社

1. 会社の概要

サムスン資産運用株式会社(以下「資産運用会社」という。)は、証券投資信託業法に基づき1998年9月15日に設立され、投資信託運用業務、投資諮問業務、投資一任業務、投資仲介業務、投資売買業務、その他これらに付随する業務を主要事業目的としています。

同社は構造調整と経営合理化のために、同じ業種の(旧)サムスン投資信託運用株式会社を1999年12月29日(合併基準日)に1対1.106の割合で吸収合併しました。また、商号を2000年3月30日付で「サムスン生命投資信託運用株式会社」から「サムスン投資信託運用株式会社」に、2010年4月1日付で「サムスン投資信託運用株式会社」から「サムスン資産運用株式会社」に変更しました。

当期末現在の資本金は934億3,000万ウォンであり、主要株主は以下の通りです。

株主名	保有株式数	持株比率(%)
サムスン生命保険株式会社	18,686,000	100.00

2. 重要な会計方針

次は、財務書類の作成に適用された重要な会計方針です。これらのポリシーは、別途の言及がない場合は、表示された会計期間に継続的に適用されます。

2.1 財務書類作成基準

資産運用会社の財務書類は、韓国採択国際会計基準（以下、企業会計基準）に基づき作成しています。韓国採択国際会計基準は、国際会計基準審議会（「IASB」）が発表した基準書と解釈書のいずれかで、大韓民国が採択したものを意味します。

財務書類は、以下を除いて、歴史的原価に基づいて作成しています。

- 特定金融資産
- 確定給付制度と公正価値で測定する社外積立資産

韓国採択国際会計基準は、財務書類作成の際、重要な会計推定の使用を許容しており、会計方針を適用するにあたり、経営陣の判断を要求しています。より複雑で高いレベルの判断が必要な部分及び重要な仮定と推定が必要な部分は、注記3で説明しています。

2.2 会計方針と開示の変更

2.2.1 資産運用会社の適用した制定・改正基準書及び解釈書

資産運用会社は2020年1月1日付に開始する会計期間から次の制定・改正基準書及び解釈書を新規に適用しました。

(1) 企業会計基準書第1001号「財務諸表の表示」、第1008号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改正
- 重要性の定義

重要性の定義を明確にしました。情報が抜けたり、間違っていて記載したり、不明で、主要利用者の意思決定に影響を与えることが予想できる場合、その情報は重要です。同基準書の改正による財務書類への重要な影響はありません。

(2) 企業会計基準書第1103号「企業結合」の改正 - 事業の定義

事業の定義を満たすためには、アウトプットの創出に有意に寄与するインプットと実質的なプロセスが必ず含まれるべきで、アウトプットで原価低減による経済的利益は除きました。また、取得した総資産のほとんどの公正価値が識別可能な単一資産又は似た資産の組み合わせに集中している場合には、事業の取得ではないとみなせる選択的集中テストが追加されました。同基準書の改正による財務書類への重要な影響はありません。

(3) 企業会計基準書第1109号「金融商品」、第1039号「金融商品：認識及び測定」、第1107号「金融商品：開示」 - 金利指標改革

金利指標改革による不確実性が存在する間、ヘッジ会計の適用に関連して、例外規定を追加しました。例外規定では、予想キャッシュフローの発生可能性が非常に高いのか、ヘッジ対象項目とヘッジ手段との間の経済的関係があるのか、両者間に高いリスク回避効果があるのかを評価する際に、ヘッジ対象項目とヘッジ手段が準拠としている金利指標は、金利指標改革の影響で変わりはないと仮定します。同基準書の改正による財務書類への重要な影響はありません。

2.2.2 資産運用会社が適用しない制定・改正基準書

制定又は公表済であるものの実施日が到来せず、資産運用会社が適用しない制定・改正基準書は、次の通りです。

(1) 企業会計基準書第1116号「リース」の制定 - コロナ19(COVID-19)関連、関連賃借料免除・割引・猶予に対する実務的簡便法

実務的簡便法で、リース利用者はコロナ19の直接的な結果として発生した賃借料割引など(rent concession)がリース変更に関連するのかが評価しないこともあり、これにより当期損益と認識された金額を公示しなければなりません。同改正は2020年6月1日以降に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。同基準書の改正による財務書類への重要な影響はないと予想しています。

(2) 企業会計基準書第1109号「金融商品」、第1039号「金融商品：認識及び測定」、第1107号「金融商品：開示」、第1104号「保険契約」及び第1116号「リース」の改正 - 金利指標改革

金利指標改革と関連して償却後原価で測定される金融商品の金利指標の代替時、帳簿価額ではない有効金利を調整し、リスク回避の関係で金利指標の代替が発生した場合でも、中断することなく、ヘッジ会計を継続できるようにするなどの例外規定が含まれています。同改正は2021年1月1日以降に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。同基準書の改正による財務書類への重要な影響はないと予想しています。

(3) 企業会計基準書第1103号「企業結合」の改正 - 概念体系の引用

認識する資産と債務の定義を改定された財務報告のための概念体系を参照するように改定されたが、企業会計基準書第1037号「引当金、偶発債務及び偶発資産」及び解釈書第2121号「負担金」の適用範囲に含まれる債務及び偶発債務については、当基準書を適用するように例外を追加し、偶発資産が取得日に認識されないことを明確にしました。同改正は2022年1月1日以降に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。同基準書の改正による財務書類への重要な影響はないと予想しています。

(4) 企業会計基準書第1016号「有形資産」の改正 - 意図した使用前の売却額

企業が資産を意図した方法で使用する前に、生産された品目の販売で発生する収益を生産原価とともに当期損益と認識するように要求して、有形資産の取得原価から差し引くことを禁止しています。同改正は2022年1月1日以降に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。資産運用会社は同基準書の改正により財務書類に及ぼす影響を分析中にあります。

(5) 企業会計基準書第1037号「引当金、偶発債務及び偶発資産」の改正 - 損失負担契約：契約履行原価

損失負担契約を識別する際に契約履行原価の範囲を契約履行のための増分原価と契約履行に直接関連する他の原価の配分ということを明確にしました。同改正は2022年1月1日以降に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。同基準書の改正による財務書類への重要な影響はないと予想しています。

（6）韓国採択国際会計基準の年次変更2018-2020

韓国採択国際会計基準の年次変更2018-2020は、2022年1月1日以降に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。資産運用会社は同基準書の改正による財務書類への重要な影響はないと予想しています。

- ・ 企業会計基準書第1101号「韓国採択国際会計基準の最初採択」：最初の採択企業である従属企業
- ・ 企業会計基準書第1109号「金融商品」：金融負債除却の目的の10%テスト関連の手数料
- ・ 企業会計基準書第1116号「リース」：リースインセンティブ
- ・ 企業会計基準書第1041号「農林漁業」：公正価値測定

（7）企業会計基準書第1001号「財務諸表表示」の改正 - 負債の流動/非流動分類

報告期間末現在、存在する実質的な権利に基づいて流動又は非流動に分類され、負債の決済を延期することができる権利の行使の可能性や経営陣の期待は考慮しません。また、負債の決済に自己持分商品の移転も含まれるが、複合金融商品で自分持分商品で決済するオプションが持分商品の定義を満たし、負債と分離して認識された場合は除きます。同改正は2023年1月1日以降に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。資産運用会社は同基準書の改正により財務書類に及ぼす影響を検討中であります。

2.3 関係・従属企業投資

資産運用会社は、従属企業と関係企業に対する投資を企業会計基準書第1027号に基づき原価法で処理しています。

2.4 外貨換算

（1）機能通貨と表示通貨

資産運用会社は財務書類に含まれる項目をそれぞれの営業活動が行われる主な経済環境での通貨（「機能通貨」）に適用して測定しています。資産運用会社の機能通貨は大韓民国ウォンであり、財務書類は大韓民国ウォンで表示されています。

（2）外貨取引と報告期間末の換算

外貨取引は、取引日の為替レート又は再測定される項目である場合、評価日の為替レートを適用した機能通貨と認識されます。外貨取引の決済や貨幣性外貨資産・負債の換算から発生する外国為替差は当期損益として認識されます。但し、条件を満たすキャッシュフローのリスク回避や純投資者のリスク回避の効果的な部分と関連する、又は報告企業の海外事業場に対する純投資の一部である貨幣性項目で生じる損益はその他包括損益として認識します。

借入金に関連する外国為替差は損益計算書に金融費用として表示され、他の外国為替差はその他の収益又はその他の費用に表示されます。

非貨幣性金融資産・負債から発生する外国為替差は公正価値変動損益の一部とみなし当期損益 - 公正価値測定持分商品から発生する外国為替差は当期損益として、その他包括損益 - 公正価値測定持分商品の外国為替差はその他包括損益に含まれ認識されます。

2.5 金融資産

（1）分類

資産運用会社は、次の測定カテゴリで金融資産を分類します。

- 当期損益 - 公正価値測定金融資産
- その他包括損益 - 公正価値測定金融資産
- 償却後原価測定金融資産

金融資産は金融資産を管理するための事業モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて分類します。

公正価値で測定する金融資産の損益は、当期損益又はその他包括利益として認識します。債務商品への投資は、当該資産を保有する事業モデルに基づいて、その評価損益を当期損益又はその他包括利益として認識します。資産運用会社は、金融資産を管理する事業モデルを変更する場合にのみ、債務商品を再分類します。

短期売買項目ではない持分商品への投資は、最初の認識の際に後続的な公正価値変動をその他包括損益に表示することを指定する取消不能の選択をすることができます。指定されていない持分商品に対する投資の公正価値の変動は、当期損益として認識します。

（2）測定

資産運用会社は、最初に認識する際に金融資産を公正価値で測定し、当期損益 - 公正価値測定金融資産がない場合、当該金融資産の取得と直接関連する取引原価は公正価値に加算します。当期損益 - 公正価値測定金融資産の取引原価は当期損益として費用処理します。

内在派生商品を含む複合契約は、契約上のキャッシュフローが元本と利息のみで構成されているかを決定する際には、当該複合契約全体を考慮します。

債務商品

金融資産の後続的な測定は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性とその金融資産を管理する事業モデルに基づいて行います。資産運用会社は債務商品を次の3つのカテゴリで分類します。

（イ）償却後原価測定金融資産

契約上のキャッシュ・フローを受け取るために保有することが目的である事業モデルで金融資産を保有して、契約上のキャッシュ・フローが元利金のみで構成されている資産は、償却後原価で測定します。償却後原価で測定する金融資産であり、危険回避関係の適用対象ではない金融資産の損益は、当該金融資産を除却及び減損する時に当期損益として認識します。実効利率法に基づいて認識する金融資産の利子収入は「利子収益」に含まれます。

（ロ）その他包括損益 - 公正価値測定金融資産

契約上のキャッシュ・フローの受け取りと金融資産の売却の両方を通じて目的を成す事業モデルで金融資産を保有して、契約上のキャッシュ・フローが元利金のみで構成されている金融資産は、その他包括損益 - 公正価値で測定します。減損損失（戻入）と利子収益と外国為替損益を除いては、公正価値で測定する金融資産の評価損益は、その他包括利益として認識します。金融資産を除却する際には、認識したその他包括損益累計額を資本から当期損益に再分類します。実効利率法に基づいて認識する金融資産の利子収入は「利子収益」に含まれます。外国為替損益は「外国為替取引利益又は外国為替取引損失」として表示して減損損失は「金融商品評価及び処分損失」で表示します。

（ハ）当期損益 - 公正価値測定金融資産

償却後原価測定やその他包括損益 - 公正価値測定金融資産ではない債務商品は当期損益 - 公正価値で測定されます。リスク回避関係が適用されない当期損益 - 公正価値測定債務商品の損益は、当期損益として認識して発生した期間の損益計算書に「金融商品評価及び処分利益又は金融商品評価及び処分損失」で表示します。

持分商品

資産運用会社はすべての持分商品に対する投資を後続的に公正価値で測定します。公正価値の変動をその他包括損益で表示することを選択した長期的投資目的又は戦略的な投資目的の持分商品についてその他包括損益として認識した金額は、その持分商品を除却する際にも当期損益に再分類しません。これらの持分商品の配当収入は、資産運用会社社会が配当を受ける権利が確定された時「金融商品評価及び処分利益」で当期損益として認識します。

当期損益 - 公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動は、損益計算書に「金融商品評価及び処分利益又は金融商品評価及び処分損失」で表示します。その他包括損益 - 公正価値で測定する持分商品の減損損失（戻入）は別に区分して認識していません。

（3）減損

資産運用会社は、将来の展望情報に基づいて償却後原価で測定したり、その他包括損益 - 公正価値で測定する債務商品に対する期待信用損失を評価します。減損方式は信用リスクの有意的な増加可否に基づいて決定されます。

（４）認識と除却

金融資産の定型化された購入又は売却は売買日に認識又は除却します。金融資産はキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅したり、金融資産を譲渡し、所有に伴うリスクと補償の大部分を移転した場合に除却されます。資産運用会社が金融資産を譲渡した場合でも、債務者の債務不履行時の訴求権などにより譲渡した金融資産の所有に伴うリスクと報酬の大部分を資産運用会社が保有している場合は、これを除却せずに、その譲渡資産全体を継続して認識するものの、受取した対価を金融負債として認識します。

（５）金融商品の相殺

金融資産と負債は、認識した資産と負債に対して現行法的に執行可能な相殺権利を保有しており、純額で決済するか、資産を実現すると同時に、負債を決済する意図を持っている時に、相殺して貸借対照表に純額で表示します。法的に執行可能な相殺権利は将来の出来事に左右されず、正常な事業過程の場合と債務不履行の場合及び支払不能や破産の場合にも、執行可能であることを意味します。

2.6 派生商品

派生商品は、派生商品契約の締結時に公正価値で初認識され、以来、公正価値で再測定されます。リスクヘッジの適用要件を満たしていない派生商品の公正価値の変動は、取引の性質に応じて、「金融商品評価及び処分損益」として包括損益計算書に認識されます。

2.7 有形資産

有形資産は、原価から減価償却累計額と減損損失累計額を控除して表示されます。歴史的な原価は資産の取得に直接的に関連されている支出を含みます。

土地を除く資産は取得原価で残存価値を除き、次の推定経済耐用年数にわたって定額法で償却されます。

科目	推定耐用年数
車両運搬具	4年
電算備品	4年
備品	4年
賃借建物施設	4年

有形資産の減価償却方法、残存価値及び耐用年数は毎報告期間終了日に見直しており、必要な場合、推定の変更として処理します。

2.8 無形資産

無形資産は、歴史的な原価で当初認識され、原価から償却累計額と減損損失累計額を控除した金額で表示されます。

内部的に創出した無形資産であるソフトウェア開発費は、技術的な実現可能性、将来の経済的便益などを含む資産の認識要件が満たされた時点以降に発生した支出額の合計です。会員券は、利用可能期間に対して予測可能な制限がないため、耐用年数が限定されず、償却されません。限られた耐用年数を持つ次の無形資産は、耐用年数の間に定額法で償却されます。

科目	推定耐用年数
ソフトウェア	5年
開発費	5年
商標権	5年
特許権	5年

2.9 非金融資産の減損

耐用年数に限定のない無形資産に対しては毎年、償却対象資産に対しては減損の兆しがある場合に減損検査を行います。減損損失は、回収可能額（使用価値又は処分付帯原価を差し引いた公正価値のいずれか高い金額）を超える帳簿額だけ認識され、のれん以外の非金融資産の減損損失は、毎報告期間末に戻入する可能性が検討されます。

2.10 金融負債

(1)分類及び測定

資産運用会社の当期損益 - 公正価値測定金融負債は、短期売買目的の金融商品です。主に、短期間で再買入する目的で負担する金融負債は、短期売買金融負債に分類されます。また、リスクヘッジの手段に指定されていない派生商品や金融商品から分離された内在派生商品も短期売買金融負債に分類されます。

当期損益 - 公正価値測定金融負債、金融保証契約、金融資産の譲渡が除却条件を満たしていなかった場合に発生する金融負債を除くすべての非派生金融負債は償却後原価で測定する金融負債に分類されており、財務書類上「その他金融負債」などと表示されます。

特定日に義務的に返済しなければなら優先株は負債に分類されます。これらの優先株の実効金利法による支払利息は、他の金融負債で認識された利子費用とともに損益計算書上の「利子費用」として認識されます。

(2)除却

金融負債は、契約上の義務が履行、取消、又は有効期限が切れて消滅したり、既存の金融負債の条件が実質的に変更された場合には財務書類から除却されます。消滅したり、第3者に譲渡した金融負債の帳簿価額と支払った代価(譲渡した非現金資産や負担した負債を含む)の差額は当期損益として認識します。

2.11 引当負債

過去の事件の結果で、現在の法的義務や擬制義務が存在し、その義務を履行するための資源の流出の可能性が高く、当該金額の信頼性がある推定が可能な場合、原状回復引当負債などを認識しています。引当負債は義務を履行するために予想される支出額の現在価値で測定され、時間の経過による引当負債の増加は、利息費用として認識されます。

2.12 当期法人税と繰延法人税

法人税費用は当期法人税と繰延法人税で構成されています。法人税は、その他包括損益や資本に直接認識された項目に関連する金額はその項目で直接認識し、これを除いては、当期損益として認識されます。

当期法人税費用は報告期間末現在、制定又は実質的に制定された税法に基づいて計算されています。経営陣は、適用可能な税法規定が解釈により異なることができる状況について資産運用会社が税務申告時に適用した税務政策について定期的に評価しています。資産運用会社は税務当局に納付すると予想される金額に基づいて、当期法人税費用を認識します。

繰延法人税は、資産と負債の帳簿価額と税務基準額との差異である一時的差異について帳簿価額を回収したり、決済する時の予想法人税効果として認識されます。ただし、事業結合以外の取引で資産・負債を最初に認識したときに発生する繰延法人税資産と負債は、その取引の会計利益や課税所得に影響を与えない場合は認識されません。

繰延法人税資産は、差引くべき一時的差異が用いられる将来の課税所得の発生可能性が高い場合に認識されます。

従属企業、関係企業及び共同企業投資持分に関する加算すべき一時的差異について消滅時点を制御することができる場合、そして予測可能な将来に一時差異が消滅しない可能性が高い場合を除いて、繰延法人税負債を認識しています。また、このような資産から発生する差引くべき一時差異について、一時差異が予測可能な将来に消滅する可能性が高く、一時差異が使用できる課税所得が発生する可能性が高い場合にのみ、繰延法人税資産を認識しています。

繰延法人税資産・負債は、法的に当期税金資産と当期税金負債を相殺することができる権利を会社が保有しており、繰延法人税資産と負債が、同じ課税当局によって課される法人税と関連している場合に相殺されます。当期法人税資産と負債は法的に相殺できる権利を資産運用会社が保有しており、純額で決済する意図があるか、資産を実現する同時に負債を決済する意図がある場合に相殺されます。

2.13 従業員給付

(1)退職給付

資産運用会社の退職年金制度は、確定拠出制度と確定給付制度で区分されます。

確定拠出制度は、会社が固定された拠出金を別途基金に支払う退職年金制度であり、拠出金は従業員が勤務役務を提供した時の費用として認識されます。

確定給付制度は確定拠出制度を除くすべての退職年金制度です。一般的に、確定給付制度は、年齢、勤続年数や給与水準などの要素によって、従業員が退職する時に支給される退職年金給付の額が確定されます。確定給付制度に関連して貸借対照表に計上された負債は報告期間末現在、確定給付債務の現在価値で社外積立資産の公正価値を差し引いた金額です。確定給付債務は、毎年独立したアクチュアリーにより予測単位積立方式に基づいて算定され、確定給付債務の現在価値は、その支給時点と満期が類似する優良社債の金利で期待将来現金流出を割引して算定されます。一方、純確定給付負債と関連する再測定要素は、その他包括損益として認識されます。

制度改正、縮小又は精算が発生する場合には、過去の勤務原価又は精算による損益は、当期損益として認識されます。

2.14 収益認識

(1) 役務の提供

資産運用会社は、資本市場と金融投資業に関する法律及び金融投資業規則に従い、投資信託財産の設定依頼及び指示を行う投資信託財産運用業務を行い、同業務について事前に定める投資信託規約に基づいて運用報酬を計上しています。

上記の運用報酬は、各契約期間中の投資信託財産の純資産額に投資信託規約上の運用報酬率を乗じた金額で、設定日から決算日までの資産運用会社該当分の運用報酬を営業収益(投資信託運用報酬)として認識し、期間が経過したものの報酬支払日を迎えていない分の投資信託運用報酬は未収収益として計上しています。

また、資産運用会社は資本市場と金融投資業に関する法律及び金融投資業規則に従い、投資一任及び投資諮問契約を締結し、同契約に基づくサービスについて、報酬として計上しています。資産運用会社は報酬を契約期間分につき営業収益(資産管理手数料)として認識しており、期間が経過したものの未収の報酬については未収収益として計上していません。

2.15 リース

資産運用会社は様々なオフィス、装備、自動車をリースしています。リース契約は、一般的に、固定期間で締結されるが延長選択権がありえます。

契約には、リース要素と非リース要素の両方が含まれることがあります。資産運用会社は、相対的個々の価格に基づいて、契約対価をリース要素と非リース要素に分離しました。しかし資産運用会社がリース利用者である不動産リースの場合、リース要素と非リース要素を分離することなく、一つのリース要素として会計処理する実務的簡便法を適用しました。

リース条件は、個別に交渉され、様々な契約条件が含まれています。リース契約に基づいて課される他の制約はありませんが、リース資産を借入金の担保として提供することはできません。

資産運用会社は、契約が執行可能な期間内で解約不能期間にリース利用者が延長選択権を行使することが非常に確実な場合のその対象期間と終了選択権を行使しないことが非常に確実な場合のその対象期間を含めてリース期間を算定します。資産運用会社は、リース利用者とリース提供者がそれぞれ他の当事者の同意なしに終了することができる権利がある場合、契約を終了するときに負担する経済的不利益を考慮して執行可能な期間を算定します。

リースで生じる資産と負債は、最初に現在価値に基づいて測定します。リース債務は、以下のリース料の純現在価値を含みます。

-	受け取るリースインセンティブを差し引いた固定リース料(実質的な固定リース料含む)
-	開始日現在の指数や料率を使って最初測定した指数や料率(利率)により変わる変動リース料
-	残存価値保証により会社(リース利用者)が支給すると予想される金額
-	会社(リース利用者)が買取選択権を行使することが非常に確実な場合にその買取選択権の行市価格
-	リース期間が会社(リース利用者)の終了選択権行使する場合にそのリースを終了するために負担する金額

リースの内在金利を簡単に算定することができる場合、その金利でリース料を割引します。内在金利を簡単に算定することができない場合には、リース利用者が似たような経済的環境で同等の期間にわたって同等の担保として使用権資産と価値が同等の資産を取得するために必要な資金を借り入れるために負担する金利であるリース利用者の追加借入利率を使用します。

資産運用会社は追加借入利率を次のように算定します。

-	可能であれば、個別リース利用者が受けた最近の第三者金融金利で第三者金融を受けた以後、財務状況の変化を反映
-	国、通貨、担保、保証などのリースに特定の調整を反映

資産運用会社は指数や料率により変わる変動リース料の場合、指数や料率が有効な時までリース債務に含まない変動リース料の潜在的な将来のリスク増加にさらされています。指数や料率により変わるリース料の調整額が有効な時点でリース債務を再評価して使用権資産を調整します。

各リース料はリース債務の返済や金融原価で分けます。金融原価は、各期間のリース債務残高に対して一定の期間の金利が算出されるように計算された金額をリース期間にわたって当期損益として認識します。

使用权資産は次の項目で構成された原価で測定します。

-	リース債務の最初の測定金額
-	受け取ったリースインセンティブを差し引いた、リース開始日又はその前に支払われたリース料
-	リース利用者が負担するリース開設直接原価
-	復旧原価の推定値

使用权資産はリース開始日からライセンス資産の耐用年数終了とリース期間終了のいずれか早い日までの期間中に減価償却します。資産運用会社を買取選択権を行使することが非常に確実な(reasonably certain)場合、使用权資産は基礎資産の耐用年数にわたって減価償却します。

短期リースとすべての小額資産リースに関連するリース料は定額基準に基づいて当期損益として認識します。短期リースはリース期間が12ヶ月以下のリースであり、小額リース資産は小額のオフィス機器などで構成されています。

2.16 営業部門

営業部門別情報は、最高営業意思決定者に内部的に報告される方式に基づいて開示されます。最高営業意思決定者は、営業部門に配られる資源と営業部門の成果を評価する責任があり、資産運用会社は戦略的な意思決定を行う取締役会を最高意思決定者と見ています。

2.17 財務書類の承認

資産運用会社の財務書類は、2021年2月26日に取締役会で承認され、定期株主総会で修正承認されることがあります。

3. 重要な会計推定と仮定

財務書類の作成には、将来に対する仮定と推定が要求され、経営陣は、会社の会計方針を適用するために判断が要求されます。推定及び仮定は継続的に評価され、過去の経験と現在の状況に照らして合理的に予測可能な将来の出来事を考慮して行われます。会計推定の結果と実際の結果が同じである場合は、珍しいことで、重要な調整を引き起こす可能性のある有意なリスクを内包しています。

次の会計年度に資産と負債帳簿価額の調整に影響を与えることができる経営陣の判断と有意なリスクに対する推定及び仮定は、以下のとおりです。一部の項目に対する有意な判断と推定の追加的な情報は、個別の注記に含まれていません。

(1) 法人税

資産運用会社は、特定の期間中に課税所得の一定金額を投資、賃金の増加等に使ってなかった場合、税法で定める方法により算定された法人税を追加で負担します。したがって、同期間の当期法人税と繰延法人税を測定する際にこれによる税効果を反映しなければならず、これにより、会社が負担する法人税は、各年度の投資、賃金の増加などの水準により変わるので、最終的な税効果を算定するには、不確実性が存在します。

(2) 金融商品の公正価値

活発な市場で取引されない金融商品の公正価値は、原則的に評価技法を使用して決定されます。資産運用会社は、報告期間末現在、重要な市場の状況に基づいて、様々な評価技法の選択や仮定に対する判断をしています。（注記32を参照）

(3) 金融資産の減損

金融資産の損失引当金は、債務不履行リスクと期待損失率などに対する仮定に基づいて測定されます。資産運用会社は、これらの仮定の設定と損傷モデルに使用される投入変数の選定において、会社の過去の経験、現在の市場状況、財務報告日基準の将来の展望情報等を考慮して判断します。

(4) 純確定給付負債

純確定給付債務の現在価値は、保険数理方式により決定される様々な要素、特に割引率の変動に影響を受けます。（注記18を参照）

4. 投資信託財産の概要

報告期間終了日現在、資産運用会社が管理している投資信託財産の内容は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分			当期末 (2020年12月末)		前期末 (2019年12月末)	
			総設定元本	純資産価額	総設定元本	純資産価額
投資 信託	証券	株式	15,591,083,968	15,995,333,618	19,409,358,269	19,508,825,627
		債券	6,246,405,760	6,281,059,022	5,195,912,294	5,249,042,256
		混合株式	7,277,421	8,944,186	8,830,944	9,058,263
		混合債券	817,993,607	931,243,832	911,393,142	947,230,997
		再間接	1,958,790,741	2,526,651,095	1,815,676,887	2,163,247,853
		派生	8,076,961,243	8,299,547,259	6,593,031,868	6,632,030,133
		小計	32,698,512,740	34,042,779,012	33,934,203,404	34,509,435,129
	不動産	再間接	120,235,233	121,516,206	137,388,401	172,496,128
	特別資産	特別資産	369,681,237	374,578,055	399,037,385	402,674,275
		派生	1,319,431,758	1,018,286,469	378,308,462	340,134,108
		小計	1,689,112,995	1,392,864,524	777,345,847	742,808,383
	混合資産	8,810,208	8,732,197	9,525,805	9,910,613	
	短期金融	12,254,560,047	12,287,165,940	7,983,356,583	8,020,525,925	
	専門投資型私募 ファンド	47,342,474,265	49,677,713,885	41,133,337,159	41,590,606,144	
投資一任資産	174,405,286,647	179,563,620,583	165,957,335,704	171,242,619,118		
合計	268,518,992,135	277,094,392,347	249,932,492,903	256,288,401,440		

5. カテゴリー別金融商品

(1) 当期末と前期末現在のカテゴリー別金融資産の内訳は次の通りです。

1) 当期末(2020年12月末)

(単位：千ウォン)

区 分	当期損益-公正 価値金融資産	その他包括損益 -公正価値金融 資産	償却後原価 金融資産	合 計
当期損益-公正価値金融 資産	219,862,492	-	-	219,862,492
その他包括損益-公正価 値金融資産	-	1,246,880	-	1,246,880
預置金	-	-	19,678,155	19,678,155
貸付金	-	-	6,789,296	6,789,296
未収収益	-	-	52,009,105	52,009,105
未収金	-	-	476,158	476,158
保証金	-	-	5,075,684	5,075,684
合 計	219,862,492	1,246,880	84,028,398	305,137,770

2) 前期末(2019年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	当期損益認識 金融資産	その他包括損益 -公正価値金融 資産	償却後原価 金融資産	合 計
当期損益認識金融資産	165,821,506	-	-	165,821,506
その他包括損益-公正価値金融資産	-	1,610,905	-	1,610,905
預置金	-	-	117,742,406	117,742,406
貸付金	-	-	6,085,063	6,085,063
未収収益	-	-	43,789,189	43,789,189
未収金	-	-	418,310	418,310
保証金	-	-	4,100,384	4,100,384
合 計	165,821,506	1,610,905	172,135,352	339,567,763

(2) 当期末と前期末現在のカテゴリ別金融負債の内訳は次の通りです。

1) 当期末(2020年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	償却後原価金融負債
預かり負債	19,677,141
未払金	979,289
未払費用	28,953,616
リース債務	7,270,203
合 計	56,880,249

2) 前期末(2019年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	償却後原価金融負債
預かり負債	117,742,406
未払金	137,809
未払費用	26,189,288
リース債務	1,563,434
合 計	145,632,937

(3) 当期末と前期末現在の金融資産の満期分析は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2020年12月末)			前 期 末 (2019年12月末)		
	1年未満	1年以上	合 計	1年未満	1年以上	合 計
当期損益-公正価値金融資産	219,562,492	300,000	219,862,492	165,521,506	300,000	165,821,506
その他包括損益-公正価値金融資産	-	1,246,880	1,246,880	-	1,610,905	1,610,905
預置金	19,678,155	-	19,678,155	117,742,406	-	117,742,406
貸付金	5,106,250	1,683,046	6,789,296	4,410,000	1,675,063	6,085,063
未収収益	52,009,105	-	52,009,105	43,789,189	-	43,789,189
未収金	476,158	-	476,158	418,310	-	418,310
保証金	97,551	4,978,133	5,075,684	4,100,384	-	4,100,384
合 計	296,929,711	8,208,059	305,137,770	335,981,795	3,585,968	339,567,763

6. 現金及び現金性資産

当期末と前期末現在の現金及び現金性資産の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 末 (2020年12月末)		前 期 末 (2019年12月末)
	金融機関	帳簿価額	帳簿価額
現 金	-	3,525	2,488
普通預金	ウリィ銀行他	677,829	189,036
当座預金	韓国銀行	16,416	16,978
外貨預金	ウリィ銀行他	2,588,537	1,805,512
MMDA	国民銀行他	7,135,053	4,604,577
合 計		10,421,360	6,618,591

7. 当期損益 - 公正価値金融資産

当期末と前期末現在の当期損益 - 公正価値金融資産の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分		当 期 末 (2020年12月末)	前 期 末 (2019年12月末)
債務商品	受益証券	219,562,492	165,521,506
	出資金	300,000	300,000
合 計		219,862,492	165,821,506

8. その他包括損益-公正価値金融資産

当期末と前期末現在のその他包括損益-公正価値金融資産の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 末 (2020年12月末)	前 期 末 (2019年12月末)
非上場株式	1,246,880	1,610,905

9. 償却後原価金融資産

(1) 当期末と前期末現在の償却後原価金融資産の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 末 (2020年12月末)	前 期 末 (2019年12月末)
預置金	19,678,155	117,742,406
貸付金	6,832,218	6,127,985
損失引当金	(42,922)	(42,922)
(純額)：貸付金	6,789,296	6,085,063
未収収益	52,009,105	43,789,189
未収金	871,010	813,162
損失引当金	(394,852)	(394,852)
(純額)：未収金	476,158	418,310
保証金	5,171,203	4,125,387
現在価値割引差金	(95,519)	(25,003)
(純額)：保証金	5,075,684	4,100,384
合 計	84,028,398	172,135,352

(2) 当期と前期の償却後原価金融資産の損失引当金の変動内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	12ヶ月の予想信用損失			
	当 期		前 期	
	貸付金	未収金	貸付金	未収金
期 首	42,922	394,852	42,922	394,852
減損損失認識	-	-	-	-
期 末	42,922	394,852	42,922	394,852

(3) 当期末と前期末現在の預置金の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	金融機関	利子率(%)	当期末	前期末
			(2020年12月末)	(2019年12月末)
投資者預託金別途預置金	韓国証券金融(*)	0.49	19,678,155	117,741,446
	新韓銀行	-	-	960
合 計			19,678,155	117,742,406

(*) 資本市場と金融投資業に関する法律第74条により使用が制限された預置金です。

10. 従属企業

(1) 当期末と前期末現在の従属企業の詳細内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

従属企業名	主要営業活動	所在地	資産運用会社が所有する 持株比率と議決権比率(%)		帳簿価額	
			当期末	前期末	当期末	前期末
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	信託運用業務	香港	100.00	100.00	9,956,515	9,956,515
Samsung Asset Management (New York), Inc.	信託運用業務	米国	100.00	100.00	19,708,780	19,708,780
Samsung Asset Management (London) Ltd.	信託運用業務	英国	100.00	100.00	26,819,495	26,819,495
Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	受益証券運用	ケイマン	100.00	100.00	5,974,985	5,974,985
Samsung Global SME Private Equity Manager Fund Co.,Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	受益証券運用	ケイマン	100.00	-	11,948,976	11,948,976
サムスンアクティブ資産運用株式会社	信託運用業務	大韓民国	100.00	100.00	30,000,000	30,000,000
サムスンヘッジ資産運用株式会社	信託運用業務	大韓民国	100.00	100.00	10,000,000	10,000,000
サムスンソリューショングローバルアルファ証券投資信託H (*2)	受益証券運用	大韓民国	-	29.14	-	15,233,318
サムスンロスチャイルドヨーロッパ転換社債証券投資信託 (*2)	受益証券運用	大韓民国	-	86.79	-	2,000,000
サムスンHクラブトータルリターン専門私募投資信託 (*3)	受益証券運用	大韓民国	33.88	33.86	14,683,532	14,683,532
サムスンコリア超短期優良債券証券投資信託	受益証券運用	大韓民国	69.75	32.21	53,359,648	52,500,000
サムスングローバルターゲットインカム60証券投資信託H	受益証券運用	大韓民国	65.60	75.18	1,500,000	1,500,000
サムスンソリューション災害保険連携証券専門私募投資信託1号	受益証券運用	大韓民国	100.00	30.80	4,923,300	4,923,300
サムスンEMPリアルリターン証券投資信託UH	受益証券運用	大韓民国	55.13	63.76	1,349,921	1,339,187
サムスンコリアクレジットバリュー証券投資信託1号	受益証券運用	大韓民国	99.85	86.99	10,232,648	10,027,900
サムスンLeveraged income専門投資型私募証券投資信託2号 (*3)	受益証券運用	大韓民国	28.46	27.95	32,099,947	31,025,539
サムスン見えるELF証券投資信託1号 (*2)	受益証券運用	大韓民国	-	89.06	-	492,276
サムスンアジアパシフィックリッツ不動産投資信託H (*2)	受益証券運用	大韓民国	-	47.03	-	1,107,073
サムスンマルチファクター専門私募投資信託	受益証券運用	大韓民国	66.34	100.00	9,999,000	9,999,000
サムスン見えるELF証券投資信託2号 (*1)	受益証券運用	大韓民国	90.88	-	500,000	-
サムスン見えるELF証券投資信託3号 (*1)	受益証券運用	大韓民国	80.23	-	500,000	-
サムスン見えるELF証券投資信託5号 (*1) (*3)	受益証券運用	大韓民国	20.60	-	300,000	-
サムスンETF TDF 証券投資信託 (*1)	受益証券運用	大韓民国	99.05	-	3,000,000	-
サムスンESGバリュー債権証券投資信託 (*1)	受益証券運用	大韓民国	100.00	-	20,000,000	-
サムスンEMPコリアアルファ証券投資信託1号 (*1)	受益証券運用	大韓民国	65.32	-	233,030	-
サムスンウェルスグローバル債券 EMP証券投資信託UH (*1) (*3)	受益証券運用	大韓民国	36.04	-	184,936	-
合 計					267,274,713	259,239,876

(*1) 当期中出資により従属企業投資に含みました。

(*2) 当期中買戻により従属企業から除外しました。

(*3) 持分率は50%以下であるものの、変動利益へのエクスポージャーと、他の会社が持つ権利を考慮して、資産運用会社が事実上同ファンドを支配していると判断します。

(2) 当期と前期の従属企業投資の変動内訳は次の通りです。

1) 当期(2020年12月期)

(単位:千ウォン)

従属企業名	期首	取得	処分	期末
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	9,956,515	-	-	9,956,515
Samsung Asset Management (New York), Inc.	19,708,780	-	-	19,708,780
Samsung Asset Management (London) Ltd.	26,819,495	-	-	26,819,495
Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	5,974,985	-	-	5,974,985
Samsung Global SME Private Equity Manager Fund Co.,Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	11,948,976	-	-	11,948,976
サムスンアクティブ資産運用株式会社	30,000,000	-	-	30,000,000
サムスンヘッジ資産運用株式会社	10,000,000	-	-	10,000,000
サムスンソリューショングローバルアルファ証券子投資信託H	15,233,318	-	(15,233,318)	-
サムスンロスチャイルドヨーロッパ転換社債証券子投資信託	2,000,000	-	(2,000,000)	-
サムスンHクラブトータルリターン専門私募投資信託	14,683,532	-	-	14,683,532
サムスンコリア超短期優良債券証券子投資信託	52,500,000	859,648	-	53,359,648
サムスングローバルターゲットインカム60証券子投資信託H	1,500,000	-	-	1,500,000
サムスンソリューション災害保険連携証券専門私募投資信託1号	4,923,300	-	-	4,923,300
サムスンEMPリアルリターン証券子投資信託UH	1,339,187	10,734	-	1,349,921
サムスンコリアクレジットバリュース証券子投資信託1号	10,027,900	204,748	-	10,232,648
サムスンLeveraged income専門投資型私募証券投資信託2号	31,025,539	1,074,408	-	32,099,947
サムスン見えるELF証券投資信託1号	492,276	-	(492,276)	-
サムスンアジアパシフィックリッツ不動産子投資信託H	1,107,073	-	(1,107,073)	-
サムスンマルチファクター専門私募投資信託	9,999,000	-	-	9,999,000
サムスン見えるELF証券投資信託2号	-	500,000	-	500,000
サムスン見えるELF証券投資信託3号	-	500,000	-	500,000
サムスン見えるELF証券投資信託4号	-	500,000	(500,000)	-
サムスン見えるELF証券投資信託5号	-	300,000	-	300,000
サムスンETF TDF 証券投資信託	-	3,000,000	-	3,000,000
サムスンラファエル専門投資型私募証券投資信託4号	-	30,000,000	(30,000,000)	-
サムスンESGバリュース債権証券投資信託1号	-	20,000,000	-	20,000,000
サムスンEMPコリアアルファ証券子投資信託1号	-	233,030	-	233,030
サムスンウェルズグローバル債券 EMP証券子投資信託UH	-	184,936	-	184,936
合計	259,239,876	57,367,504	(49,332,667)	267,274,713

2) 前期(2019年12月期)

(単位:千ウォン)

従属企業名	期首	取得	処分	期末
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	9,956,515	-	-	9,956,515
Samsung Asset Management (New York), Inc.	19,708,780	-	-	19,708,780
Samsung Asset Management (London) Ltd.	26,819,495	-	-	26,819,495
Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	5,974,985	-	-	5,974,985
Samsung Global SME Private Equity Manager Fund Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	-	11,948,976	-	11,948,976
サムスンアクティブ資産運用株式会社	30,000,000	-	-	30,000,000
サムスンヘッジ資産運用株式会社	10,000,000	-	-	10,000,000
サムスングローバルオールアセット証券子投資信託H	1,028,976	-	(1,028,976)	-
サムスンソリューションのグローバルアルファ証券子投資信託H	15,233,318	-	-	15,233,318
サムスンロスチャイルドヨーロッパ転換社債証券子投資信託H	2,000,000	-	-	2,000,000
サムスンHクラブトータルリターン専門私募投資信託	14,683,532	-	-	14,683,532
サムスンHクラブニュートラルアルファ専門投資信託	10,000,000	-	(10,000,000)	-
サムスンコリア超短期優良債券証券子投資信託	50,000,000	2,500,000	-	52,500,000
サムスングローバルターゲットインカム60証券子投資信託H	1,500,000	-	-	1,500,000
サムスンソリューション災害保険連携証券専門私募投資信託1号	4,923,300	-	-	4,923,300
サムスンEMPリアルリターン証券子投資信託UH	-	1,339,187	-	1,339,187
サムスンコリアクレジットバリュース証券子投資信託1号	-	10,027,900	-	10,027,900
サムスンLeveraged income専門投資型私募証券投資信託2号	-	41,011,067	(9,985,528)	31,025,539
サムスン見えるELF証券投資信託1号	-	492,276	-	492,276
サムスンアジアパシフィックリッツ不動産子投資信託H	-	1,107,073	-	1,107,073
サムスンマルチファクター専門私募投資信託	-	9,999,000	-	9,999,000
合計	201,828,901	78,425,479	(21,014,504)	259,239,876

11. 有形資産

(1) 当期末と前期末現在の有形資産の内訳は次の通りです。

1) 当期末(2020年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	電算備品	備 品	賃借建物施設	合 計
取得原価	3,279,676	1,748,382	4,744,525	9,772,583
減価償却累計額	(2,054,586)	(1,279,271)	(4,193,790)	(7,527,647)
純帳簿価額	1,225,090	469,111	550,735	2,244,936

2) 前期末(2019年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	電算備品	備 品	賃借建物施設	合 計
取得原価	2,671,009	1,424,346	4,225,422	8,320,777
減価償却累計額	(1,871,875)	(1,225,190)	(3,402,887)	(6,499,952)
純帳簿価額	799,134	199,156	822,535	1,820,825

(2) 当期と前期の有形資産の増減内訳は次の通りです。

1) 当期(2020年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	電算備品	備 品	賃借建物施設	合 計
期首	799,134	199,156	822,535	1,820,825
取得	814,910	496,737	519,102	1,830,749
償却	(388,954)	(226,782)	(790,902)	(1,406,638)
期末	1,225,090	469,111	550,735	2,244,936

2) 前期(2019年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	電算備品	備 品	賃借建物施設	原状回復引当 負債関連資産	合 計
期首	369,240	300,119	1,758,621	196,632	2,624,612
取得	655,158	70,492	113,707	-	839,357
償却	(225,264)	(171,455)	(1,049,793)	-	(1,446,512)
振替(*)	-	-	-	(196,632)	(196,632)
期末	799,134	199,156	822,535	-	1,820,825

(*) 前期首使用权資産で振替されました。

(3) 資産運用会社は電算備品等について付保金額13,394,476 千ウォン(前期:13,303,199 千ウォン)のPACKAGE保険(火災・財産総合・一般賠償)に加入しており、その他にも車輛について自動車総合保険、役員について役員賠償責任保険等に加入しています。

12. リース

資産運用会社がリース利用者である場合のリースに対する情報は次の通りです。

(1) 貸借対照表に認識された金額

リースと関連して貸借対照表に認識された金額は次の通りです。（単位：千ウォン）

区 分	当 期 末	前 期 末
使用権資産		
不動産	7,245,821	1,584,908
車両運搬具	81,602	44,607
合 計	7,327,423	1,629,515
リース債務（*）		
流動	5,490,630	1,558,460
非流動	1,779,573	4,974
合 計	7,270,203	1,563,434

(*）貸借対照表の「その他の金融負債」に含まれています。

当期中、増加した使用権資産は11,336,761千ウォン(前期：167,499千ウォン)です。

(2) 包括損益計算書に認識された金額

リースと関連して損益計算書に認識された金額は次の通りです。（単位：千ウォン）

区 分	当 期	前 期
使用権資産の減価償却費		
不動産	5,438,054	4,686,916
車両運搬具	200,799	175,002
合 計	5,638,853	4,861,918
リース債務の利子費用	121,299	99,139
短期リースでない小額資産リース料	159,445	126,753

当期中、リースの総現金流出は5,601,077千ウォン(前期：4,726,963千ウォン)です。

(3) 当期と前期の使用権資産の増減内訳は次の通りです。（単位：千ウォン）

1) 当期

区 分	不動産	車両運搬具	合 計
期首	1,584,908	44,607	1,629,515
取得	11,098,967	237,794	11,336,761
償却	(5,438,054)	(200,799)	(5,638,853)
期末	7,245,821	81,602	7,327,423

2) 前期

区 分	不動産	車輛運搬具	合 計
期首	-	-	-
転換	6,223,391	100,543	6,323,934
取得	48,433	119,066	167,499
償却	(4,686,916)	(175,002)	(4,861,918)
期末	1,584,908	44,607	1,629,515

13. 無形資産

(1) 当期末と前期末現在の無形資産の内訳は次の通りです。

1) 当期末(2020年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産(*)	建設中の資産	合 計
取得価額	5,839,695	27,318,693	10,087,672	43,246,060
減損損失累計額	(710,426)	(1,103,930)	-	(1,814,356)
償却累計額	-	(19,833,651)	-	(19,833,651)
純帳簿価額	5,129,269	6,381,112	10,087,672	21,598,053

(*) 当期末現在、ホームページの構築に関連する開発費396百万ウォンが含まれており、該当開発費の未償却の残余耐用年数は、1.1年です。

2) 前期末(2019年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産(*)	建設中の資産	合 計
取得価額	9,205,260	23,653,627	7,997,857	40,856,744
減損損失累計額	(4,925,846)	(1,103,930)	-	(6,029,776)
償却累計額	-	(17,216,754)	-	(17,216,754)
純帳簿価額	4,279,414	5,332,943	7,997,857	17,610,214

(*) 前期末現在、ホームページの構築に関連する開発費762百万ウォン及び実績分析システムの構築に関連する開発費186百万ウォンが含まれており、該当開発費の未償却の残余耐用年数は、2.1年及び0.4年です。

(2) 当期と前期の無形資産の変動内訳は次の通りです。

1) 当期(2020年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産	建設中の資産	合 計
期首	4,279,414	5,332,943	7,997,857	17,610,214
取得	37,934	985,632	4,777,152	5,800,718
処分	-	(3,900)	-	(3,900)
償却	-	(2,620,900)	-	(2,620,900)
減損損失戻入(*)	811,921	-	-	811,921
振替	-	2,687,337	(2,687,337)	-
期末	5,129,269	6,381,112	10,087,672	21,598,053

(*) 過去の期間に減損損失を認識していた会員権の回収可能額が帳簿金額を超えて損傷差損の戻入812百万ウォンを認識しました。

2) 前期(2019年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産	建設中の資産	合 計
期首	4,188,467	6,978,082	889,736	12,056,285
取得	613,047	589,317	8,770,219	9,972,583
処分	(522,100)	-	-	(522,100)
償却	-	(2,792,624)	-	(2,792,624)
減損損失	-	(1,103,930)	-	(1,103,930)
振替	-	1,662,098	(1,662,098)	-
期末	4,279,414	5,332,943	7,997,857	17,610,214

(*) 電算システム使用計画の変更により、前期のシステム構築に関する認識した開発費の損傷検査で損傷差損1,104百万ウォンを認識しました。

14. その他資産

当期末と前期末現在のその他資産の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2020年12月末)	前期末 (2019年12月末)
前払金	60,000	-
前払費用	1,456,439	1,508,546
その他	2,500	2,500
合 計	1,518,939	1,511,046

15. 預かり負債

当期末と前期末現在の預かり負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2020年12月末)	前期末 (2019年12月末)
投資信託証券投資者預かり金	19,677,141	117,742,406

[次へ](#)

16. その他金融負債

当期末と前期末現在のその他金融負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2020年12月末)	前期末 (2019年12月末)
未払金	979,289	137,809
未払費用	28,953,616	26,189,288
リース債務	7,270,203	1,563,434
合 計	37,203,108	27,890,531

17. 引当負債

(1) 当期末と前期末現在の引当負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2020年12月末)	前期末 (2019年12月末)
原状回復引当負債	293,285	279,520

(2) 当期と前期の原状回復引当負債の変動内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

勘定科目	当 期 (2020年12月期)	前 期 (2019年12月期)
期首	279,520	273,386
増減	13,765	6,134
期末	293,285	279,520

18. 退職給付制度

(1) 確定拠出型制度

資産運用会社は資格を持つ全ての従業員のために確定拠出型退職給付制度を運営しています。社外積立資産は受託者の管理の下、基金形態で資産運用会社の資産とは独立して運用されています。従業員が確定拠出型の受取条件を満たす前に退社する場合、資産運用会社が支払うべき拠出金は喪失される拠出金の分が減少します。

包括損益計算書で認識した総費用1,768,040千ウォン(前期:1,196,802千ウォン)は退職給付制度で定められている比率で資産運用会社が退職給付制度に納付した拠出金を意味します。当期末現在、547,438千ウォン(前期:91,726千ウォン)は未払いのまま、同金額は当期末以降に支払われました。

(2) 確定給付型制度

資産運用会社は資格要件を持つ従業員のために確定給付型退職給付制度を運営しています。この制度では従業員は退職時に勤務した期間のうち最後の3ヶ月間の平均給与を適用した一括給付金を受取っています。また、資産運用会社はこの制度により投資リスク、利息リスク、賃金リスク等にさらされています。

確定給付債務の保険数理評価は、サムスン生命保険（株）により行われており、確定給付債務の現在価値、関連する当期勤務原価と過去勤務原価は予測単位積立方式を使用して測定されました。

1) 当期末と前期末現在、保険数理的評価のために使用した主要推定内容は次の通りです。

(単位:%)

区 分	当期末 (2020年12月末)	前期末 (2019年12月末)
割引率	2.59	2.40
期待賃金上昇率	4.50	4.50

2) 当期末と前期末現在、確定給付型退職給付制度に係り資産運用会社の義務により発生する貸借対照表上の構成項目は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2020年12月末)	前期末 (2019年12月末)
基金が積立てられている制度で発生した確定給付債務の現在価値	13,209,400	10,843,791
社外積立資産の公正価値	(13,901,991)	(10,983,409)
純確定給付資産	(692,591)	(139,618)

3) 当期と前期の純確定給付資産の変動内訳は次の通りです。

当期(2020年12月期)前期(2019年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	確定給付債務 現在価値	社外積立資産	合計
期首	10,843,791	(10,983,409)	(139,618)
当期損益と認識される金額			
当期勤務原価	1,706,707	-	1,706,707
利子費用(利子収益)	200,358	(181,678)	18,680
小 計	1,907,065	(181,678)	1,725,387
その他包括損益として認識される再測定要素			
社外積立資産の収益(上記の利子に含む金額は除く)	-	86,142	86,142
財務的統計的仮定の変更により生じる保険数理的損益	(330,969)	-	(330,969)
経験調整により発生した保険数理的損益	627,398	-	627,398
小 計	296,429	86,142	382,571
企業が納付した拠出金			
拠出金	-	(2,600,000)	(2,600,000)
制度で支払った金額			
支払額	(394,111)	394,111	-
DC型転換	(234,780)	173,849	(60,931)
系列社 転出・入	791,006	(791,006)	-
期末	13,209,400	(13,901,991)	(692,591)

前期(2019年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	確定給付債務 現在価値	社外積立資産	合計
期首	10,230,590	(9,512,825)	717,765
当期損益と認識される金額			
当期勤務原価	1,503,095	-	1,503,095
利子費用(利子収益)	223,016	(179,106)	43,910
小 計	1,726,111	(179,106)	1,547,005
その他包括損益として認識される再測定要素			
社外積立資産の収益(上記の利子に含む金額は除く)	-	(200,032)	(200,032)
人口統計的仮定の変更により生じる保険数理的損益	40,630	-	40,630
財務的統計的仮定の変更により生じる保険数理的損益	197,716	-	197,716
経験調整により発生した保険数理的損益	630,489	-	630,489
小 計	868,835	(200,032)	668,803
企業が納付した拠出金			
拠出金	-	(3,000,000)	(3,000,000)
制度で支払った金額			
支払額	(827,442)	827,442	-
DC型転換	(1,136,310)	1,063,119	(73,191)
系列社 転出・入	(17,993)	17,993	-
期末	10,843,791	(10,983,409)	(139,618)

当期損益と認識した金額は包括損益計算書の従業員給付に含まれており、全額一般管理費に含まれています。

当期末と前期末現在の資産運用会社は、支配企業のサムスン生命保険(株)とサムスン生命保険(株)信託勘定に確定給付型退職年金に加入しています

4) 当期末と前期末現在の社外積立資産の公正価値の構成要素は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2020年12月末)	前期末 (2019年12月末)
現金及び現金同等物	2,993,748	2,513,888
ファンド(間接投資商品)	10,906,761	8,468,039
国民年金転換金	1,482	1,482
合 計	13,901,991	10,983,409

社外積立資産についての投資戦略と方針はリスク削減と収益をバランス良く追求しています。負債に関連する資産の変動性を最小限にと抑える目的は、基本的に資産の分散投資、部分的な資産負債対応戦略、更にヘッジにより行われています。負債に関連する資産の変動性を全体的により減らし(リスク調整)目標収益を達成するために多種の資産に幅広く分散投資しています。固定的収益を得るための資産配分は債券と似ており、満期までの期間が長い特性のある年金負債で部分的に対応します。

当期の社外積立資産の実際の収益は95,536千ウォン(前期:379,138千ウォン)です。

5) 当期末現在、他の全ての仮定が同じで、留意的な保険数理的仮定が発生可能な合理的な範囲内で変動する場合、確定給付債務に及ぼす影響は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	増 加	減 少
割引率の1%変動	(519,804)	572,587
賃金上昇率の1%変動	582,064	(537,750)

各保険数理的仮定の間に関連関係があり仮定の変動は独立して起こることはないので、上記の敏感度分析は確定給付債務の実際の変動を表すものではありません。また、上記の敏感度分析における確定給付債務の現在価値は、貸借対照表上の確定給付債務を測定する際に適用した予測単位積立方式を使用して測定しました。

6) 退職給付制度に関連して、2021年度に納入すると予想される事業主負担金の合理的な推定値は、1,882,349千ウォン(前期:1,714,175千ウォン)です。

19. その他負債

当期末と前期末現在のその他負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2020年12月末)	前期末 (2019年12月末)
諸税金預かり金	1,969,517	1,502,508
長期勤務従業員給付	877,961	342,714
合計	2,847,478	1,845,222

20. 偶発負債と約定事項

(1) 当期末現在、資産運用会社はソウル保証保険株式会社から年金基金投資枠及び産業災害補償保険及び予防基金の主幹運用会社の選定に関連した契約保証金につき、履行保証等で6,547百万ウォン(前期:6,519百万ウォン)の支払保証の提供を受けています。

(2) 資産運用会社は、現在の役員に対して今後3年間の経営業績によって成果報酬を支払う長期成果インセンティブを付与しました。今後支払いが予想される金額を期間経過により費用計上し、支払予想時期により未払費用に計上しました。

(3) 当期末現在、資産運用会社は、原油先物ファンドに関連して、資産運用会社を被告とする損害賠償請求訴訟6件が進行中であり、訴訟価額は合計4,925百万ウォンです。これらの訴訟事件の最終結果とその影響は、現在では予測することができません。また、報告期間後2021年1月中に資産運用会社を被告とする損害賠償請求訴訟1件(訴訟価額:4,785百万ウォン)が追加で提起され進行中であり、現在では結果及び影響を予測することができません。

(4) 当期末現在、資産運用会社が運用する海外貿易金融ファンド・オブ・ファンズなど3つのファンドが買戻し中断され、設定金額は合計39,310百万ウォンです。当商品の買戻再開の可否と時期及び買戻中断により財務書類に及ぼす影響を現在では合理的に予測することができません。

21. 資本金等

(1) 当期末と前期末現在の資本金の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2020年12月末)	前 期 末 (2019年12月末)
発行する株式の総数	48,000,000株	48,000,000株
1株の金額	5,000ウォン	5,000ウォン
発行済株式数	18,686,000株	18,686,000株
普通株資本金	93,430,000	93,430,000

(2) 当期末と前期末現在のその他不組入資本の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2020年12月末)	前 期 末 (2019年12月末)
株式発行プレミアム	38,432	38,432
自己株式処分利益	12,656	12,656
合 計	51,088	51,088

(3) 当期末と前期末現在のその他包括損益累計額の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2020年12月末)	前 期 末 (2019年12月末)
確定給付負債の再測定要素	(5,174,203)	(4,884,214)
その他包括損益 - 公正価値金融資産評価損益	(1,782,528)	(1,506,598)
合 計	(6,956,731)	(6,390,812)

22. 利益剰余金

(1) 当期末と前期末現在の利益剰余金の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2020年12月末)	前 期 末 (2019年12月末)
法定積立金(*1)	19,904,960	19,904,960
任意積立金	363,390,000	309,290,000
貸倒準備金(*2)	251,463	236,651
未処分利益剰余金	70,645,902	54,223,436
合 計	454,192,325	383,655,047

(*1) 韓国商法上、資産運用会社は資本金の50%に達するまで毎決算期に金銭による利益配当額の10%以上を利益準備金として積立てるよう定められており、この利益準備金は現金で配当してはならず、株主総会の決議により繰越欠損金の補てんと資本金組入にのみ使用できます。

(*2) 資産運用会社は韓国採択国際会計基準を適用する金融投資会社であり、金融投資業規程第3-8条により、韓国採択国際会計基準の貸倒引当金積立額が韓国金融監督院の基準である健全性分類上の貸倒引当金額に満たないため、その差異を貸倒準備金として積み立てています。

(2) 当期末と前期末現在の貸倒準備金の残額は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2020年12月末)	前 期 末 (2019年12月末)
貸倒準備金既存積立額	251,463	236,651
貸倒準備金積立予定額	44,910	14,812
貸倒準備金予定残額	296,373	251,463

(3) 当期と前期の貸倒準備金繰入額及び貸倒準備金反映後の調整利益等は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2020年12月期)	前 期 (2019年12月期)
当期純利益	70,537,277	54,184,421
貸倒準備金積立予定額	(44,910)	(14,812)
貸倒準備金反映後の純利益	70,492,367	54,169,609
反映後の一株当たり純利益	3,772ウォン	2,899ウォン

(4) 当期と前期の利益剰余金の処分(案)は次の通りです。

利益剰余金処分計算書

第23(当)期	2020年1月1日から 2020年12月31日まで	第22(前)期	2019年1月1日から 2019年12月31日まで
処分予定日	2021年3月26日	処分確定日	2020年3月27日

(単位:千ウォン)

科 目	第23(当)期		第22(前)期	
.未処分利益剰余金		70,645,901		54,223,436
1.前期繰越未処分利益剰余金	108,624		39,015	
2.当期純利益	70,537,277		54,184,421	
.利益剰余金処分量		70,544,910		54,114,812
1.任意積立金	70,500,000		54,100,000	
2.貸倒準備金	44,910		14,812	
.次期繰越未処分利益剰余金		100,991		108,624

23. 営業収益

当期と前期の主な営業収益の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2020年12月期)	前 期 (2019年12月期)
手数料収益		
資産管理手数料	64,673,041	58,718,028
ファンド運用報酬	149,169,013	124,882,972
その他手数料	5,220,770	5,304,955
小 計	219,062,824	188,905,955
金融商品評価及び処分利益		
当期損益-公正価値金融資産評価利益	1,028,765	1,994,081
当期損益-公正価値金融資産処分利益	832,576	1,131,408
小 計	1,861,341	3,125,489
利子収益		
現金及び現金性資産の利子収益	55,487	233,751
償却後原価金融資産利子収益	604,652	1,020,675
小 計	660,139	1,254,426
外国為替取引利益		
外国為替差益	206,102	114,129
外貨換算利益	152,743	62,021
小 計	358,845	176,150
配当金収益		
	2,380,480	2,250,718
合 計	224,323,629	195,712,738

24. 営業費用

当期及び前期の主な営業費用の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2020年12月期)	前 期 (2019年12月期)
手数料費用		
投資諮問手数料	2,074,914	1,199,994
運用委託手数料	21,899,057	23,658,270
送金手数料	52,663	12,628
その他手数料	1,814,744	1,539,023
小 計	25,841,378	26,409,915
金融商品評価及び処分損失		
当期損益-公正価値金融資産評価損失	1,231,139	715,559
当期損益-公正金融資産処分損失	1,584,735	28,673
小 計	2,815,874	744,232
利子費用		
顧客預かり金利用料	308,509	733,326
その他金利用料	121,299	99,139
小 計	429,808	832,465
外国為替取引損失		
外国為替差損	164,666	154,563
外貨換算損失	58,195	12,788
小 計	222,861	167,351
その他費用		
	5,574	6,134
合 計	29,315,495	28,160,097

25. 販売費及び一般管理費

当期と前期の販売費及び一般管理費の内容は次の通りです。

(単位:千ウオン)

区 分	当 期(2020年12月期)	前 期(2019年12月期)
販売費		
広告宣伝費	5,190,170	4,822,782
販売付帯費	2,272,191	2,764,265
印刷費	33,896	41,173
合 計	7,496,257	7,628,220
一般管理費		
給与	46,014,401	41,687,651
退職給付	3,493,427	2,743,807
福利厚生費	8,313,465	7,393,041
減価償却費	1,406,638	1,446,512
使用権資産償却費	5,638,853	4,861,918
無形資産償却費	2,620,900	2,792,624
電算運用費	6,753,466	5,652,899
賃借料	3,204,051	2,687,843
支払手数料	1,576,223	1,282,798
接待費	1,245,709	1,283,340
調査研究費	4,139,200	3,915,045
研修費	394,442	761,461
税金及び公課金	2,415,859	2,231,393
旅費交通費	399,207	989,762
保険料	814,692	819,158
用役費	2,954,181	3,224,223
その他	1,300,832	1,311,741
合 計	92,685,546	85,085,216

26. 営業外収益及び営業外費用

当期と前期の営業外収益及び営業外費用の内容は次の通りです。

(単位:千ウオン)

区 分	当 期(2020年12月期)	前 期(2019年12月期)
営業外収益		
従属企業投資処分利益	215,473	39,760
従属企業投資配当収益	2,149,537	-
有形資産処分利益	1,445	12,355
無形資産処分利益	66	51,900
無形資産減損損失戻入	811,921	-
雑収入	10,803	11,950
合 計	3,189,245	115,965
営業外費用		
従属企業投資処分損失	2,150,866	430,056
無形資産減損損失	-	1,103,930
寄付金	281,820	304,370
雑損失	7,988	201,249
合 計	2,440,674	2,039,605

27. 金融資産のカテゴリー別純損益

当期と前期の金融資産のカテゴリー別純損益の内容は次の通りです。(単位:千ウォン)

(1) 当期

区 分		金融商品評価 及び処分損益	利子収益 (費用)	外貨換算損益	配当金収益	合 計
金融 資産	現金性資産	-	55,487	(57,893)	-	(2,406)
	当期損益-公正価値金融資産	(954,533)	-	-	2,380,480	1,425,947
	償却後原価金融資産	-	604,652	-	-	604,652
	小 計	(954,533)	660,139	(57,893)	2,380,480	2,028,193
金融 負債	預かり負債	-	(308,509)	-	-	(308,509)
	その他金融負債	-	(121,299)	152,441	-	31,142
	小 計	-	(429,808)	152,441	-	(277,367)
合 計		(954,533)	230,331	94,548	2,380,480	1,750,826

(2) 前期

区 分		金融商品評価 及び処分損益	利子収益 (費用)	外貨換算損益	配当金収益	合 計
金融 資産	現金性資産	-	233,751	(4,270)	-	229,481
	当期損益-公正価値金融資産	2,381,257	-	-	2,250,718	4,631,975
	償却後原価金融資産	-	1,020,675	-	-	1,020,675
	小 計	2,381,257	1,254,426	(4,270)	2,250,718	5,882,131
金融 負債	預かり負債	-	(733,326)	-	-	(733,326)
	その他金融負債	-	(99,139)	53,503	-	(45,636)
	小 計	-	(832,465)	53,503	-	(778,962)
合 計		2,381,257	421,961	49,233	2,250,718	5,103,169

28. 法人税費用

(1) 当期と前期の法人税費用の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2020年12月期)	前期(2019年12月期)
当期法人税負担額	24,331,568	18,431,641
一時的差異による繰延法人税変動額	525,381	(256,262)
その他包括損益に反映した法人税	180,676	555,765
法人税費用	25,037,625	18,731,144

(2) 当期と前期の法人税費用差引前純利益と法人税費用の関係は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2020年12月期)	前期(2019年12月期)
法人税費用差引前純利益	95,574,902	72,915,565
適用税率による税負担額	22,667,126	17,183,567
調整事項		
非課税収益及び非控除費用	340,491	618,667
未還流所得に対する当期法人税費用	2,357,332	1,842,665
繰延法人税が認識されない一時的差異	-	3,324
その他	(327,324)	(917,079)
法人税費用	25,037,625	18,731,144
有効税率	26.20%	25.69%

(3) 当期と前期の一時的差異及び繰延法人税資産(負債)の増減内訳は次の通りです。

1) 当期(2020年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	累積一時的差異			繰延法人税資産(負債)		
	期首残高	増減	期末残高	期首残高	増減	期末残高
確定給付負債	9,092,464	1,598,584	10,691,048	2,200,376	386,858	2,587,234
社外積立資産	(9,092,464)	(2,261,101)	(11,353,565)	(2,200,376)	(547,187)	(2,747,563)
未払費用	7,191,249	(615,020)	6,576,229	1,740,282	(148,834)	1,591,448
従属企業投資	12,083,143	-	12,083,143	-	-	-
無形資産	1,727,715	(975,363)	752,352	418,107	(236,038)	182,069
その他負債	342,714	535,247	877,961	82,937	129,530	212,467
原状回復引当負債	279,520	13,765	293,285	67,644	3,331	70,975
損失引当金	9,819	(9,819)	-	2,376	(2,376)	-
その他包括損益-公正価値 金融資産評価損益	1,987,595	364,025	2,351,620	480,998	88,094	569,092
当期損益-公正価値金融資産 評価損益	1,430,385	(1,115,394)	314,991	346,153	(269,925)	76,228
使用権資産	(1,629,515)	(5,697,908)	(7,327,423)	(394,343)	(1,378,893)	(1,773,236)
リース債務	1,563,434	5,706,769	7,270,203	378,351	1,381,038	1,759,389
その他	126,342	285,217	411,559	30,575	69,021	99,596
合 計	25,112,401	(2,170,998)	22,941,403	3,153,080	(525,381)	2,627,699

2) 前期(2019年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	累積一時的差異			繰延法人税資産(負債)		
	期首残高	増減	期末残高	期首残高	増減	期末残高
確定給付負債	7,726,394	1,366,070	9,092,464	1,869,787	330,589	2,200,376
社外積立資産	(7,726,394)	(1,366,070)	(9,092,464)	(1,869,787)	(330,589)	(2,200,376)
未払費用	6,440,342	750,907	7,191,249	1,558,564	181,718	1,740,282
従属企業投資	12,069,409	13,734	12,083,143	-	-	-
無形資産	1,922,034	(194,319)	1,727,715	465,132	(47,025)	418,107
その他負債	276,626	66,088	342,714	66,944	15,993	82,937
原状回復引当負債	273,386	6,134	279,520	66,159	1,485	67,644
損失引当金	12,598	(2,779)	9,819	3,049	(673)	2,376
その他包括損益-公正価値 金融資産評価損益	359,850	1,627,745	1,987,595	87,084	393,914	480,998
当期損益-公正価値金融資産 評価損益	2,798,417	(1,368,032)	1,430,385	677,217	(331,064)	346,153
有形資産	(196,632)	196,632	-	(47,585)	47,585	-
使用権資産	-	(1,629,515)	(1,629,515)	-	(394,343)	(394,343)
リース債務	-	1,563,434	1,563,434	-	378,351	378,351
その他	83,699	42,643	126,342	20,254	10,321	30,575
合 計	24,039,729	1,072,672	25,112,401	2,896,818	256,262	3,153,080

繰延法人税資産の将来の実現可能性は、一時的差異が実現する期間に課税所得を創出できる資産運用会社の能力、一般的な経済環境や産業全般の展望など多様な要素を考慮して評価します。同社は、周期的に同事項を検討しています。

(4) 当期末と前期末現在、繰延法人税資産として認識せず差引くべき一時的差異の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2020年12月末)	前 期 末 (2019年12月末)	事 由
従属企業投資	12,083,143	12,083,143	処分しない予定

(5) 当期と前期において資本に直接加減した繰延法人税の内訳は次の通りです。

1) 当期

(単位:千ウォン)

区 分	税引前金額	法人税効果	税引後金額
確定給付負債再測定要素	(382,571)	92,582	(289,989)
その他包括損益-公正価値金 融資産評価損益	(364,024)	88,094	(275,930)
合 計	(746,595)	180,676	(565,919)

2) 前期

(単位:千ウォン)

区 分	税引前金額	法人税効果	税引後金額
確定給付負債再測定要素	(668,803)	161,850	(506,953)
その他包括損益-公正価値金 融資産評価損益	(1,627,745)	393,914	(1,233,831)
合 計	(2,296,548)	555,764	(1,740,784)

29. 特殊関係者

(1) 当期末現在の資産運用会社の特殊関係者の現状は次の通りです。

区 分	特殊関係者の名称
支配企業	サムスン生命保険(株)
従属企業	Samsung Asset Management(Hong Kong)Ltd.、サムスン諮問北京有限公司、Samsung Asset Management (New York), Inc.、Samsung Asset Management (London) Ltd.、Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd.(A Cayman Islands Exempted Company)、Samsung Global SME Private Equity Manager Fund Co., Ltd.(A Cayman Islands Exempted Company)、サムスンアクティブ資産運用株式会社、サムスンヘッジ資産運用株式会社、サムスン코리아超短期優良債券証券子投資信託、サムスン코리아超短期優良債券証券母投資信託、サムスンLeveraged income 専門投資型私募証券信託 2号等
支配企業の従属企業	サムスン生命サービス損害査定、SSI Holding、Park Capital Holding、Thai Samsung Life Insurance Co.,Ltd.、北京サムスンチアップ有限公司、サムスンSRA資産運用(株)、(株)サムスン生命金融サービス保険代理店、サムスncard(株)など
支配企業の関係企業及び共同企業	サムスン証券(株)、A&D信用情報、新空港ハイウェイ、ジュンウンサムスン引受保険有限公司 Porta Nuova Varesine Building 2. S.r.lなど
大規模企業集団系列会社(*)	サムスン電子(株)、サムスンSDS(株)、サムスン火災海上保険(株)、(株)第一企画、サムスン物産(株)など

(*) 独占規制及び公正取引法に基づく大企業集団所属会社です。

(2) 当期と前期における特殊関係者との重要な営業上の取引の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区分	会社名	勘定科目	当期 (2020年12月期)	前期 (2019年12月期)
支配企業	サムスン生命保険(株)	資産管理手数料	45,270,147	42,445,697
		その他収益	141,000	434,496
		賃借料	98,438	71,733
		その他費用	752,871	691,854
従属企業	Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	その他手数料収益	55,437	78,418
		運用委託報酬	7,924,891	9,444,121
	Samsung Asset Management (New York), Inc.	その他手数料収益	5,374	4,508
		運用委託報酬	4,768,643	4,208,175
	Samsung Asset Management (London), Ltd.	その他手数料収益	4,780	5,954
		運用委託報酬	3,212,249	3,507,708
	サムスンアクティブ資産運用株式会社	その他手数料収益	5,156,508	4,534,260
		運用委託報酬	1,689,705	1,851,477
		支払手数料	304,776	285,533
	サムスンヘッジ資産運用株式会社	その他手数料収益	955,493	1,415,415
	サムスンロスチャイルド欧州転換社債証券子投資信託H(*1)	委託報酬	1,133	4,679
	サムスンHクラブトータルリターン専門私募投資信託	委託報酬	284,217	289,332
	サムスン코리아超短期優良債券証券子投資信託	委託報酬	98,752	142,146
		配当収益	859,648	-
	サムスングローバルターゲットインカム60証券者投資信託H	委託報酬	5,134	4,874
	サムスンソリューショングローバルアルファ証券子投資信託H(*1)	委託報酬	79,631	347,324
	サムスンソリューション災害保険連携証券専門私募投資信託1号	委託報酬	27,756	35,553
	サムスンEMPリアルリターン証券子投資信託UH	委託報酬	9,360	2,408
		配当収益	10,733	-
	サムスンコリアクレジットバリュー証券子投資信託1号	委託報酬	11,628	2,939
		配当収益	204,748	-
	サムスンLeveraged income 専門投資型私募証券信託2号	委託報酬	56,840	20,735
		配当収益	1,074,408	-
	サムスンアジアパシフィックリッツ不動産子投資信託H(*1)	委託報酬	10,479	-
	サムスンマルチファクター専門私募投資信託	委託報酬	142,016	-
	サムスンラファエル専門投資型私募証券投資信託4号(*1)	委託報酬	27,922	-
	その他(7社)	委託報酬	2,985	-
支配企業の従属企業	サムスンカード(株)	連結対象受益証券	委託報酬	7,249,905
			その他収益	3,772
			支払手数料	-
			その他費用	12,000
	サムスンSRA資産運用	資産管理手数料	2,494	-
支配企業の関係企業	サムスン証券(株)	その他収益	31,095	29,912
		支払手数料	171,467	129,588
		その他費用	120,000	130,000
大規模企業 グループ系列会社	サムスン電子(株)	賃借料	2,588,044	2,311,486
		その他費用	33,070	298,601
	サムスンSDS(株)	電算運営費	6,146,195	5,032,895
		その他費用	148,580	104,342
	サムスン火災海上保険(株)	固定資産買取等	4,011,698	5,981,148
		資産管理手数料	911,387	779,150
	(株)第一企画	その他費用	1,008,037	989,242
		広告宣伝費	326,212	733,580
	サムスン物産(株)	その他費用	-	4,500
		福利厚生費	110,636	110,554
	その他(9社)	その他費用	1,400	600
その他費用		2,253,020	2,051,439	
固定資産買取等		283,860	51,300	

(*1) 当期中の特殊関係者から除外されており、当金額は、特殊関係者を除く前までの取引内訳です。

(3) 当期末と前期末現在の特殊関係者に対する債権・債務の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区分	会社名	勘定科目	当期 (2020年12月期)	前期 (2019年12月期)
支配企業	サム生命保険(株)	未収収益	10,601,521	10,179,165
		賃借保証金	47,122	38,702
		未払費用	544,730	488,982
従属企業	Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	未収収益	8,178	13,623
		未収金	22,934	15,201
		未払費用	1,722,827	2,330,417
	Samsung Asset Management (New York), Inc.	未収金	3,374	2,508
		未払費用	1,247,256	1,026,523
	Samsung Asset Management (London), Ltd.	未収金	2,780	3,954
		未払費用	710,363	880,225
	サムスンアクティブ資産運用株式会 社	未収金	195,714	193,490
		未収収益	4,565,763	4,014,635
		未払費用	669,434	748,261
	サムスンヘッジ資産運用株式会 社	未収金	83,289	80,826
		未収収益	942,578	1,382,461
	サムスングループグローバル 転換社債証券子投資信託H	未収収益	-	1,018
	サムスンHクラブトータルリターン 専門私募投資信託	未収収益	8,691	8,617
	サムスンコリア超短期優良債券証券 子投資信託	未収収益	5,939	13,422
	サムスングループグローバルター ゲットインカム60証券子投資信託H	未収収益	76	70
	サムスンソリューショングローバル アルファ証券子投資信託H	未収収益	-	24,117
	サムスンソリューション災害保険連 携証券専門私募投資信託1号	未収収益	1,155	3,632
	サムスンEMPリアルリターン証券子 投資信託UH	未収収益	992	808
	サムスンコリアクレジットパリュ ー証券子投資信託1号	未収収益	787	886
	サムスンアジアパシフィックリツ 不動産子投資信託H	未収収益	-	543
サムスンマルチファクター専門私 募投資信託	未収収益	2,303	1,644	
サムスンLeveraged income専門投 資型私募証券信託2号	未収収益	1,239	1,220	
その他(7社)	未収収益	913	-	
支配企業の 従属企業	連結対象受益証券	未収収益	1,708,538	1,462,580
	サムスカード(株)	未払収益	2,526	2,754
		未払費用	88,226	53,453
サムスンSRA資産運用	未払収益	2,032	-	
支配企業の 関係企業	サムスン証券(株)	未払費用	144,815	99,474
大規模企業 集団系列会 社	サムスン電子(株)	賃借保証金	4,273,652	4,048,383
		未払費用	31,884	24,253
	サムスンSDS(株)	未払費用	300,979	2,716
		未支払い	8,084	258,363
	サムスン火災海上保険(株)	未収収益	258,834	204,425
		未払費用	460,590	391,836
	(株)第一企画	未払費用	991,140	177,898
	サムスン物産(株)	無形資産	1,380,000	1,380,000
	その他(9社)	その他債権	254,029	251,901
		その他債務	230,794	115,924

(4) 当期と前期の特殊関係者との資金取引は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	会 社 名	取 引 内 用	当 期 (2020年12月期)	前 期 (2019年12月期)
従属企業	サムスングローバルオールアセット証券H	買戻	-	1,041,589
	サムスンHクラブニュートラルアルファ専門投資信託	清算	-	9,569,944
	サムスンLeveraged income専門投資型私募証券投資信託2号	買戻	-	10,012,675
	Samsung Global SME Private Equity Manager Fund Co., Ltd.(A Cayman Islands Exempted Company)	現金出資	-	(11,948,976)
	サムスンコリア超短期優良債券証券子投資信託	現金出資	-	(2,500,000)
	サムスンEMPリアルリターン証券子投資信託UH	現金出資	-	(1,107,120)
	サムスンコリアクレジットバリュー証券子投資信託1号	現金出資	-	(10,027,900)
	サムスンLeveraged income専門投資型私募証券投資信託2号	現金出資	-	(41,011,067)
	サムスン見えるELF証券投資信託1号	現金出資	-	(492,276)
	サムスンアジアパシフィックリッツ不動産子投資信託H	現金出資	-	(1,107,073)
	サムスンマルチファクター専門私募投資信託	現金出資	-	(9,999,000)
	サムスンアジアパシフィックリッツ不動産子投資信託H	買戻	636,102	-
	サムスンソリューショングローバルアルファ証券子投資信託H	買戻	13,463,507	-
	サムスンロスチャイルドヨーロッパ転換社債証券子投資信託H	買戻	1,948,560	-
	サムスン見えるELF証券投資信託4号	清算	514,491	-
	サムスン見えるELF証券投資信託1号	清算	523,758	-
	サムスン見えるELF証券投資信託2号	現金出資	(500,000)	-
	サムスン見えるELF証券投資信託3号	現金出資	(500,000)	-
	サムスン見えるELF証券投資信託4号	現金出資	(500,000)	-
	サムスン見えるELF証券投資信託5号	現金出資	(300,000)	-
	サムスン ETF TDF証券投資信託	現金出資	(3,000,000)	-
	サムスンラファエル専門投資型私募証券投資信託4号	現金出資	(30,000,000)	-
サムスンESGバリュー債権証券投資信託1号	現金出資	(20,000,000)	-	

(5) 当期末と前期末の特殊関係者に対するリース関連資産・債務の内訳は次の通りです。(単位:千ウォン)

1) 当期末

区 分	会 社 名	使用権資産	リース債務
支配企業の従属企業	サムスンカード(株)	81,602	(82,104)
大規模企業集団系列会社	サムスン電子(株)	7,233,454	(7,175,640)
合 計		7,315,056	(7,257,744)

2) 前期末

区 分	会 社 名	使用権資産	リース債務
支配企業の従属企業	サムスンカード(株)	44,607	(44,944)
大規模企業集団系列会社	サムスン電子(株)	1,584,908	(1,518,490)
合 計		1,629,515	(1,563,434)

(6) 当期と前期の特殊関係者に対するリース債務償還内訳は次の通りです。(単位:千ウォン)

区 分	会 社 名	当 期	前 期
支配企業の従属企業	サムスンカード(株)	(203,545)	(177,565)
大規模企業集団系列会社	サムスン電子(株)	(5,388,532)	(4,549,398)
合 計		(5,592,077)	(4,726,963)

(7) 当期と前期の主要経営陣への報酬の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2020年12月期)	前期(2019年12月期)
短期給付	1,563,892	1,315,570
長期給付	879,200	700,000
退職給付	130,303	98,598
合 計	2,573,395	2,114,168

(8) 当期末現在の資産運用会社は、支配企業のサムスン生命保険(株)とサムスン生命保険(株)信託勘定に確定給付型退職年金を加入しています(注記18を参照)。

30. 一株当たり純利益

当期と前期の一株当たり純利益の計算内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2020年12月期)	前期(2019年12月期)
当期純利益	70,537,277	54,184,421
加重平均普通流通株式数	18,686,000株	18,686,000株
一株当たり純利益	3,775 ウォン	2,900 ウォン

31. リスク管理

(1) リスク管理方針

資産運用会社は、固有財産の運営に関連して市場リスク、信用リスク、流動性リスク、運営リスク及び法律リスクのような多様なリスクにさらされています。資産運用会社のリスク管理は、同社の財務的健全性を保つために、安全性と収益性を考慮し許容可能な水準にまでリスクを減少させたり除去及び回避することを目的としています。

資産運用会社は会社全体としてのリスク管理方針と手順を策定して運営しており、同社のリスク管理部署がリスク管理の総括責任を担っています。リスク管理部署は、リスク管理委員会で承認されたリスク管理方針及び手順に従って、金融投資会社として固有財産及び投資信託財産全般に発生しうるリスクを監視し管理する役割を担っています。周期的に金融リスクの性格と程度を分析した内部リスク報告書をリスク管理委員会に提出しています。

資産運用会社のリスク管理委員会は、全般的なリスクを管理統制するための戦略を樹立し、リスクヘッジ手段及び手順を定めてリスク管理の効果を事後評価しています。

資産運用会社の監査担当部署では、固有財産の運用に関連する現物及び帳簿を点検確認しています。

(2) 信用リスク

資産運用会社は信用リスクを管理するために、発行元及び取引相手の信用レベルが一定水準以上の金融機関と取引しており、新規取引先と取引する際は、公開されている財務情報と格付機関が提供している情報などを用いて、取引先の信用度を評価しこれを根拠に投資可否を決定しています。また同一人に対する投資限度を設定し運営しています。資産運用会社は周期的に取引相手の信用度を再評価し、取引限度を見直しています。

1) 信用リスクの最大エクスポージャー

(単位:千ウォン)

区 分	勘定科目	当期末 (2020年12月)	前期末 (2019年12月)
現金及び現金性資産		10,417,835	6,616,103
貸付金及び受取債権	預置金	19,678,155	117,742,406
	貸付金	6,789,296	6,085,063
	未収収益	52,009,105	43,789,189
	未収金	476,158	418,310
	保証金	5,075,684	4,100,384
	小計	84,028,398	172,135,352
合 計		94,446,233	178,751,455

2) 金融資産の種類別信用健全性

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2020年12月)	前期末 (2019年12月)
延滞も減損もしていない金融資産	94,446,233	178,751,455
延滞したが減損していない金融資産	-	-
減損した金融資産	437,774	437,774
合 計	94,884,007	179,189,229

3) 減損した金融資産の年齢分析

当期末(2020年12月)

(単位:千ウォン)

区 分	1年未満	1年以上	合 計
貸付金	-	42,922	42,922
未収金	-	394,852	394,852
合 計	-	437,774	437,774

前期末(2019年12月)

(単位:千ウォン)

区 分	1年未満	1年以上	合 計
貸付金	-	42,922	42,922
未収金	-	394,852	394,852
合 計	-	437,774	437,774

4) 延滞も減損もない償却後原価金融資産の信用健全性

当期末(2020年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	正 常	要注意	固 定	回収疑問	推定損失	合 計
預置金	19,678,155	-	-	-	-	19,678,155
貸付金	6,789,296	-	-	-	-	6,789,296
未収収益	52,009,105	-	-	-	-	52,009,105
未収金	476,158	-	-	-	-	476,158
保証金	5,075,684	-	-	-	-	5,075,684
合 計	84,028,398	-	-	-	-	84,028,398

前期末(2019年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	正 常	要注意	固 定	回収疑問	推定損失	合 計
預置金	117,742,406	-	-	-	-	117,742,406
貸付金	6,085,063	-	-	-	-	6,085,063
未収収益	43,789,189	-	-	-	-	43,789,189
未収金	418,310	-	-	-	-	418,310
保証金	4,100,384	-	-	-	-	4,100,384
合 計	172,135,352	-	-	-	-	172,135,352

(3) 流動性リスク

資産運用会社は流動性リスクを管理するため、可用現金限度を保ち投資満期に制限を設定しています。

当期末と前期末現在の流動性リスク開示対象の残存契約満期による流動性リスクは次の通りです。

1) 当期末(2020年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	1ヶ月以内	1ヶ月超～ 3ヶ月以内	3ヶ月超～ 6ヶ月以内	6ヶ月超～ 1年以内	1年 超～ 5年以内	合 計
預かり負債	19,677,141	-	-	-	-	19,677,141
その他金融負債						
リース債務	476,123	943,065	1,384,923	2,739,812	1,818,668	7,362,591
その他	22,607,113	547,438	3,759,223	-	3,019,131	29,932,905
小 計	23,083,236	1,490,503	5,144,146	2,739,812	4,837,799	37,295,496
合 計	42,760,377	1,490,503	5,144,146	2,739,812	4,837,799	56,972,637

2) 前期末(2019年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	1ヶ月以内	1ヶ月超～ 3ヶ月以内	3ヶ月超～ 6ヶ月以内	6ヶ月超～ 1年以内	1年 超～ 5年以内	合 計
預かり負債	117,742,406	-	-	-	-	117,742,406
その他金融負債						
リース債務	395,119	773,946	390,202	7,512	5,000	1,571,779
その他	7,742	7,604,777	18,714,578	-	-	26,327,097
小 計	402,861	8,378,723	19,104,780	7,512	5,000	27,898,876
合 計	118,145,267	8,378,723	19,104,780	7,512	5,000	145,641,282

(4) 市場リスク

1) 利子率リスク

資産運用会社は借入金がなく、固有財産の運用はMMF、収益証券等に投資しており、同社の収益及び営業キャッシュフローの市場利子率リスクは極めて制限的です。

2) 為替リスク

資産運用会社は海外諮問収入手数料、海外諮問支払手数料及び賃借保証金と関連して、USD、EUR、JPY、HKDの為替変動リスクにさらされています。

当期末と前期末現在の外貨建ての貨幣性資産及び負債の帳簿価額は次の通りです。

(ウォン貨単位:千ウォン)

通貨	当期末(2020年12月末)					前期末(2019年12月末)				
	為替レート	資 産		負 債		為替レート	資 産		負 債	
		外貨金額	ウォン金額	外貨金額	ウォン金額		外貨金額	ウォン金額	外貨金額	ウォン金額
USD	1,088.0	1,700,079	1,849,686	2,246,042	2,443,694	1,157.8	864,661	1,001,104	2,550,788	2,953,302
EUR	1,338.2	552,107	738,852	548,324	733,789	1,297.4	620,001	804,408	881,289	1,143,411
JPY	10.5	-	-	7,344,230	77,427	10.6	-	-	21,187,409	225,322
HKD	140.4	-	-	9,319,801	1,308,034	148.7	-	-	15,909,570	2,365,116
合計			2,588,538		4,562,944			1,805,512		6,687,151

当期と前期現在の各外貨に対する資産運用会社の機能通貨(ウォン)のレートが5%変動した場合、為替変動が法人税費用差引前純利益に及ぼす影響は次の通りです。

(単位：千ウォン)

通貨	当期(2020年12月期)				前期(2019年12月期)			
	5%上昇時		5%下落時		5%上昇時		5%下落時	
	損益	資本	損益	資本	損益	資本	損益	資本
USD	(29,700)	(29,700)	29,700	29,700	(97,610)	(97,610)	97,610	97,610
EUR	253	253	(253)	(253)	(16,950)	(16,950)	16,950	16,950
JPY	(3,871)	(3,871)	3,871	3,871	(11,266)	(11,266)	11,266	11,266
HKD	(65,402)	(65,402)	65,402	65,402	(118,256)	(118,256)	118,256	118,256
合計	(98,720)	(98,720)	98,720	98,720	(244,082)	(244,082)	244,082	244,082

(5) 資本リスク管理

資産運用会社の資本管理の主な目的は、株主価値の最大化と継続企業として事業を営むための競争力ある格付を保つことです。また、外部的に賦課された資本維持要件を満たすために、資本管理を積極的に行っています。

資産運用会社は、資本構造を管理しており、市況の変化や営業活動に関するリスクの性格の変化に応じて資本構造を調整しています。同社は株主に支払う配当額の調整や有償増資又は減資を通じて、資本構造を維持又は調整することがあります。また、資本市場と金融投資業に関する法律とその下位規程に基づき、自己資本が最低営業資本額以上を保つようにしています。

32. 金融商品の公正価値開示

(1) 資産運用会社は財務書類上に公正価値で測定される金融商品について、公正価値測定に使用された投入変数により公正価値の次のように分類しました。

- (レベル1)同一の資産や負債に対する活性市場の(調整されていない)開示価格
- (レベル2)直接的(例:価額)又は間接的(例:価額から導出)に観測可能な、資産や負債に対する投入変数。ただし、水準1の公示価格は除く
- (レベル3)観測可能な市場資料に基づかない、資産や負債に対する投入変数(観測可能ではない投入変数)

次の表は当初認識後、公正価値として測定される金融商品を、公正価値が市場において観測可能に応じてレベル1から3と分類して分析したものです。

1) 当期末

(単位:千ウォン)

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金融資産				
当期損益-公正価値金融資産	25,813,733	182,855,665	11,193,094	219,862,492
その他包括損益-公正価値金融資産	-	-	1,246,880	1,246,880
合 計	25,813,733	182,855,665	12,439,974	221,109,372

2) 前期末

(単位:千ウォン)

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金融資産				
当期損益-公正価値金融資産	45,676,770	119,844,736	300,000	165,821,506
その他包括損益-公正価値金融資産	-	-	1,610,905	1,610,905
合 計	45,676,770	119,844,736	1,910,905	167,432,411

経営陣は、財務書類上の償却後原価で測定される金融資産と金融負債の帳簿価額は、公正価値とほぼ等しいと判断しています。

(2) 当期末及び前期末現在、レベル2と3に分類される金融商品の公正価値測定値に使用された価値評価法と投入変数に対する説明です。

1) 当期末

(単位:千ウォン)

区 分	レベル	公正価値	価値評価法	投入変数	レベル3投入変数 (%)
金融資産					
当期損益-公正価値金融資産					
債務商品	2	182,855,665	純資産価値法	組入資産の公正価値	-
	3	11,193,094	純資産価値法	組入資産の公正価値	-
その他包括損益-公正価値金融資産					
持分商品	3	1,246,880	純資産価値法	組入資産の公正価値	-

2) 前期末

(単位：千ウォン)

区 分	レベル	公正価値	価値評価法	投入変数	レベル3投入変数 (%)
金融資産					
当期損益-公正価値金融 資産					
債務商品	2	119,844,736	純資産価値法	組入資産の公正価値	-
	3	300,000	純資産価値法	組入資産の公正価値	-
その他包括損益-公正価 値金融資産					
持分商品	3	1,610,905	キャッシュフロー 割引モデル	成長率	1.00
				割引率	5.07

(3) 反復的な公正価値測定値のレベル間の移動

資産運用会社は公正価値レベル間の移動を報告期間の期首に認識します。各公正価値レベル間の移動内訳は次の通りです。

1) 反復的な測定値のレベル1とレベル2の間の移動内訳はありません。

2) 反復的な測定値のレベル3の変動内訳は次の通りです。

区 分	当 期		前 期	
	当期損益- 公正価値金融資産	その他包括損益- 公正価値金融資産	当期損益- 公正価値金融資産	その他包括損益- 公正価値金融資産
期首	300,000	1,610,905	300,000	3,238,650
包括損益	(21,736)	(364,025)	-	(1,627,745)
当期損益認識額	(21,736)	-	-	-
その他包括損益額	-	(364,025)	-	(1,627,745)
購入額	262,838	-	-	-
売却額	(416,540)	-	-	-
レベル3への移動(*)	11,068,532	-	-	-
期末	11,193,094	1,246,880	300,000	1,610,905

(*)組入資産の公正価値がレベル3に分類されて変更されました。

(4) レベル3に分類された公正価値測定値の価値評価プロセス

資産運用会社の金融商品関連部署と財務部署が財務報告目的の公正価値測定を担当しており、これらの公正価値の測定値は、レベル3に分類される公正価値測定値が含まれています。公正価値測定を担当する部署は、毎四半期報告書の日程に合わせて公正価値の評価プロセスとその結果について経営支援役員を含む経営陣に報告しています。

(5) レベル3に分類された反復的な公正価値測定値の敏感度分析

金融商品の敏感度分析は統計的手法を用いた観測不可能な投入変数の変動による金融商品の価値変動に基づいて有利な変動と不利な変動に区分して行われます。敏感度分析対象のレベル3に分類される金融商品は該当公正価値変動が当期損益として認識される債務商品とその他包括損益として認識される持分商品があります。

当期と前期のレベル3の公正価値測定に関連する投入変数の有意的であるものの、観測できない投入変数の変動が当期損益及びその他の包括損益に及ぼす影響は次の通りです。（単位:千ウォン）

1) 当期

区 分	当期損益		その他包括損益	
	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動
金融資産(*)				
当期損益-公正価値金融資産	111,931	(111,931)	-	-
その他包括損益-公正価値金融資産	-	-	12,469	(12,469)

(*)主な観測不可能な投入変数である組入資産の公正価値(-1%~1%)を増加又は減少させることによって公正価値変動を算出しています。

2) 前期

区 分	その他包括損益	
	有利な変動	不利な変動
金融資産(*)		
その他包括損益-公正価値金融資産	328,055	(256,270)

(*)主な観測不可能な投入変数である組入資産の割引率(-0.5%~0.5%)を増加又は減少させることによって公正価値変動を算出しています。

33. 事業セグメント

(1) 資産運用会社の企業会計基準書1108号「事業セグメント」による報告部門は単一部門であるため、部門の資産・負債及び収益・費用は表示していません。

(2) 主要顧客に関する情報

当期営業収益には、資産運用会社の最大顧客であるサムスン生命保険(株)からの手数料収益45,270,147千ウォン(前期:42,445,697千ウォン)が含まれており、上記会社以外に当期と前期に営業収益の10%以上を占める単一の他の顧客はいません。

34. キャッシュフロー

(1) 当期と前期の現金流・出入のない主な取引は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期	前 期
従属企業投資から当期損益-公正価値金融資産へ振替	30,310,856	-
当期損益-公正価値金融資産から従属企業投資へ振替	417,966	1,323,892
有形資産の取得関連未来金の変動	307,153	-
無形資産の取得関連未来金の変動	60,000	-
建設中の資産の本勘定振替	2,687,337	1,662,098
確定給付負債の再測定要素の変動	(289,989)	(506,953)
その他包括損益-公正価値金融資産評価損益の変動	(275,930)	(1,233,831)
使用権資産の増加	11,336,761	167,499

(2) 当期と前期の財務活動で生じる負債の変動は次の通りです。(単位：千ウォン)

区 分	当 期	前 期
	リース債務	リース債務
期首	1,563,434	-
キャッシュフロー	(5,601,077)	(4,726,963)
その他変動	11,307,846	6,290,397
期末	7,270,203	1,563,434

35. 営業環境の重要な不確実性

2020年初頭「コロナウイルス感染症-19(以下、「コロナ19」)」の拡散の懸念により、韓国を含む全世界は厳しい経済状況及び事態の長期化に対する不確実性に直面しています。

資産運用会社はコロナ19の流行が資産運用会社の営業及び財務状態に及ぼす不確実性について積極的にモニタリングしています。

しかし、上記に述べた全般的な状況が、資産運用会社の財務状態に及ぼす究極的な影響は現在では推定できず、財務書類はこれによる影響が反映されていません。

4【利害関係人との取引制限】

韓国の法令により、資産運用会社は間接投資財産を運用するにあたり、資産運用会社の役員・従業員及びその配偶者、資産運用会社の系列会社及び系列会社の役員・従業員及びその配偶者、資産運用会社の筆頭株主、主要株主及びその配偶者等の特別利害関係人と取引行為をすることはできません。但し、間接投資機構と利害の相反するおそれのない取引で、次のいずれかに該当する取引はこの限りではありません。

契約締結日から利害関係人ではない状態が6月以上続いた場合、その契約に伴う取引

韓国有価証券市場など不特定多数人が参加する公開市場を通じた取引

一般的な取引条件に照らして間接投資機構に有利な取引

その他大統領令に定める取引

5【その他】

(1) 定款の変更等

資産運用会社の定款の変更又は解散に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡又は事業譲受

監督当局の事前承認を条件として、資産運用会社は、韓国的一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他の韓国の会社に、その業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

資産運用会社及び本ファンドに重要な影響を与え又は与えることが予想される事実はありません。

資産運用会社の会計年度は12月末日に終了する1年です。

資産運用会社の存続期間は無制限です。但し、株主総会の決議によりいつでも解散することもできます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) HSBCソウル支店(「受託会社」)(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, Seoul Branch)

(イ) 資本金の額

2020年12月31日現在、6,170億ウォン(598億円)

(ロ) 事業の内容

銀行業

(2) 韓国預託決済院(「一般事務管理会社」)(Korea Securities Depository(KSD))

(イ) 資本金の額

2020年12月31日現在、525億ウォン(51億円)

(ロ) 事業の内容

投資会社の運用に係る事務(設立・登録及び清算に係る業務を含みます。)

投資会社の株式発行及び名義書換に係る業務

投資信託及び投資会社の計算に係る事務(保有資産の評価及び純資産額の計算)

理事会又は株主総会の招集及び運用に係る事務

法令又は定款による通知及び公告

投資限度超過等の投資制限を違反する状況に対するコンプライアンス点検

その他投資会社から委託を受けた事務

(3) 未来アセット大宇株式会社(「指定参加者」)(Mirae Asset Daewoo Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2020年12月31日現在、41,020億ウォン(3,979億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(4) DB金融投資株式会社(「指定参加者」)(DB Financial Investment Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2020年12月31日現在、2,122億ウォン(206億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(5) ユアンタ証券株式会社(「指定参加者」)(Yuanta Securities Korea., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2020年12月31日現在、10,624億ウォン(1,031億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

- (6) メリッツ総合金融証券株式会社(「指定参加者」)(Meritz Securities Co., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、7,175億ウォン(696億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (7) サムスン証券株式会社(「指定参加者」)(Samsung Securities Co., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、4,585億ウォン(445億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (8) シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社ソウル支店(「指定参加者」)(Citigroup Global Markets Korea Securities Limited)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、500億ウォン(49億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (9) 新韓金融投資株式会社(「指定参加者」)(Shinhan Investment Corp.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、17,870億ウォン(1,733億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (10) ユジン投資証券株式会社(「指定参加者」)(Eugene Securities Co., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、5,376億ウォン(521億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (11) 韓国投資証券株式会社(「指定参加者」)(Korea Investment & Securities Co., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、1,756億ウォン(170億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業

- (12) SK証券株式会社(「指定参加者」)(SK Securities CO., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、2,383億ウォン(231億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (13) ハイ投資証券株式会社(「指定参加者」)(HI Investment & Securities Co., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、2,007億ウォン(195億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (14) 大信証券株式会社(「指定参加者」)(Daishin Securities Co., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、4,349億ウォン(422億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (15) KB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KB Investment & Securities Co., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、14,931億ウォン(1,448億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (16) KTB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KTB Investment & Securities Co., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、3,530億ウォン(342億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (17) NH投資証券株式会社(「指定参加者」)(NH Investment & Securities Co., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、15,313億ウォン(1,485億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業
- (18) キウム証券株式会社(「指定参加者」)(Kiwoom Securities Co., Ltd.)
- (イ) 資本金の額
2020年12月31日現在、1,269億ウォン(123億円)
 - (ロ) 事業の内容
証券業

2【関係業務の概要】

- (1) HSBCソウル支店(「受託会社」)(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, Seoul Branch)
投資信託財産の保管及び管理、資産運用会社の投資信託財産の運用指示による資産の取得及び処分 of 履行、解約金及び利益金の支払、資産運用会社の投資信託財産の運用指示に対する監視業務、投資信託財産の評価の公正性及び基準価格算定の適正性の確認等を遂行します。
- (2) 韓国預託決済院(「一般事務管理会社」)(Korea Securities Depository(KSD))
金融委員会が決めた会計基準によって、正確かつ公正に基準価格を算定し、間接投資財産に関する毎分期の営業報告書を金融委員会及び金融投資協会に提出します。
- (3) 未来アセット大宇株式会社(「指定参加者」)(Mirae Asset Daewoo Co., Ltd.)
本ファンドの設定・追加設定を資産運用会社に要請する業務、及び本ファンドの解約・一部解約を資産運用会社に要請する業務、並びに投資者からの払込金等を設定単位に相当する資産に変更するための証券の売買又は委託売買業務等を遂行します。また、これら業務を通じて本ファンドの受益証券が韓国取引所で円滑に取引されるようにし、その価格が本ファンドの受益証券の1口当たり純資産価額に収斂するようにします。
- (4) DB金融投資株式会社(「指定参加者」)(DB Financial Investment Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (5) ユアンタ証券株式会社(「指定参加者」)(Yuanta Securities Korea Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (6) メリッツ総合金融証券株式会社(「指定参加者」)(Meritz Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (7) サムスン証券株式会社(「指定参加者」)(Samsung Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (8) シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社ソウル支店(「指定参加者」)(Citigroup Global Markets Korea Securities Limited)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (9) 新韓金融投資株式会社(「指定参加者」)(Shinhan Investment Corp.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。

- (10) ユジン投資証券株式会社(「指定参加者」)(Eugene Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (11) 韓国投資証券株式会社(「指定参加者」)(Korea Investment & Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (12) SK証券株式会社(「指定参加者」)(SK Securities CO., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (13) ハイ投資証券株式会社(「指定参加者」)(HI Investment & Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (14) 大信証券株式会社(「指定参加者」)(Daishin Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (15) KB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KB Investment & Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (16) KTB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KTB Investment & Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (17) NH投資証券株式会社(「指定参加者」)(NH Investment & Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (18) キウム証券株式会社(「指定参加者」)(Kiwoom Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。

3【資本関係】

サムスン生命保険株式会社は、資産運用会社の株式の100.00%を保有しています。資産運用会社とその他の会社との間には、資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

序説

韓国の資産運用業は、集合投資を事業とし、2人以上に投資勧誘を行い、投資者より資金等を集め、集合投資機構を通じて証券、不動産、特別資産、派生商品等の金融投資商品に投資を行い、その成果を投資者に配分することを目的とする産業をいいます。投資者側からみると、集合投資機構への投資は自己の資金が他の投資者の資金とともに集められ(Pooling)、第三者により運用されるものです。それゆえ、多数の投資者が存在するという共同性及び受動性という性質をもちます。

韓国の資本市場法は、2007年7月に国会で議決され、2009年2月4日から施行されました。資本市場法は、資本市場に係る金融産業の競争及び革新を促し、資本市場における投資者保護制度を先進化させる目的で、制定されました。資本市場法は、これまで資本市場を規律していた15の法律のうち、証券取引法、先物取引法、間接投資資産運用業法、信託業法、総合金融会社に関する法律、韓国証券先物取引所法の6つの法律を統合し、残りの9つの法律は、関連規定を一括整備するなど、資本市場関連法令・規制を改革したものです。

資本市場法の主な特徴は、金融投資商品概念の包括的な規定、経済的実質による金融投資業の機能別規律、金融投資会社の業務範囲の拡大、強化された投資勧誘規制の導入等による投資者保護制度の先進化等です。

(注) 「第3 投資信託制度の概要」において引用される法令は、別段の記載のない限り、韓国における法令を意味します。

資産運用会社に対する規制

(イ) 資産運用会社の最低資本金

全ての集合投資機構(混合ファンド含む。)を運用する場合は80億ウォン、証券集合投資機構及びMMFのみを運用する場合は40億ウォン、不動産又は特別資産集合投資機構のみを運用する場合は20億ウォンと定められています。

(ロ) 証券運用専門担当者に関する要件

金融投資業規定においては、運用する集合投資機構の種類により資産運用会社が必要とする専門担当者の種類及び最低保有人数について規定しています。全ての集合投資機構(混合ファンドを含む。)を運用するためには、証券運用専門担当者が5名、不動産運用専門担当者が3名必要であり、証券集合投資機構及びMMFのみを運用する場合は、証券運用専門担当者が4名必要です。不動産集合投資機構のみを運用する場合、証券運用専門担当者が2名、不動産運用専門担当者が3名必要であり、特別資産集合投資機構のみを運用する場合は、証券運用専門担当者3名を確保するよう定められています。

証券運用専門担当者は、 集合投資資産運用士試験に合格した者、 資本市場法施行令第10条2項第1号より第8号までの金融機関、 資本市場法による金融投資業関係機関、 資本市場法による検査対象機関、 韓国投資公社法による韓国投資公社、 郵便局預金・保険に関する法律による通信官署、 法律による共済事業を営む法人、「国際金融機構への加入措置に関する法律」第2条第1項各号の国際金融機関、 国際金融機構への加入措置に関する法律第2条第1項各号の国際金融機構、 国家財政法第8条第1項による基金管理主体が同法第77条第1項により設置した資産運用を専担する部署又は同法別表2による基金設置根拠法に基づき、 基金の管理・運用を委託された年金管理公団等及びこれに準ずる業務を営む外国の機関や会社で集合投資財産、 投資一任財産、 国家財政法による基金、 固有財産(資産総額2兆ウォン以上の同法第10条第2項第1号より第8号までの金融機関及びこれに準ずる業務を営む外国金融機関の固有財産又は金融投資商品に対する投資運用担当者別の運用規模が1,000億ウォン以上の固有財産に限る)を金融投資商品で運用する業務に2年以上従事した経歴がある者、 経営参加型私募集合投資機構の集合投資財産を金融投資商品に運用する業務に3年以上従事して協会が定める証券運用関連の教育を履修した者をいいます。

不動産運用専門担当者は、 鑑定評価士として鑑定評価分野又は不動産関連分野に5年以上従事した経歴がある者、 不動産関連分野の修士課程修了以上の資格保有者、 又は金融委員会が不動産の運用に関連する業務に関連すると認める専門教育課程を履修した者で不動産の取得・管理・開発又は諮問等、 不動産の運用に関連する業務(以下「不動産運用業務」という。)に年以上従事した経歴がある者、 不動産投資会社法に基づく不動産投資会社・不動産投資諮問会社・資産管理会社、 不動産信託会社、 資本市場法施行令第10条第2項第1号より第8号までの金融機関、 その他金融委員会が認める不動産関係会社又は機関等において不動産運用業務に3年以上従事した経歴がある者、 証券運用専門担当者として協会(韓国金融投資協会)が定める不動産運用業務関連教育を履修した者をいいます。

(八) 資産運用会社の不健全な営業行為の禁止

資本市場法は、 資産運用会社が法に定める不健全な営業行為を行えないよう規定していますが、 こうした制限は、 投資者保護及び健全な取引秩序を維持するためのものです。 即ち、 集合投資財産を運用するにあたり、 金融投資商品、 その他の投資対象資産の価格に重大な影響を及ぼしうる売買の意思を決定した後、 これを実行する前にその金融投資商品、 その他の投資対象資産を資産運用会社が自己の計算で売買する行為、 又は第三者に売買を勧誘する行為、 自己又は資本市場法施行令で定める関係引受人(以下「関係引受人」という。)が引き受けた証券を集合投資財産として買取る行為、 自己又は関係引受人が資本市場法施行令で定める引受業務を担当した法人の特定証券等(資本市場法第172条第1項の特定証券等をいい、 以下同じ。)について、 人為的な相場(資本市場法第176条第2項第1号の相場をいう。)を形成するために集合投資財産でその特定証券等を売買する行為、 特定集合投資機構の利益を害しながら、 自己又は第三者の利益を図る行為、 特定集合投資財産を資産運用会社の固有財産又はその資産運用会社が運用する他の集合投資財産、 投資一任財産(投資者から投資判断の一任を受け、 運用する財産をいい、 以下同じ。)又は信託財産と取引する行為、 第三者との契約又は談合等により、 集合投資財産で特定財産に投資する行為、 投資運用担当者でない者に対して集合投資財産を運用させる行為、 その他投資者保護又は健全な取引秩序を害する恐れがある行為として資本市場法施行令で定める行為(資本市場法施行令第87条第4項)がそのような行為にあたります。

集合投資資産の運用に関する行為規制

(イ) 集合投資資産運用関連規制

() 資本市場法における投資対象

韓国の金融商品は、銀行の預金のような貯蓄商品、災害又は各種事故発生時に経済的損失を補償する保険商品、そして金融投資商品等に区分されるようになりました。集合投資機構が投資する「金融投資商品」とは、利益を得る目的又は損失を回避する目的で、現在又は将来の特定時点で金銭、その他の財産的価値のあるもの(以下「金銭等」という。)を支払うことを約定することで取得する権利であり、その権利を取得するために支払った金銭等、又は支払わなければならない金銭等の総額(販売手数料等、資本市場法施行令で定める金額を除く。)がその権利により回収できた、又は回収できる金銭等の総額(解約手数料等、資本市場法施行令で定める金額を含む。)を超えるリスク(以下「投資性」という。)があるものをいいます。

従って、元本損失の可能性がある金融商品であれば、原則的に金融投資商品に該当し、資本市場法が包括する金融投資商品の範囲が大幅に拡大されました。但し、ウォン建て譲渡性預金証書及び受託者に信託財産の処分権限(韓国信託法第42条及び第43条による処分権限を除く。)が付与されていない信託の受益権に該当するものを除きます。

() 集合投資機構別の資産運用対象

資本市場法では集合投資機構の区分を、主要投資対象資産(集合投資機構資産の50%を超える投資資産)を基準に証券集合投資機構、不動産集合投資機構、特別資産集合投資機構、短期金融集合投資機構、混合資産集合投資機構等に分類しており、短期金融集合投資機構を除く全ての集合投資機構は、多様な投資対象の運用ができます。

証券集合投資機構は、集合投資資産の100分の50を超えて証券(資本市場法施行令で定める証券を除き、資本市場法施行令で定める証券以外の証券を基礎資産とする派生証券を含む。)に投資する集合投資機構であり、不動産集合投資機構、特別資産集合投資機構に該当しない集合投資機構をいいます。

不動産集合投資機構は、集合投資資産の100分の50を超えて不動産(不動産を基礎資産とする派生商品、不動産開発に係る法人に対する貸出、その他資本市場法施行令で定める方法で不動産、及び資本市場法施行令で定める不動産に係る証券に投資する場合を含む。)に投資する集合投資機構をいいます。

特別資産集合投資機構は、集合投資資産の100分の50を超えて特別資産(証券及び不動産を除く投資対象資産をいう。)に投資する集合投資機構をいいます。

混合資産集合投資機構は、集合投資資産の運用関連証券、不動産、特別資産の最低投資比率の適用を受けない集合投資機構で、主な投資対象及び最低投資限度等について別途法令上の制限がないため、どのような資産であれ投資比率の制限なく投資が可能であるというメリットがあります。

短期金融集合投資機構は、集合投資資産の全部を資本市場法施行令に定める短期金融商品に投資する集合投資機構で、資本市場法施行令に定める方法で運用される集合投資機構です。

() 集合投資資産運用の指示及び実行

資産運用会社は、投資信託財産の運用において、その投資信託財産を保管・管理する信託業者に対して、その指示内容が電算システムにより客観的かつ正確に管理できる方法で、投資信託別に投資信託対象資産の取得・処分について必要な指示を行わなくてはならず、その信託業者は資産運用会社の指示に従って投資対象資産の取得・処分等を行わなければなりません。

() 資産運用会社の資産運用上の制限

A. 証券の場合

投資対象資産が証券の場合、各集合投資機構の資産総額の100分の10を超えて同一銘柄に投資する行為、各資産運用会社が運用する集合投資機構全体の資産総額でもって、同一法人等が発行した持分証券総数の100分の20を超えて投資する行為、又は各集合投資機構の資産総額で同一法人等が発行した持分証券総数の100分の10を超えて投資する行為、一定の適格要件を満たさない者と場外派生商品を売買する行為、派生商品の売買に伴うリスク評価額が各集合投資機構の資産総額から負債総額を引いた価額の100分の100を超えて投資する行為、派生商品の売買に係り、基礎資産のうち、同一法人等が発行した証券の価格変動によるリスク評価額が各集合投資機構資産総額の100分の10を超えて投資を行う行為、同じ取引相手との場外派生商品売買による取引相手のリスク評価額が各集合投資機構資産総額の100分の10を超えて投資を行う行為が禁止されています。

B. 不動産の場合

不動産の場合、まず不動産を取得した後、国内の不動産の場合は3年、海外の不動産は集合投資規約に定める期間以内にこれを処分する行為が禁じられています。但し、不動産開発事業により組成又は設置した土地・建築物等を分譲する場合、また、集合投資機構が合併又は解除又は解散する場合はこの限りではありません。

また、建築物、その他の工作物がない土地で、その土地について不動産開発事業を施行する前にこれを処分する行為も禁止されています。但し、集合投資機構の合併・解除又は解散、及び不動産開発事業を行うために土地を取得した後、関連法令の制定・改定又は廃止等により事業性が著しく低下し、不動産開発事業を遂行することが困難であると客観的に立証され、その土地の処分が避けられない場合は除きます。

C. 集合投資証券の場合

この投資信託資産総額の100分の50を超えて同一の資産運用会社(資本市場法第279条第1項の外国資産運用会社を含む。)が運用する集合投資機構(同法第279条第1項の外国集合投資機構を含む。)の集合投資証券に投資する行為及び投資信託資産総額の100分の20を超えて同一の集合投資機構の集合投資証券に投資する行為は禁じられています。

また、投資信託財産で同一の集合投資機構の集合投資証券総数の100分の20を超えて投資を行う行為(この場合、この比率の計算は投資する日を基準とする。)、投資信託財産で資産総額の100分の40を超えて他の集合投資証券に投資できる集合投資機構の集合投資証券に投資を行う行為、私募集合投資機構(私募集合投資機構と同一又は類似した外国私募集合投資機構を含む。)の集合投資証券に投資する行為、投資信託の受益証券を販売する投資売買業者又は投資仲介業者が受け取る販売手数料及び販売報酬とその投資信託が投資する他の集合投資機構の集合投資証券を販売する投資売買業者(外国投資売買業者を含む。)又は投資仲介業者(外国投資仲介業者を含む。)が受け取る販売手数料及び販売報酬の合計が資本市場法施行令第77条第4項の限度を超えて集合投資証券に投資する行為も禁止されています。

D. その他の場合

その他、投資者保護又は集合投資財産の安定的な運用等を阻害する恐れのある行為として禁止されている行為としては、各集合投資機構に属する証券のうち、証券総額の100分の50を超えて解約条件付き証券を売却する行為、証券の範囲で資産総額の100分の50を超えて証券を貸与する行為、各集合投資機構の資産総額の範囲で100分の20を超えて証券を借り入れる行為があります。

(ロ) 集合投資機構の構成

() 投資信託

A. 投資信託の設定：信託契約書による信託契約締結

投資信託を設定しようとする資産運用会社は、資産運用会社及び信託業者の商号、信託元本の価額及び受益証券の総口数に関する事項、投資信託財産の運用及び管理に関する事項、利益分配及び解約に関する事項、資産運用会社・信託業者などが受け取る報酬、その他の手数料の計算方法及び支払時期・方法に関する事項(但し、資産運用会社が基準価格算定業務を委託する場合、その手数料は該当投資信託財産により負担するという内容を盛り込まなければならない。)、受益者総会に関する事項、開示及び報告書に関する事項、その他受益者保護のために必要な事項として資本市場法施行令に定める事項が記載された信託契約書により、信託業者と信託契約を締結します。

B. 信託契約の変更

投資信託を設定した資産運用会社が信託契約を変更しようとする場合、信託業者と変更契約を締結しなければなりません。この場合、信託契約のうち、資産運用会社・信託業者などが受け取る報酬、その他の手数料の引上げ、受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場法施行令第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)、信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)、その他、受益者の利益に係る重要な事項(投資信託の種類、主な投資対象資産の変更、投資対象資産に対する投資限度の変更、資産運用会社の変更、解約禁止型投資信託でない投資信託の解約禁止型投資信託への変更、解約代金支払日の延期、その他受益者を保護するために必要な事項として、金融委員会が定めて告示する事項のいずれか一つに該当する事項の変更など、主要事項を変更する場合は事前に受益者総会を経なければなりません。

C. 受益証券の発行

投資信託を設定した資産運用会社は、投資信託の受益権を均等に分割して受益証券として表示しなければなりません。受益者は信託元本の償還及び利益分配などについて受益証券の口数に従い、均等な権利をもちます。投資信託を設定した資産運用会社は、受益証券の発行価額の全額が払い込まれた場合、信託業者の確認を受けて資本市場法第309条第5項による方法で受益証券を発行します。受益証券は無額面記名式とします。

D. 受益者総会

投資信託は受益者全体で構成された受益者総会を置き、総会は資本市場法第190条又は信託契約に定めた事項についてのみ決議することができます。受益者総会は投資信託を設定した資産運用会社が招集します。但し、投資信託財産を保管・管理する信託業者又は発行済受益証券の総口数の5%以上を保有する受益者が受益者総会の目的と招集理由を記載した書面を提出することにより、受益者総会の招集をその資産運用会社に要請する場合、資産運用会社は1ヶ月以内に受益者総会を招集しなければなりません。

受益者総会の招集通知については韓国商法第363条第1項及び第2項に準じ、受益者総会を招集するにあたり会日を定め、2週間前に受益者に対して書面又は電子文書で通知書を送ります。但し、その通知書が受益者名簿上の受益者の住所に3年間続けて届かない時は、資産運用会社は該当受益者に対し総会の招集を通知しないこともあります。

受益者総会は、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の4分の1以上の数をもって決議します。但し、法令に定める受益者総会の決議事項以外であり、信託契約で定める受益者総会の決議事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の5分の1以上の数をもって決議することができます。受益者は受益者総会に出席せずに書面で議決権を行使することができます。但し、次の要件を全て満たす場合は、受益者総会に出席した受益者が所有する受益証券の総口数の決議内容に影響を与えないように議決権を行使(以下「みなし議決権行使」という。)したものとみなします。

- a. 受益者のもとに、資本市場法施行令第221条第6項により、投資信託約款に記載されている内容を知らせる書面、電話・電信・ファックス、電子メール、又はこれに類する電子通信の方法で、議決権行使に関する通知があったものの、議決権が行使されていないこと
- b. みなし議決権行使の方法が投資信託約款に記載されていること
- c. 受益者総会で議決権を行使した受益証券の総口数が、発行済受益証券の総口数の10分の1以上であること
- d. そのほか、受益者の利益保護と受益者総会決議の公正性などのために、みなし議決権行使の結果を、金融委員会が定め告示する方法で受益者に提供すること

投資信託を設定した資産運用会社(資本市場法第190条第3項後段により受益者総会を招集する受託会社、又は発行済受益証券総口数の100分の5以上を所有する受益者を含む。)は、資本市場法第190条第5項による受益者総会の決議が成立しない場合、その日から2週間以内に延期された受益者総会(以下「延期受益者総会」という。)を招集しなければなりません。

受益者は、次のいずれかの場合、資産運用会社に対し、受益証券の数を記載した書面をもって、自己の所有する受益証券の買取りを請求することができます。

- a. 資本市場法第188条第2項各号以外の部分(本文)の後段による信託契約の変更又は第193条第2項による投資信託の合併についての受益者総会決議への反対(受益者総会の前に、該当資産運用会社に対し、その決議に反対する意思を書面で通知した場合に限る。)は、受益者がその受益者総会の決議日から20日以内に受益証券の買取りを請求する場合
- b. 資本市場法第193条第2項各号以外の部分(本文)の但書による投資信託の合併に反対する受益者が、大統領令に定める方法で受益証券の買取りを請求する場合

E. 投資信託の解約

資産運用会社は金融委員会の承認を得て投資信託を解約することができます。但し、受益者全員が同意した場合、該当投資信託の受益証券全てについて解約請求を受けて信託契約を解約しようとする場合、投資信託が最初に設定された後1年目となる日の元本額が50億ウォン未満の場合、又は、投資信託が最初に設定され1年が経過した後に、1ヶ月間続けて投資信託の元本額が50億ウォン未満の場合は、金融委員会の承認を得ずに解約することができ、解約後その事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。

また、資産運用会社は、信託契約に定める信託契約期間の終了、受益者総会の投資信託解約決議、投資信託の被吸収合併、投資信託の登録取消しがあった場合、受益者総数が1人になる場合、又は、投資信託受益証券の上場が廃止される場合、遅滞なく投資信託を解約しなければならず、その解約事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。

() 投資会社

A. 投資会社の設立

金融会社の支配構造に関する法律第5条による役員欠格要件に該当しない発起人は、投資会社を設立時に定款を作成し株式を引き受けた後、遅滞なく金銭で引受価額を払い込みます。発行する株式の引受価額の払込みが完了した時は、遅滞なく議決権過半数の賛成により理事を選任しなければならず、選任された理事は、投資会社の設立について法令や投資会社の定款に対する違反事項の有無を調査し、その結果を理事会に報告しなければなりません。理事は調査結果、法令又は投資会社の定款に違反する事項を発見した場合、すみやかにこれを発起人に報告します。発起人は報告を受けた日から2週間以内に資本市場法施行令に定める書類を添付して設立登記をしなければなりません。

B. 投資会社定款の変更

投資会社は理事会決議で定款を変更することを原則とします。但し、資産運用会社・信託業者などが受け取る報酬、その他の手数料の引上げ、資産運用会社又は信託業者の変更、存続期間又は解散事由の変更、投資対象資産に対する投資限度の変更、投資会社の種類の変更、主な投資対象資産の変更、オープン型投資会社の解約禁止型投資会社への変更、解約代金支払日の延期及びその他株主保護のために必要な事項として金融委員会が定めて告示する事項の場合は、株主総会決議を経なければなりません。

() 投資有限会社

資産運用会社が投資有限会社を設立する場合、目的、商号、投資有限会社財産の運用及び管理に関する事項などを記載した定款を作成し、記名捺印又は署名をしなければなりません。定款作成後の投資有限会社設立時に出資金を金銭で払い込まなければなりません。出資金額が払い込まれた日から2週間以内に定款、出資金の払込銀行、その外の金融機関の出資金の払い込み・保管に関する証明書を添付して設立登記をしなければなりません。

() 投資合資会社

資産運用会社が投資合資会社を設立する場合定款を作成して無限責任社員1人と有限責任社員1人が記名捺印又は署名しなければなりません。定款作成後に出資金を金銭で払い込まなければなりません。出資金額が払い込まれた日から2週間以内に定款、出資金額の払込銀行、その外の金融機関の出資金の払い込み・保管に関する証明書を添付して設立登記をしなければなりません。投資合資会社社員の出資の目的は金銭に限り、投資合資会社の登録前は社員以外の者を社員として加入させることはできません。

() 投資有限責任会社

資産運用会社が投資有限責任会社を設立する場合、目的、商号、投資有限責任会社財産の運用及び管理に関する事項などを記載した定款を作成して社員1人が記名捺印又は署名をしなければなりません。定款作成後の設立登記をするまで出資金を金銭で払い込まなければなりません。出資金額が払い込まれた日から2週間以内に定款、出資金の払込銀行、その外の金融機関の出資金の払い込み・保管に関する証明書を添付して設立登記をしなければなりません。

() 投資合資組合

資産運用会社が投資合資組合を設立する場合、組合契約を作成して無限責任組合員1人と有限責任組合員1人が記名捺印又は署名しなければなりません。投資組合は資本市場法第182条により登録前に第三の組合員の加入を禁止しており、組合員の出資の目的は金銭に限ります。投資組合の登録前は組合員以外の者を組合員として加入させることはできません。

() 投資匿名組合

資産運用会社が投資匿名組合を設立する場合、匿名組合契約を作成し、その匿名組合契約に営業者1人と匿名組合員1人が記名捺印又は署名しなければなりません。匿名組合員の出資の目的は金銭に限り、投資匿名組合の営業者は、登録前に匿名組合員以外の者を匿名組合員として加入させることはできません。投資匿名組合財産は資産運用会社である営業者1人が運用し、投資会社の法人理事に関する規定は投資匿名組合の営業者に準じます。

(八) 集合投資機構の業務遂行

() 集合投資財産運用の主体

- A. 投資信託と投資匿名組合の場合は、資産運用会社が投資信託財産及び投資匿名組合財産を運用します。
- B. 投資会社・投資有限会社・投資合資会社・投資組合(以下「投資会社等」という。)の場合は、投資会社等の法人理事、業務執行社員又は業務執行組合員である資産運用会社が集合投資財産を運用します。

- () 集合投資財産に属する持分証券の議決権行使の主体
- A. 投資信託財産又は投資匿名組合財産に属する持分証券(その持分証券に係る証券預託証券を含む。)の議決権行使は、その投資信託又は投資匿名組合の資産運用会社が遂行します(資本市場法第184条第1項)。
- B. 投資会社等の集合投資財産に属する持分証券の議決権行使は、その投資会社等が遂行するものとされますが、投資会社等はその投資会社等の資産運用会社にその投資会社等の集合投資財産に属する持分証券の議決権の行使を委託することが可能です。
- () 集合投資財産の保管・管理業務の信託業者への委託
- A. 投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等は、集合投資財産の保管・管理業務を信託業者に委託します(資本市場法第184条第3項)。
- B. 資産運用会社が自己の運用する集合投資財産を保管・管理する信託業者となることは禁止されています(資本市場法第184条第4項)。
- () 集合投資証券販売契約又は委託販売契約
- A. 投資売買業者と販売契約又は投資仲介業者と委託販売契約を締結
投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等は、集合投資機構の集合投資証券を販売する場合、投資売買業者と販売契約を締結するか、投資仲介業者と委託販売契約を締結しなければなりません(資本市場法第184条第5項)。
- B. 資産運用会社が集合投資証券を直接販売する場合
投資信託や投資匿名組合の資産運用会社が投資売買業者又は投資仲介業者として、集合投資機構の集合投資証券を販売する場合、販売契約又は委託販売契約は締結しません。
投資信託・投資匿名組合の資産運用会社が直接集合投資証券を販売する場合、資産運用会社自らが集合投資証券の販売のための投資売買業者又は投資仲介業者としての立場で集合投資証券を販売する(資産運用会社と集合投資証券販売社の地位を同時に保有)ため、集合投資証券の販売契約又は委託販売契約締結は要求されません。
- () 投資会社業務の一般事務管理会社への委託
- A. 投資会社は韓国商法上の株式会社の形態ですが、投資目的で設立された名目上の会社(Paper Company)に過ぎず、実質的業務を遂行する役員・従業員や本店・支店を置いていません。投資会社の特性を考慮し投資会社株式の発行及び名義書き換え、投資会社財産の計算、法令又は定款による通知及び公告、理事会及び株主総会の招集・開催・議事録作成などに関する業務、資本市場法第238条第8項に基づき委託された業務、投資会社の運営に関する業務を、一般事務管理会社に委託するよう義務付けています。
- B. 投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等が法令を違反して虚偽の基準価格を算定した場合、金融委員会はその投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等に対して基準価格算定業務を一般事務管理会社にその範囲を定めて委託するよう命ずることができます。この場合、該当資産運用会社及びその資産運用会社の系列会社、投資会社・投資有限会社・投資合資会社の系列会社はその受託対象から除かれます。

() 業務の委託

- A. 認可を受けた業務又は登録を受けた業務又は付随業務の一部を第三者に委託することができます。しかし、遵法監査人の業務(役員・従業員の法規遵守と関連した教育を除く)、内部監査業務、リスク管理業務、信用リスクの分析・評価業務などは、内部統制領域に該当する事項なので、委託を全面的に禁止しています。
- B. 原則として、資産運用会社から業務委託を受けた第三者は再委託をしてはなりません。しかし、投資者保護を阻害しない範囲内で資産運用会社の円滑な業務遂行のため必要な場合、再委託を認めています。委託業務に付随する業務、外貨資産である集合投資財産の運用・運用指示業務、資本市場法第308条による預託対象証券など外貨資産の保管・管理業務などがこれにあたります。

() 信託業者の義務

- A. 善管義務及び忠実義務
- a. 韓国信託法第32条では、受託者は善良な管理者の注意で信託事務を処理しなければならないと規定して善管義務を認めている。ただし、信託行為で別に定めた場合にはそれに従うことができると規定しています。
- b. 韓国信託法第33条では、受託者は受益者の利益のために事務処理をするように規定して忠実義務を認めています。
- c. 資本市場法第102条は「信託業者は受益者に対して善良な管理者の注意をもって信託財産を運用」しなければならないと規定しています。
- aa. 善管注意義務の内容：一般的に受託者が信託事務を処理するうえで払うべき善管注意は「通常の合理的な者が同一事項について自己の財産と等しい水準の管理業務」を果たすものと理解されます。
- bb. 忠実義務の内容
- aaa. 利害相反防止義務：韓国信託法第34条第1項は、受託者が信託財産を固有財産とすること、又は信託財産に係る権利を取得することを禁じています。これは「受託者と信託財産の間」で単純に自己取引のみならず、受託者が信託と利益相反が生じる他の種類の取引あるいは状況にも類推適用され、受託者が信託を管理する期間は、自己の利益や第三者の利益が受益者の利益と相反しないようにすべきという「信託との利益相反回避義務」と理解されます。
- bbb. 信託利益の享有禁止：受託者は信託財産から信託の利益を享有することが禁止されており、第三者に信託の利益を享有させることも許されていません。同義務は、受託者が利益相反回避義務という事前の制御にもかかわらず、利益相反的地位に立つことで取得することとなる潜在的な利益を「事前に禁止」することで、受託者の信託違反を抑制するため認められる義務です。

ccc. 信託情報の秘密保持義務

- ・受託者の信託情報の秘密保持義務は、信託に関連して取得した情報が重要情報である場合、受託者に発生する義務です。
- 信託業者は金融実名法に基づく金融機関であるため、同法による秘密保持義務もまた遵守する義務を負います。
- ・秘密保持義務は、消極的な側面における秘密保持義務と積極的な側面の使用禁止義務に区分されます。
- 秘密保持義務は受託者が信託業務に関連して取得した情報を、受託者のみが保有しなければならないという意味です。
- 使用禁止義務は、受託者が信託情報を受託者の利益のためにのみ使用しなければならない、他の目的に使用してはならないという意味です。
- ・信託情報の秘密保持義務は、信託に係わる重要情報を受託者が取得することにより発生した義務であるため、関連情報の重要性が持続する限り、信託が終了した後も継続すると理解されます。

B. 信託財産に関する情報提供義務

受益者は信託業者に対し営業時間内に理由を記載した書面により、その受益者に関連した信託財産に関する帳簿・書類の閲覧や謄本又は抄本の交付を求めることができます(資本市場法第113条第1項、資本市場法施行令第115条)。信託業者は次の事由がある場合は、受益者の帳簿などの閲覧及び開示要求を断ることができます。この場合、信託業者は閲覧や交付が不可能な旨とその事由を記載した書面を受益者に提出しなければなりません。

- a. 信託財産の運用内訳などが記載された帳簿・書類を提供することにより、提供された者がその情報を取引又は業務に利用する恐れ、又は他人に提供する恐れが著しい場合
- b. 信託財産の運用内訳などが記載された帳簿・書類を提供することにより、他の受益者に損害を被らせることが明らかに認められる場合
- c. 信託契約に解約された信託財産に関する帳簿・書類で保存期限が経過するなどの事由により、受益者の閲覧提供要請に応じることが不可能な場合

(二) 集合投資証券の販売及び買戻規制

() 販売

資本市場法では投資者保護を強調しています。販売者に対し、投資勧誘に係る説明を義務付け、適合性原則を取り入れています。それ以外にも会社の利益と顧客の利益の間に発生しうる利害相反防止体制を構築し、発行開示規制の適用範囲を銀行債・集合投資証券・受益証券にまで拡大しました。

A. 販売広告

金融投資業者は集合投資証券の投資広告をする場合、次の事項を含まなければならない、集合投資機構の名称、集合投資機構の種類に関する事項、集合投資機構の投資目的及び運用戦略に関する事項、その他に集合投資証券の特性などを考慮し、資本市場法施行令に定める事項以外の事項は投資広告に使用できません。

- a. 集合投資証券を取得する前に投資マニュアルを読むよう勧める内容。
- b. 集合投資機構は運用の結果によっては投資元本の損失が発生する可能性があり、その損失は投資者に帰属するという事実。
- c. 集合投資機構の運用成果を含めて投資広告をする場合、その運用成果が未来の収益率を保証するものではないという内容。

金融投資業者は投資広告をするにあたって、資本市場法第103条第3項により損失の補填又は利益の保証をする場合を除いては、損失補填又は利益保証と誤認させる表示をしてはなりません。投資広告において表示・広告の公正化に関する法律第4条第1項による表示・広告事項がある場合は、同法の定めに従います。その他に投資広告の方法及び手続きなどについて必要な事項は資本市場法施行令で定められています。

- B. 販売価格及び手数料
 - a. 金融投資業者は投資者から受け取る手数料の賦課基準と手続きに関する事項を定め、インターネットホームページ等を利用して開示しなければなりません。
 - b. 金融投資業者は上記による手数料賦課基準を定める際、投資者を正当な事由なく差別してはなりません。
 - c. 金融投資業者は上記による手数料賦課基準と手続きに関する事項を金融投資協会に通知しなくてはなりません。
 - d. 金融投資協会は上記により通知を受けた事項を金融投資業者別に比較し開示しなければなりません。
- C. 投資勧誘準則の制定
 - a. 金融投資業者は投資勧誘をするにあたり、金融投資業者の役員・従業員が遵守すべき具体的な基準及び手続き(以下「投資勧誘準則」という。)を定めなければなりません。但し、派生商品等に関しては一般投資者の投資目的・財産状況及び投資経験などを考慮して、投資者等級別に差等化した投資勧誘準則を作成しなければなりません。
 - b. 金融投資業者は投資勧誘準則を定めた場合、インターネットホームページ等を利用して開示しなければなりません。投資勧誘準則を変更した場合も同じです。
 - c. 金融投資協会は投資勧誘準則と関連し、金融投資業者が共通で使用できる標準投資勧誘準則を制定することができます。

() 集合投資証券の買戻

- A. 投資者はいつでも集合投資証券の買戻を請求できます(買戻禁止型は除く。)(資本市場法第235条第1項)。
- B. 買戻手続き
通常買戻手続は以下の通りです。
 - a. 投資信託受益証券及び投資匿名組合持分証券
販売会社 資産運用会社 買戻
 - b. 投資会社、投資有限・合資会社、投資組合(「投資会社等」)の持分証券
販売会社 投資会社等 買戻

- C. 買戻方法
- a. 資産運用会社又は投資会社等は大統領令に定める場合を除き、買戻請求日から15日以内に規約に定める買戻日に買戻代金を支払います(資本市場法第235条第4項)。
大統領令に定める例外は、以下の場合です。
市場性のない資産に10%を超えて投資するファンド、又は外貨資産に50%を超えて投資するファンドで、規約に15日を超えて定めた場合
 - b. 資産運用会社又は投資会社等が買戻代金を支払う場合、集合投資財産として保有している金銭又は集合投資財産を処分して得た金銭によらなければなりません。但し、投資者全員の同意を得た場合は、集合投資財産で支払うことができます。
 - c. 買戻請求に応じる者は、買戻請求を受けた集合投資証券を、自己の計算で取得してはならず、また自己の計算他人に取得させてはなりません。
以下の場合には、自己の計算による買戻制限は、例外として認められます。
 - ・MMFにおいて、ファンド別に100億ウォン以内で個人投資者に買戻請求日基準価格で買い取る場合
 - ・投資者が金額基準で買戻請求するため、販売会社がやむを得ず集合投資証券の一部を買い取る場合
- D. 買戻価格
- a. 資産運用会社又は投資会社は買戻請求日以降に算定される基準価格で買い戻さなければなりません(資本市場法第236条第1項)。
以下の場合には、例外となります(資本市場法施行令第255条)。
 - ・投資者との事前約定によりMMFの当日の買戻の場合
 - ・年金基金投資プール又は外国換平衡基金によるMMFの当日の買戻の場合
 - b. 買戻請求日以降に算定される基準価格(資本市場法施行令第255条第3項)とは、買戻請求日から起算して第2営業日(基準時点以降の買戻の場合、第3営業日)以降に公告される基準価格で、集合投資規約で定めた基準価格をいいます。
 - c. 資産運用会社又は投資会社等は集合投資財産の一部が買戻延期の事由に該当する場合、一部は買戻を延期し、残りについては買戻に応じることができ、買戻が延期された資産でのみ別途の集合投資機構を設定・設立することができます。

(ホ) 権利行使に対する規制

- () 資産運用会社は次に該当する場合、中立投票(Shadow voting)を行わなければなりません。但し、集合投資財産に属する株式を発行した法人の合併、営業の譲渡又は譲受、役員任免、定款の変更、その他集合投資財産に損失をもたらす恐れのある場合は、通常の議決権行使が可能です。(資本市場法第87条第1項、資本市場法施行令第89条)
- A. 次に該当する者が株式発行人を系列会社に編入させるための場合
 - a. 資産運用会社、その特殊関係人及び共同保有者
 - b. 関係投資売買業者及びその系列会社
 - c. 資産運用会社の大株主(筆頭株主の特殊関係人である株主を含む。)

B. 株式の発行人が資産運用会社と以下の関係にある場合

- a. 系列会社関係
- b. 関係投資売買業者及びその系列会社関係
- c. 資産運用会社の大株主(筆頭株主の特殊関係人である株主含む。)関係

(注) 中立投票(Shadow voting)とは、機関投資者以外の株主が議決した議決権の割合の通り

に、機関投資者の議決権数を分けることです。機関投資者の投資比率が高い会社は、機関投資者が株主総会に出席して議決権を行使することができない場合、総会参加株主数が一定の基準に満たず、株主総会自体が無効となる可能性があります。その場合、機関投資者が株主として決議に参加はするものの、議決結果そのものには影響を及ぼさないようにする方式が中立投票です。

() 相互出資制限企業集団に属する企業集団の場合、原則として上記但書は適用されません(資本市場法第87条第2項)。

A. 但し、集合投資財産で資産運用会社の系列会社である株券上場法人が発行した株式を保有している場合で、合併、営業の譲渡又は譲受、役員任免及び定款の変更について中立投票を行う場合、集合投資財産に明らかに損失をもたらすことが予想される場合は、通常の議決権行使ができません。

B. この場合、通常の議決権行使の限度は、その法人の特殊関係人が行使できる株式数を合計し、その法人の発行株式総数の15%を超えてはなりません。

() 同一銘柄投資限度(例外による限度超過を含む。)及び系列会社証券投資限度を超えて投資した株式の場合は中立投票をしなければなりません。

() 資産運用会社は第三者との契約により議決権を交えて行使するなど、議決権行使制限規定を免れるための行為が禁止されています(資本市場法第87条第4項)。

() 金融委員会は、資産運用会社が議決権行使制限規定に違反して議決権を行使した場合、6ヶ月以内の期間を定めて、その株式の処分を命じることができます。

特殊な形の集合投資機構

(イ) 買戻禁止型投資機構

投資した資金につき、集合投資機構で定めた一定条件に至るまで買戻ができない集合投資機構です。買戻が不可能なため、買戻資金を集めるためのポートフォリオ内の現金保有比率を抑えることができ、集合投資機構資産を安定的に運用することができます。このような閉鎖型集合投資機構は主に流動性の低い資産を運用する場合に主に利用され、投資者保護のために一定の条件が求められています。

A. 集合投資機構資産総額の20%以上を不動産及び特別資産のような流動性の低い資産に投資する不動産集合投資機構、特別資産集合投資機構、混合資産集合投資機構は閉鎖型で設立することができます。

B. 最初の設定日から90日以内に集合投資機構を取引所に上場しなければなりません。上場された集合投資機構は取引所で売買を通じて他の投資者に譲渡でき、最低限の買戻の機会を投資者に保障します。

(ロ) 種類型集合投資機構

マルチクラス集合投資機構と通称される集合投資機構です。販売報酬、販売手数料及び買戻手数料をそれぞれ異なるように適用した集合投資機構で、これにより基準価格に差が生じます。一般的に販売報酬設定と同時に優先的に付加する先取型、投資金額に応じて報酬が差等適用されるクラスなど、販売による様々な需要に応じて設立されます。

(ハ) 転換型集合投資機構

別名、アンブレラ集合投資機構ともいいます。投資者の判断により一つの集合投資機構で別の集合投資機構に転換投資を行うことができます。転換の際に買戻手数料を求められることはありません。

(ニ) 母子型集合投資機構

同一の投資対象と投資戦略をもつ多数の集合投資機構(子集合投資機構)の資産を一つの集合投資機構(母集合投資機構)に集め、統合運用を行う集合投資機構です。

(ホ) 上場指数集合投資機構

特定の指数又は価格と収益率が連動するように設立された集合投資機構で、取引所に上場され、株式売買と同じ方式で取引を行うことができる集合投資機構です。

第4【参考情報】

本ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

1 有価証券報告書及びその添付書類

計算期間 第12期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

2020年4月28日関東財務局長に提出

2 半期報告書

計算期間 第13期中(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

2020年9月28日関東財務局長に提出

第5【その他】

該当事項はありません。

本ファンドの前期財務書類に対する監査報告書は、当期財務書類に対する監査報告書をご参照ください。

[次へ](#)

管理会社の前期財務書類に対する監査報告書は、当期財務書類に対する監査報告書をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

サムスンKODEXサムングループ株証券上場指数投資信託[株式]
受益者及びサムスン資産運用株式会社代表取締役 御中

監査意見

当監査人は、サムスンKODEXサムングループ株証券上場指数投資信託[株式]（以下「投資信託」）の財務諸表を監査しました。当該財務諸表は、2020年12月31日及び2019年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了する各報告期間の損益計算書、資本変動表、及び有意な会計政策の要約を含む財務諸表の注釈で構成されています。

当監査人の意見では、別添の投資信託の財務諸表は投資信託の2020年12月31日及び2019年12月31日現在の財務状態と、同日に終了する各報告期間の財務成果を韓国の企業会計基準書第5003号(集合投資機構)に沿って、重要性の観点から公正に表示しています。

監査意見の根拠

当監査人は、韓国の会計監査基準に沿って監査を実施しました。この基準に基づいた当監査人の責任は、この監査報告書の財務諸表監査に対する監査人の責任段落に記述されています。当監査人は、財務諸表監査と関連する韓国の倫理的な要求事項に応じて投資信託から独立的で、その要求事項に沿ったその他の倫理的な責任を果たしました。当監査人が入手した監査証拠が、監査意見の為の根拠として、十分適切である事を当監査人は信じています。

財務諸表に対する経営陣と支配機構の責任

投資信託の集合投資業者であるサムスン資産運用株式会社の経営陣は、大韓民国の企業会計基準書第5003号(集合投資機構)に沿って、財務諸表を作成し、公正に表示する責任があり、不正や誤謬による重要な歪曲表示のない財務諸表を作成する為に必要であると決定した内部統制についても責任があります。

経営陣は財務諸表を作成する際に、投資信託の継続企業としての存続能力を評価し、該当する場合には、継続企業関連事項を公示する責任があります。尚、経営陣は、企業の清算、又は営業を中断する意図がない限り、会計の継続企業の前提の使用にも責任があります。

支配機構は、投資信託の財務報告手続きの監視に対する責任があります。

財務諸表に対する監査人の責任

当監査人の目的は、投資信託の財務諸表に全体的に否定や誤謬による重要な歪曲の表示がないかについて合理的な確信を得り、当監査人の意見が含まれている監査報告書を発行する事にあります。合理的な確信は、高いレベルの確信を意味するが、監査基準に従って実行された監査が、常に重要な歪曲表示を発見する事を保証していません。

歪曲表示は否定や誤謬から発生することができ、歪曲表示が財務諸表を根拠とした利用者の経済的意思決定に個別的、又は集合的に影響を与える事が、合理的に予想される場合は、その歪曲表示は重要であると見なされます。

監査基準に基づく監査の一部として、当監査人は監査の全過程にわたって専門的判断を随行し、専門的疑問心を維持しています。また、当監査人は：

- ・不正や誤謬による財務諸表の重要な歪曲表示リスクを識別、評価し、そのような危険に対応する監査手続を設計、実行します。そして監査意見の根拠として十分で適切な監査証拠を入手します。否定は共謀、偽造、意図的な欠落、虚偽陳述、又は内部統制無力化が介入する事がある為、不正による重要な歪曲表示を発見できないリスクは、誤謬に起因する危険性よりも大きいです。
- ・状況に適した監査手続を設計するために、監査に関連する内部統制を理解します。しかし、これは、内部統制の効果性についての意見を表明するためのものではありません。
- ・財務諸表を作成するために経営陣が適用した会計方針の適合性と経営陣が導出した会計推定値と関連公示の合理性について評価します。
- ・経営陣が使用した会計の継続企業の前提の適切性と、入手した監査証拠に基づき、継続企業としての存続能力に対して有意的疑問をもたらすことができる事件や、状況に関連する重要な不確実性の存在可否についての結論を出します。重要な不確実性が存在すると結論を下す場合には、当監査人は財務諸表の関連公示について監査報告書に注意を喚起させ、これらの開示が不適切な場合の意見を変形させることを要求されています。当監査人の結論は、監査報告書日までに入手された監査証拠に基づくが、将来の出来事や状況が会社の継続企業として存続を中断させることができます。
- ・公示を含む財務諸表の全体的な表示や構造と内容を評価し、財務諸表の基礎となる取引や出来事を財務諸表が公正な方法で表示しているかどうかを評価します。

当監査人はいくつかの事項のうち、計画された監査範囲や時期と監査中識別された有義的内部統制の不備など、有意的な監査の発見事項について支配機構とコミュニケーションします。

ソウル特別市江南区南部循環路2913

デジュ会計法人

權章蒼

2021年 2月 15日

当監査報告書は監査報告書日現在で有効なものです。従って、監査報告書日以後同報告書を閲覧する時点までの間に、添付の会社の財務諸表に重大な影響を及ぼす事象又は状況が生ずる可能性があり、そのため当監査報告書が修正されることもあります。

[次へ](#)

原文は添付文書の独立監査人の監査報告書原文を参照のこと。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

サムスン資産運用株式会社
株主及び理事会 殿

監査意見

当監査人は、サムスン資産運用株式会社(以下「会社」)の財務諸表を監査しました。該当財務諸表は、2020年12月31日及び2019年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了する各会計期間の包括損益計算書、資本変動表、及びキャッシュフロー計算書並びに有意的な会計方針の要約、その他の説明情報で構成されています。

当監査人の意見では、別添の会社の財務諸表は会社の2020年12月31日及び2019年12月31日現在の財務状態と、同日に終了する各報告期間の財務成果及びキャッシュフローを韓国採択国際会計基準に沿って重要性の観点から公正に表示しています。

監査意見の根拠

当監査人は、韓国の会計監査基準に沿って監査を実施しました。この基準に基づいた当監査人の責任は、この監査報告書の財務諸表監査に対する監査人の責任段落に記述されています。当監査人は、財務諸表監査と関連する韓国の倫理的な要求事項に応じて会社から独立的で、その要求事項に沿ったその他の倫理的な責任を果たしました。当監査人が入手した監査証拠が、監査意見の為の根拠として、十分適切である事を当監査人は信じています。

強調事項

監査意見には影響を及ぼさない事項として利用者は注釈35に注意を払う必要があります。注釈35にて説明しているように、2020年初'コロナウイルス感染症-19(以下、「COVID-19」)'の拡散の懸念により、我が国を含む世界中は、厳しい経済状況及び事態の長期化への不確実性に直面しております。

これに対して弊社はCOVID-19の流行が会社の営業及び財務状態に及ぼす不確実性に対し積極的にモニタリングしております。

しかし、上に述べた全般的状況が会社の財務状態に与える究極の影響は現在には推測できず、財務諸表はその影響を反映されていません。

財務諸表に対する経営陣と支配機構の責任

経営陣は、韓国採択国際会計基準に沿って財務諸表を作成し、公正表示する責任があり、不正や誤謬による重要な歪曲表示のない財務諸表を作成する為に必要であると決定した内部統制についても責任があります。

経営陣は財務諸表を作成する際に、会社の継続企業としての存続能力を評価し、該当する場合には、継続企業関連事項を公示する責任があります。尚、経営陣が企業の清算、又は営業を中断する意図がない限り、会計の継続企業の前提の使用にも責任があります。

支配機構は、会社の財務報告手続きの監視に対する責任があります。

財務諸表に対する監査人の責任

当監査人の目的は、投資信託の財務諸表に全体的に否定や誤謬による重要な歪曲の表示がないかについて合理的な確信を得り、当監査人の意見が含まれている監査報告書を発行する事にあります。合理的な確信は、高いレベルの確信を意味するか、監査基準に従って実行された監査が、常に重要な歪曲表示を発見する事を保証していません。歪曲表示は否定や誤謬から発生することができ、歪曲表示が財務諸表を根拠とした利用者の経済的意思決定に個別的、又は集散的に影響を与える事が、合理的に予想される場合は、その歪曲表示は重要であると見なされます。

監査基準に基づく監査の一部として、当監査人は監査の全過程にわたって専門的判断を随行し、専門的疑問心を維持しています。また、当監査人は：

- 不正や誤謬による財務諸表の重要な歪曲表示リスクを識別、評価し、そのような危険に対応する監査手続を設計、実行します。そして監査意見の根拠として十分に適切な監査証拠を入手します。否定は共謀、偽造、意図的な欠落、虚偽陳述、又は内部統制無力化が介入する事がある為、不正による重要な歪曲表示を発見できないリスクは、誤謬に起因する危険性よりも大きいです。
- 状況に適した監査手続を設計するために、監査に関連する内部統制を理解します。しかし、これは、内部統制の効果性についての意見を表明するためのものではありません。
- 財務諸表を作成するために集合投資業者の経営陣が適用会計方針の適合性と集合投資業者の経営陣が導出した会計推定値と関連公示の合理性について評価します。
- 集合投資業者の経営陣が使用した会計の継続企業の前提の適切性と、入手した監査証拠を基き、継続企業としての存続能力に対して有意的疑問をもたらすことができる事件や、状況に関連する重要な不確実性が存在可否についての結論を出します。重要な不確実性が存在すると結論を下す場合には、当監査人は財務諸表の関連公示について監査報告書に注意を喚起させ、これらの開示が不適切な場合の意見を変形させることを要求されています。当監査人の結論は、監査報告書日までに入手された監査証拠に基づくが、将来の出来事や状況が投資信託の継続企業として存続を中断させることができます。
- 公示を含む財務諸表の全体的な表示や構造と内容を評価し、財務諸表の基礎となる取引や出来事を財務諸表が公正な方法で表示しているかどうかを評価します。

当監査人はいくつかの事項のうち、計画された監査範囲や時期と監査中識別された有義的内部統制の不備など、有意的な監査の発見事項について支配機構コミュニケーションします。

三 逸 会 計 法 人
代 表 理 事 金 永 植

2021年 3月 12日

当監査報告書は監査報告書日(2021年3月12日)現在で有効なものです。従って、監査報告書日以後同報告書を閲覧する時点の間に、添付の会社の財務諸表に重大な影響を及ぼす事象又は状況が生ずる可能性があり、そのため当監査報告書が修正されることもあります。

[前へ](#)

[次へ](#)

原文は添付文書の独立監査人の監査報告書原文を参照のこと。

[前へ](#)